

公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会

最 終 報 告 書 (案)

平成 20 年 7 月 2 日

はじめに

- 1 受信料制度は、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献等、NHKが公共放送としての使命を果たすため、その事業運営を支える制度として設けられたものであり、受信機の普及とともに受信者間に定着し、これまでNHKの安定的財源を確保することに寄与してきた。
- 2 ところが、近年、NHK職員による不祥事により国民視聴者のNHKに対する信頼が損なわれ、受信料の不払いが増加したことから、NHKの財政の根幹を成す受信料収入に深刻な影響がもたらされている。本来、受信者すべてによって支えられるべきNHKの事業運営は、現在、約7割の受信者の負担により支えられており、このように受信者間の公平性を著しく阻害するような状況に至っていることは、極めて憂慮すべきことである。
- 3 本来、受信料体系の在り方は、受信料を取り巻く環境の変化を踏まえ、国民視聴者の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系の確立に向けて、その当事者であるNHKにおける不断の見直しが求められるものである。特に、現在の衛星受信料体系は、受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱いや衛星契約の契約率の低迷への対処といった課題に直面しており、今後、衛星受信機の急激な普及や衛星受信環境の変化が継続すれば、こうした課題が更に顕在化し、受信料に関する不公平感の拡大、衛星契約に係る契約率の悪化といった問題や、その結果として、NHKの財政の根幹を成す受信料収入に深刻な影響がもたらされるおそれもある。NHKは不祥事からの信頼回復の途上にある中で、受信料の公平負担の確保に係る上記課題への対処として、国民視聴者の衛星付加受信料に関する理解も踏まえつつ、衛星受信料体系の在り方の見直しを検討する必要性が生じている。
- 4 本研究会では、このような問題意識のもと、第一次報告書の策定過程で、契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ、新たな割引の導入等、受信料体系の見直しの視点、衛星受信料体系の課題について議論を行った。このうち、特に衛星受信料体系については、衛星受信料体系の直面する課題に対応するための衛星受信料体系の見直しの考え方として、「衛星契約の地上契約との一本化」や「衛星放送のスクランブル化」

といった方法も、受信料の公平負担を確保するための衛星受信料体系の在り方の一つの考え方なのではないかという指摘がなされたところであり、こうした議論を受けて、本研究会は、引き続き、衛星受信料体系の在り方について検討を行うこととした。

5 この報告書の策定に当たっては、衛星受信料の見直しの考え方を類型化して示した上で、それぞれの考え方による見直しを行った場合の効果や影響を、課題の解決への効果、「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響、受信料の水準に及ぼす影響、衛星放送業界に及ぼす影響といった様々な視点に沿って検討することとし、NHKの協力も得つつ、関係者からの意見を聴く機会も設けて、これまで14回に渡る会合を重ねてきた。

6 この報告書では、衛星受信料体系の見直しを行う際の考え方やその効果・影響について議論を整理しているほか、課題に対する当面の対応に関する提言も盛り込んでおり、今後、平成23年の衛星放送の完全デジタル化を控える中で、衛星受信料体系の在り方を見直しに関する検討が行われる際に、報告書の内容を十分に踏まえつつ、受信料の公平負担の確保に向けた適切な措置が講じられることにより、衛星付加受信料に関する不公平感の解消、衛星契約に係る契約率の改善を通じた受信料収入の安定的な確保に寄与することが期待される。

目 次

はじめに	1
第1章 衛星受信料体系の現状と課題	5
1 衛星受信料体系の現状	5
(1) 受信料の位置付け	5
(2) 衛星付加受信料の位置付け	5
2 衛星受信料体系の課題	7
(1) 課題①：受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い	7
(2) 課題②：衛星契約の契約率の低迷への対処	8
3 衛星受信料体系を取り巻く環境変化	9
(1) 衛星受信機の普及状況	9
(2) 受信環境の変化	9
(3) 放送技術等の進展	10
(4) NHKの衛星放送の保有チャンネル数、衛星放送の性格	10
(5) 衛星収支の構造の変化等	11
(6) NHKの衛星放送の番組編成の変化	12
(7) 民間衛星放送事業者との関係	13
第2章 衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響	14
1 見直しの考え方	14
2 検討の視点	15
3 効果・影響	16
(1) 現状維持	16
(2) 受信確認メッセージ機能の活用強化	17
(3) 地上契約との一本化（受信料は地上契約の水準を想定）	20
(4) 地上契約との一本化（受信料は衛星放送に係る経費も賄えるような水準を想定） ..	21
(5) スクランブル化（受信料は収支相償となる水準（現行程度）を想定）	22
(6) スクランブル化（受信料は収支相償を上回る水準を想定）	25

第3章 公平負担のための衛星受信料体系の在り方	28
1 受信料体系の見直しの基本的考え方	28
2 今後の衛星受信料体系の在り方	28
3 課題に対する当面の対応	30
おわりに	31

第1章 衛星受信料体系の現状と課題

1 衛星受信料体系の現状

(1) 受信料の位置付け

受信料は、NHKが放送の全国普及、豊かで良い放送番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献といった公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から徴収するため、視聴の有無にかかわらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に負担を求めるものであり¹、臨時放送関係法制調査会²の答申書に記されているとおり、「国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金」と解釈されている³。

(2) 衛星付加受信料の位置付け

現在の受信料体系は、主に「地上契約」、「衛星契約」という二種類の契約種別から構成されており、地上テレビジョン放送のみを受信することのできる受信設備の設置者には地上契約の締結が、衛星テレビジョン放送を受信することのできる受信設備の設置者には衛星契約の締結が義務付けられている⁴。NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、原則として、これら二種類の契約種別のいずれかの

¹ ○放送法（昭和25年法律第132号）
（受信契約及び受信料）

第三十二条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2・3 （略）

² 昭和37年10月、郵政大臣の諮問を受けて開催されたものであり、その後、約2年間に渡って放送関係法制について議論を行い、昭和39年9月に答申書を提出。

³ ○臨時放送関係法制調査会答申書（昭和39年9月）

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であつて、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

⁴ ○日本放送協会放送受信規約
（放送受信契約の種別）

第1条 （略）

2 受信機（略）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（略）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。（略）

契約を締結することとされている⁵。受信規約の規定により支払いが義務付けられる受信料は、契約種別により異なり、地上契約については月額1,345円、衛星契約については月額2,290円となっている⁶。これらの料額の差額として衛星契約に付加的に課される受信料（衛星付加受信料）も、NHKの衛星放送の本放送が開始された平成元年以来、基本的に同額（月額945円）で推移している⁷。

NHKによる衛星放送の提供は、NHKが公共放送として果たすべき重要な使命の一つとして、放送法におけるNHKの目的として規定されており⁸、NHKがその目的を達成するために行う必須業務と位置付けられているものである⁹。このため、衛星付加受信料は、視聴の有無にかかわらず、衛星受信設備の設置者に負担を求める「特殊な負担金」という性格を持っているが、国民視聴者からは、

- ① 衛星契約に係る受信料体系（衛星受信料体系）が、地上放送に加えて衛星放送の受信を目的としているように付加的な体系となっている点
- ② 衛星放送の導入当初は、衛星放送の受信のために視聴者が新たに衛星放送用受信設備を購入・設置する形態が一般的であった点
- ③ 地上放送と同一の放送を同時に行うサイマル放送となっている諸外国の衛星放送とは異なり¹⁰、NHKの衛星放送は地上放送とは異なる衛星放送独自の番組編成がなされている点

等、地上契約に係る受信料と比較して、受益と負担の関係がより明確なものとして捉えられているのではないかと考えられる。

⁵ これらの契約種別のほか、「難視聴地域又は営業用移動体における衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機」を設置する場合の「特別契約」が設定されている（受信規約第1条第2項）。

⁶ いずれも口座振替等の場合（NHK放送受信規約第5条）

⁷ ただし、平成9年、消費税率の引き上げに伴い、衛星付加受信料は従来の930円から945円へと値上げされた。

⁸ ○放送法

（目的）

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

⁹ ○放送法

（業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。

三～五 （略）

2～11 （略）

¹⁰ 例えば、英国、フランス、ドイツ、韓国では、公共放送によって提供されている衛星放送は、地上放送のサイマル放送となっている。

2 衛星受信料体系の課題

NHKが財政の根幹を成す受信料収入を安定的に確保し、NHKがその使命を確実に遂行するためには、受信料の公平負担の確保が重要であるが、現在の衛星受信料体系は、公平負担の観点から次のような課題に直面している。

(1) 課題①：受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い

NHKの衛星放送の導入当初の衛星放送の受信環境（衛星受信環境）は、パラボラアンテナを各戸で設置する形態（個別受信）による整備が主流であり、国民視聴者自らが衛星契約の締結を義務付けられるような受信環境を構築するか否かを選択することを基本としてきた。

ところが、近年では、第一次報告書でも指摘したとおり、自らはパラボラアンテナの設置に関与していない場合であっても、集合住宅における共聴受信施設の整備や受信者の加入するケーブルテレビのネットワークの光化など受信環境の変化により、自らの選択によらず、意図せずして衛星受信環境が整い、「衛星放送を受信することのできる受信設備の設置者」に外形的に該当するとして衛星契約の締結、衛星付加受信料の支払いを求められるケースがあると指摘されている¹¹。

既に述べたように、現行制度では、放送法の規定により「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」が受信契約の締結を義務付けられ、受信規約の規定により「衛星放送を受信することのできる受信設備の設置者」が受信契約の契約種別の一つである衛星契約の締結を義務付けられている。しかし、第一次報告書で指摘した事例も含め、自ら受信環境の整備に関与しない意図せざる衛星放送の受信について、衛星契約の締結がいわば自動的に義務付けられることは、衛星放送の導入当初に認められていた衛星契約の締結に関する国民視聴者の選択の幅を狭めるものである。このような近年生じている衛星放送の受信環境の変化が今後とも継続していくことを前提とすれば、意図せずして衛星付加受信料の負担を求められる点において、今後、国民視聴者の衛星付加受信料の支払いに関する不公平感や不合理感が拡大する懸念があり、このような状況について、対応を検討する必要があると考えられる¹²。

¹¹ 第一次報告書では、「地上契約を締結している薄型テレビの所有者が、衛星放送を受信することのできる環境を整備している集合住宅に転居することにより、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料の支払いを義務付けられる事例が生じている。」等と指摘している（P. 33）。また、NHKには、衛星付加受信料について、「配線をしていないので支払いたくない」といった意見が国民視聴者から寄せられている（第9回会合ヒアリング資料（NHK提出）P. 4）。

¹² 第一次報告書では、「…外部環境の変化によって、自動的に受信規約上の『衛星放送を受信できる受信機を設置した者』に形式的に該当したとして取り扱われる者について、外部環境の変化後においても、衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、従前の地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措

(2) 課題②：衛星契約の契約率の低迷への対処

NHKの衛星契約の契約件数は、平成元年の衛星放送の本格開始以来、堅調に推移し、NHKの平成20年度事業計画では同年度末の有料契約件数は1,368万件に達することが見込まれている。これは、全契約種別の有料契約件数の37%を占めるものである¹³。このように契約件数が堅調に推移する一方、受信料の公平負担の現状を把握するために重要な指標の一つである契約率は、ここ数年、全契約種別の契約率と比較して、衛星契約の契約率が4～5ポイント低い割合で推移しており、平成18年度末時点で71.3%¹⁴にとどまっている（全契約種別の契約率は、76.9%）。

このように衛星契約については、受信者間の負担の公平性が著しく阻害されるような状況にあり、衛星受信機の急速な発達など衛星受信料体系を取り巻く環境変化を踏まえれば、今後公平性を欠く状況が更に悪化していく可能性も否定できず衛星受信料体系は、公平負担の観点から様々な課題を抱える受信料体系全体の中でも、特に大きな課題に直面していると考えられ、その対処に向けた検討が急務となっている。

置が講じられるべき」と提言した。

¹³ 全契約種別の有料契約件数は、3,618万件（平成18年度末）。

¹⁴ 衛星契約数（1,284万件）を契約対象件数（4,704万件）に衛星普及率（38.3%）を乗じて算出した衛星契約対象件数（1,801万件）で除して算出。

3 衛星受信料体系を取り巻く環境変化

(1) 衛星受信機の普及状況

衛星放送を受信することのできる受信機（衛星受信機）は、いわゆる薄型のデジタルテレビジョン放送受信機¹⁵の普及により、平成19年に約1,200万台増加するなど急速に普及し、その普及数は累計で約3,300万台に達している（平成19年末）。

一方、衛星受信機の普及が衛星放送を視聴するという目的ではなく薄型のデジタルテレビジョン放送受信機への買い替えによって進捗しているという実態が、受信環境の変化による意図しない衛星受信が顕在化してきた背景となっているものと考えられる。

また、受信料の公平負担の状況を把握するための重要な指標である契約率については、衛星受信機の急速な普及により衛星契約の対象者数は拡大しているにもかかわらず、衛星受信機の設置者を把握することが困難である等の理由により、対象者数の拡大が衛星契約の契約件数に十分反映されず、その結果、衛星契約の契約率の低迷につながっているのではないかと考えられる¹⁶。換言すれば、衛星受信機の急速な普及が、衛星契約の契約率の低迷という課題が顕在化してきた要因の一つとなっているものと考えられる。

今後とも衛星受信機の普及が継続すれば、これらの課題は更に顕在化し、受信料の負担に関する不公平感の拡大、契約率・支払率の悪化を招き、結果として、受信料収入の減少等につながるおそれがあるものと考えられる。

(2) 受信環境の変化

NHKの衛星放送の本放送が開始された当初の衛星受信環境は、パラボラアンテナを各戸で設置する受信形態（個別受信）が主流であったが、集合住宅における共聴施設の整備等により、徐々に共同受信¹⁷の割合が増加している。NHKの調査によれば、平成5年に約25%であった共同受信の割合は、平成19年には50%を超えている¹⁸。

¹⁵ 地上デジタルテレビジョン放送のみを受信することのできる機種は少なく、いわゆる三波共用受信機（地上放送、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送を受信することのできる受信機）が主流となっている。

¹⁶ この点については、本研究会のヒアリングの場で、NHKからも同様の指摘があった（第9回会合ヒアリング）。

¹⁷ 集合住宅等において、共聴施設を整備することにより、当該住宅の住民が個別にパラボラアンテナを設置することなく衛星放送を受信する形態。

¹⁸ NHKが受信契約世帯を対象に行っている「受信実態調査」によると、平成19年の共同受信の割合は51%。

共同受信の割合が上昇することにより、従来は衛星放送を受信することのできる受信環境にはなかった者が、「衛星放送を受信することのできる受信設備の設置者」に外形的に該当し、衛星付加受信料の負担を求められることや、衛星契約対象者が増加していることが、衛星受信料体系の直面する課題が顕在化してきた背景にあると考えられる。

今後とも共同受信割合の増加傾向が続けば、これらの課題は更に顕在化し、受信料の負担に関する不公平感の拡大、契約率・支払率の悪化を招くおそれがあると考えられる。

(3) 放送技術等の進展

BS放送では、放送分野における技術革新を背景として、平成12年からデジタル放送が開始され、その後順調にデジタル化が進展しており、BSアナログ放送は平成23年7月24日までに終了することとされている¹⁹。

BSデジタル放送では、有料放送の契約者のみが有料放送番組を視聴することができるよう、受信機ごとに受信の限定が可能な方式を採用しており、この方式を活用すれば、例えばデコーダーの設置といった視聴者の追加的な負担を伴わずに、個別に視聴者の視聴環境をコントロールするいわゆるスクランブル化²⁰の実現が可能である。

(4) NHKの衛星放送の保有チャンネル数、衛星放送の性格

NHKの衛星放送は、衛星放送の本放送の開始時にはBS1、BS2の2チャンネルの構成であったが、平成12年に、新たにBSHiが設けられ、現在の3チャンネルの構成となっている。各チャンネルは、放送普及基本計画において、「衛星系によ

¹⁹ ○放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）

第1 放送局の置局（略）に関して定める指針及び基本的事項

1 放送を国民に最大限に普及させるための指針

(2) 受託国内放送の普及

衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送

(7) デジタル放送以外の放送

衛星系による受託国内放送のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）の3を使用して行う放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送（略）及び1系統の一般放送事業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成19年に開始し、平成23年7月24日までに終了すること。

²⁰ 本報告書で用いているスクランブル化という用語は、契約を締結した場合にのみ放送番組の視聴が可能となるよう、送信される放送番組の情報を暗号化し、受信機ごとにその暗号を解くための鍵を付与することにより、放送番組の送信側において受信制御を行う方法を意味するものとして用いている。

る放送の普及」(BS1)、「難視聴解消」(BS2)、「高精細度テレビジョン放送の普及」(BSHi)といった役割を担うものとされている。

NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方については、放送普及基本計画や平成18年の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を踏まえ、現在、総務省で別途開催中の研究会²¹において検討されているところである。また、NHKの衛星放送の今後の役割についても、衛星放送の保有チャンネル数の在り方と同様、別途議論・検討が行われているところである。

なお、現在BS2が担っている「難視聴解消」の役割については、NHKにおいては、当面の措置として「衛星によるセーフティネット」にその機能を担わせる方針であり、その具体的な方法について、現在、情報通信審議会政策部会地上デジタル放送推進に関する委員会」において検討が行われている。

(5) 衛星収支の構造の変化等

NHKでは、国民視聴者等に対する情報提供を行うため、衛星放送の本放送が開始された平成元年以降、毎事業年度ごとに、衛星付加受信料を収入とし、衛星放送の実施に必要な番組制作や契約収納等の経費を支出とする衛星収支を把握し、公表している。

このうち、収入面については、衛星放送の本放送の開始当初の衛星付加受信料が、平成元年から6年間を見通し、衛星放送の実施にのみ直接係る経費と普及見込みを基に、収支相償となるよう設定され²²、その後、消費税率の引き上げに伴う値上げを除けば、同額で推移している。

支出面については、平成7年度から平成10年度にかけて経費区分の見直しが実施され、それまで経費として衛星収支に計上していなかった共通経費も衛星放送に係る経費に配賦されることとなった。また、平成12年のBSHiの本放送開始に伴い、

²¹ NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会

²² 受信料体系改定の際の基本的な考え方について、NHKは、『NHKの維持運営のための特殊な負担金』である受信料の性格を踏まえ、皆様に公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式を基本に基本料額を算出し、政策的な配慮を加味して、受信料体系を設定している」としている。

新しいサービスは、収支相償まで長期間を要することが一般的であるため、衛星付加料金の原価の算定に当たっては、衛星受信者の負担、公共放送の先導的役割である衛星放送の普及等を勘案して、直接費を基本とし、極力低廉な料金の設定が図られることとなったものである。衛星付加料金の原価には、番組制作直接費、番組制作間接費、衛星運用経費、保険料、広報・受信対策費、人件費、減価償却費、営業経費が算入され、経営管理部門の人件費、法人の運営・施設の管理・一般事務費等や調査研究費、支払利息、特別支出などの財務経費はこの原価から除外されることとなった。

料金算定期間としては、衛星受信者が徐々に増加することを勘案し、2～3年の短期間で収支相償を図る場合、料金が高くなること、また、7～10年のように長期間の場合、技術革新、経済変動等予測しがたい要素が多く入り込むことを考慮し、6年とされたものである。

その経費が計上されることとなった。

衛星収支については、開始当初から平成9年度までの9年間の衛星収支は累積赤字を抱えていた。他方、単年度の衛星収支は平成4年度から黒字化し、その後の衛星契約件数の堅調な推移を背景として、平成10年度には累積赤字も解消された。その後、BS hiの本放送開始に合わせて、平成12年度からBS hiの経費を衛星経費に計上する一方、衛星付加受信料の料額を据え置いたため、平成13年度からは単年度の衛星収支が再び赤字となり、累積収支も赤字化した。平成16年度以降は単年度の衛星収支は再度黒字化し、平成20年度には累積赤字が概ね解消される予定となっている²³。

衛星付加受信料の料額は、既に述べたとおり、NHKの衛星放送が本格的に開始された平成元年以降、基本的に同額で推移してきたが、今後とも衛星契約件数が堅調に推移することが見込まれている状況を踏まえれば²⁴、単年度の衛星収支は引き続き黒字となり、累積収支も継続的に黒字化することが想定されるため、今後、衛星アナログ放送の終了²⁵や衛星放送の保有チャンネル数の見直し等による経費の変動状況を踏まえ、衛星付加受信料の水準について検討する必要があるものと考えられる。

(6) NHKの衛星放送の番組編成の変化

諸外国において公共放送の実施主体により提供される衛星放送は、地上放送と同一の放送番組を同時に放送するサイマル放送となっている例が多く見られるが、NHKの衛星放送では、そうした提供形態とは異なり、地上放送とは異なる独自の番組編成が行われている。NHKによれば、受信料を財源とした「豊かで良い放送番組」の提供により、様々な視聴者ニーズに応えるべく、NHK制作番組の比率の向上等による番組の充実化を図り、衛星契約の契約件数が1,300万件を超えるなど国民視聴者から一定の視聴実績を得てきたところであり、また、番組編成は、衛星放送開始時と比較して、再放送番組の比率を減少させ、衛星放送独自の番組を中心とした編成を行うようになってきているということである。

²³ 平成18年度末の衛星収支の累積赤字額は84億円であり、平成19年度には45億円、平成20年度には35億円の累積赤字の解消が見込まれている（平成20年度末の累積赤字額は3億円となる見込み）。

²⁴ 平成20年度事業計画では、同年度中に衛星契約件数は45万件増加し、1,368万件に達する見込み。

²⁵ NHKは、衛星アナログハイビジョン放送の終了による経費削減効果は、約10.2億円としている（その大部分はハイビジョン用トランスポンダの借用経費であり、それ以外はアップリンク設備の電力料や設備維持費等としている。また、制作費は、アナログとデジタルでサイマル放送を行っていたため、終了の前後での変動はないとしている）。

(7) 民間衛星放送事業者との関係

衛星放送市場は、これまで受信料収入を財源とするNHKが衛星放送の普及等の公共的役割を担い、それとは財源の異なる民間放送事業者との併存体制により発展を遂げてきた。

民間衛星放送事業者との関係については、これまで民間のBS放送事業者との関係に着目されてきたと考えられるが、平成14年以降、BSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送は同一のパラボラアンテナでの受信が可能となっていることや、地上放送、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送を受信することのできるいわゆる三波共用受信機が急速に普及していることにより、BS放送と東経110度CSデジタル放送の双方において同様の受信環境が整いつつある点を踏まえれば、現時点では、NHKと民間衛星放送事業者との関係を議論するためには、BSデジタル放送事業者との関係のみならず、東経110度CSデジタル放送事業者との関係も考慮することが必要と考えられる。

第2章 衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響

1 見直しの考え方

本研究会は、第一次報告書の中で、外部環境の変化による意図しない衛星受信の取扱いについて、「衛星放送を受信できる住環境の変化…によって、自動的に受信規約上の『衛星放送を受信できる受信機を設置した者』に形式的に該当したとして取り扱われる者について、…、衛星契約ではなく、従前の地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき」との提言を行った。その検討過程では、衛星受信料体系が直面するより本質的な課題への対処として、「衛星契約の地上契約との一本化」、「衛星放送のスクランブル化」といった方法も、受信料の公平負担を確保するための受信料体系の在り方の一つの考え方なのではないかという指摘がなされた。

こうした議論の流れを受けて、衛星受信料体系の在り方について、引き続き検討を行うこととした本研究会のその後の議論では、衛星受信料体系の課題の解決を図るため、現行の受信料制度をできるだけ維持しつつ、特に料金体系の在り方の観点からこれらの考え方を更に細分化・類型化し、次の6つの具体的な見直しの考え方として整理した上で、それぞれについて検討を行ってきた²⁶。

(1) 現状維持

A 現状維持

衛星受信料体系を一切変更せず、運用面の変更も一切行わないという考え方

B 受信確認メッセージ機能の活用強化

受信料制度や衛星受信料体系は変更せず、これまでと同様、NHKの衛星放送を受信することのできる受信設備を設置した者が視聴の有無にかかわらず衛星契約を締結し衛星受信料の負担をすることとした上で、平成12年からBSデジタル放送において実施されている受信確認メッセージの機能の運用方法を見直し、表示方法の変更、再表示の実施といった方法により機能の活用を強化する考え方

²⁶ 本報告書は、衛星放送に係る受信料体系の在り方を検討の対象としたものであるが、このようなフレームワーク以外にも、例えば、衛星放送だけではなく、地上放送を含む受信料制度や受信料体系を見直すといった考え方に立ったフレームワークによって検討することも一つの考え方である。本研究会の議論の過程では、受信料制度について、受信契約の締結義務を課している現行法を改正して、視聴者の承諾がなくても受信契約が成立するとみなす規定を置いた上で、受信料の徴収を有効ならしめる手段として、スクランブル化を法律上の位置付けを与えて実施してはどうかとの意見があった。

(2) 地上契約との一本化

A 地上契約との一本化（受信料は地上契約の水準を想定）

「地上契約」、「衛星契約」という現行の契約種別を一本化した上で、受信料については、衛星付加受信料を廃止し、現在の地上契約の水準（月額1,345円）に設定する考え方

B 地上契約との一本化（受信料は衛星放送に係る経費も賄えるような水準を想定）

「地上契約」、「衛星契約」という現行の契約種別を一本化した上で、受信料については、衛星付加受信料を廃止し、地上放送だけではなく衛星放送に係る経費も賄えるような水準に受信料を設定する考え方²⁷

(3) スクランブル化

A スクランブル化（受信料は収支相償となる水準（現行程度）を想定）

衛星放送をスクランブル化²⁸し、視聴するか否かを受信者の判断に委ねる有料放送方式による提供とした上で、受信料については、現行と同様に、基本的に総括原価方式による収支相償となる水準に設定する考え方

B スクランブル化（受信料は収支相償を上回る水準を想定）

衛星放送をスクランブル化し、視聴するか否かを受信者の判断に委ねる有料放送方式による提供とした上で、受信料については民間放送事業者と同様に、収支相償を上回る水準に設定する考え方

2 検討の視点

受信料体系は、環境変化を踏まえつつ、受信料の公平負担の観点から不断の見直しが必要とされるものであるが、既存の受信料制度や受信料体系の変更には、視聴者の負担や「特殊な負担金」という受信料の性格等への影響も想定されるため、十分に慎重な検討が必要となる。

こうした観点から、本研究会では、上に示した6つの考え方に基づいて衛星受信料体系を見直しをする場合に、それぞれどのような効果が期待され、どのような影響がもたらされるのかという点について、主に次の8つの視点から検討を行った。

²⁷ 現在の衛星放送に係る経費を前提としたNHKの試算では、約1,600円。

²⁸ この報告書では、現時点において現実的に採用し得る方法として、衛星デジタル放送で採用されているB-CASによる限定受信方式を前提としている。

- (1) 現在生じている課題の解決への効果
 - ① 受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い
 - ② 衛星契約の契約率の低迷への対処（契約率への効果）
- (2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響
- (3) 受信料（衛星付加受信料：945円）の水準に及ぼす影響
- (4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響
- (5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響
- (6) 衛星放送業界に及ぼす影響
- (7) 視聴者の負担に及ぼす影響
- (8) その他（移行に要する期間等）

3 効果・影響

(1) 現状維持

衛星受信料体系を一切変更せず、運用面の変更も一切行わない「現状維持」という考え方は、当然のことながら、衛星受信料体系の抱える課題解決への効果という点では、「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」（課題①）、「衛星契約の契約率の低迷への対処」（課題②）のいずれの解決にもつながらないものと考えられる。

今後、衛星受信機の普及、共同受信割合の増加といった環境変化が更に継続すれば、受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱いを要因とする衛星受信料の負担の不公平感の拡大や衛星契約の契約率等の悪化といった受信料の公平負担の課題が更に顕在化し、その結果、受信料収入の減収につながるおそれがあると考えられる。このため、受信料の公平負担の確保に向けて、課題①、課題②に有効に対処するための改善措置が求められるものと考えられる。

なお、第一次報告書で提言した措置（衛星放送を受信できる住環境等の変化によって、自動的に衛星契約の締結の対象として取り扱われる者について、地上契約の継続を可能とする受信規約の改正等を行う措置）が導入される場合には、課題①は部分的に解決されるものと考えられる²⁹。

また、受信料の水準については、衛星収支の累積赤字が平成20年度に概ね解消さ

²⁹NHKからの報告によれば、現在、NHKでは、「特殊な負担金」という性格を維持しつつ、対象者を誤りなく把握し、不正利用を確実に防止できる具体的方法が検討されており、平成20年度前半に導入の可否を判断することとされている（第8回会合におけるNHKからの報告）。

れる予定であることを踏まえれば、衛星アナログ放送の終了や衛星放送の保有チャンネル数の見直し等による経費の変動、衛星契約件数の増加による収入の増加といった衛星収支の変動要素を十分検証した上で、今後、平成元年以来同額としてきた衛星付加受信料の料額の水準を見直すこと（受信契約者への還元）も検討課題の一つと考えられる。

（２）受信確認メッセージ機能の活用強化

① 受信確認メッセージ機能の現状

受信確認メッセージ機能は、受信料の公平負担の徹底を図るため、限定受信方式を活用して、BSデジタル放送において自動的に衛星受信機の設置を確認するメッセージを表示するものであり、郵政省によるパブリックコメントや受信規約の変更認可を経て、BSデジタル放送の開始当初³⁰から導入されてきたものである。

受信確認メッセージ機能は、衛星受信機の設置の30日後から³¹、受信機の画面の左下に、25分間表示されるものであり、9分の1程度の面積の半透明の画枠に「NHKではBS設置のご連絡をお願いしています。リモコンの青ボタンを長く押しと詳しくご案内します。BS hiで案内が表示されない場合はBS1でお試ください。お問合せ 電話0120-933933」というメッセージが表示されるものである。

メッセージは、原則として、はがき、電話等の手段により、NHKに、住所、氏名等を伝えることにより消去されることとなっているほか、25分間の表示時間を超えた場合や、午後9時45分から午前9時までの間に加え、災害時にも消去されることとされている。なお、現在の運用では、連絡によりメッセージを消去した場合には、原則として、再表示の実施は行われていない。

これらのメッセージの表示方法については、受信規約の認可の際、郵政大臣から適時適切な見直しが要望されており、これを踏まえ、これまでNHKでは、表示内容を適宜見直してきたほか、当初15分間であった「表示時間」の長時間化等を実施してきたところである³²。

³⁰ 平成12年12月

³¹ 受信者がはがきや電話等によりNHKに受信機の設置確認の連絡をする期間を考慮して、受信機設置後約1か月間はメッセージを非表示としている。

³² 表示方法に関する上記の記述は、現時点のものである。

② 受信確認メッセージ機能の活用強化

受信確認メッセージ機能の運用の見直しについては、本研究会によるヒアリングにおいても、NHKから、受信機の画面の約9分の1のサイズで表示している確認メッセージの面積の拡大³³、受信機の設置30日後としている表示時期の前倒し(受信機の設置後即表示の実施)、未契約者等に対するメッセージの再表示の実施等の点が見直しの一例として示されたところである。

このような受信確認メッセージの機能の運用方法を見直すことによりその機能の活用強化を図るという考え方は、受信料制度や衛星受信料体系を一切変更せず、これまでと同様、NHKの衛星放送を受信することのできる受信設備を設置した者が、視聴の有無にかかわらず、衛星契約を締結し衛星受信料の負担をするものであるため、受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱いをこれまでと変えるものではない。このため、衛星受信料体系の抱える課題解決への効果という点では、衛星受信料体系が直面する課題①の解決にはならないものと考えられる。ただし、(1)で指摘したように、第一次報告書で提言した措置が導入される場合には、「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」(課題①)は部分的に解決されるものと考えられる。

「衛星契約の契約率の低迷への対処」(課題②)への効果については、NHKが本研究会のヒアリングの中で例示したように、受信確認メッセージの表示面積を拡大して画面をより視聴しにくくすること、受信機の設置当初からメッセージを表示して衛星契約の確認を受信機の設置と同時に行うこと、未契約者等に対してメッセージを再表示して契約の勧奨を行うこと等の運用方法の変更により、衛星契約の契約率の改善に一定の効果が期待される。

しかし、こうした運用方法の変更が今後の環境変化により更なる低下も想定される衛星契約の契約率を上昇に転じさせるまでの効果を発揮できるかは不明確であり、NHKの例示した「表示面積」、「表示時期」の工夫による機能の活用強化に加えて、実効性をより向上させるための手段として、次のような運用上の工夫を行うことも考えられる。すなわち、まず、表示方法の変更については、現在は画面左下に表示しているメッセージをより効果的な位置へと移動する「表示位置」の工夫を行うことや、25分間としているメッセージの「表示時間」を常時表示するなどより長時間の表示とする工夫を行うことが考えられる。また、メッセージの内容につ

³³現在の確認メッセージの面積は、18文字×5行となっているが、普及しているデジタルテレビジョン放送では、これを8行まで拡大させることが可能。

いても、受信契約の締結に関する訴求性のより強いメッセージや、NHKの事業運営が受信料によって支えられていることに関する国民視聴者の理解を促進するようなメッセージを内容とする等の運用を行うことも考えられる。さらに、未契約者等への再表示については、受信者からの連絡により一旦は再表示を消去した場合であっても、契約が確認できない限り、再表示を繰り返すといった工夫や、再表示を行う場合に「表示面積」、「表示時期」、「表示位置」、「表示時間」等の表示方法を当初の表示方法とは区別した運用を行い、又は契約の締結に関する訴求性の更に高いメッセージを表示するといった運用を行うことも考えられる。

実施の移行に要する期間という点では、受信確認メッセージの機能の活用強化は、既に実施している施策の運用方法を変更することにより実現可能なものであるため、比較的短期間での移行が可能と考えられる。

他方、受信確認メッセージの機能の活用強化には、衛星契約の契約率の低迷への対処への一定の効果と短期間での実施の可能性が期待されるものの、その具体的な方法によっては、受信機の設置者に視聴の有無にかかわらず負担を求める「特殊な負担金」という受信料の基本的な性格に影響を及ぼす可能性がある。すなわち、例えば、画面が全く見えなくなる程度に表示面積が拡大される場合には、「視聴できないから負担しない」という受信者の主張を誘発することともなり、その結果、契約率が著しく低下すれば、負担の公平性を確保するため、受益と負担の関係がより明確な受信料体系へ移行せざるを得なくなることも想定される。

また、未払者に対して再表示を行う場合には、再表示の方法いかんによっては、NHKの放送サービスの提供義務に抵触する可能性があること、さらには契約締結の円滑化のための措置という施策の目的を超えて、未契約者や未払者への一種の制裁的な役割を果たすものとなり、その場合には、受信料の徴収の円滑な履行を可能とするという新たな目的を担わせるための制度改正が必要となることも想定されるものであり、その実施方法について慎重な検討が必要と考えられる。

また、未契約者への再表示を行う場合、世帯単位の締結を原則とする受信契約の名義人と受信機単位を原則とするB-CASカードの使用許諾契約の名義人が一致しない場合にも、受信機への再表示が的確にできるよう運用上の適切な工夫が必要となるもの考えられる。

なお、受信料の水準については、受信料体系そのものが見直されるものではなく、衛星収支の構造に変化が生じないことから、(1)と同様、今後の衛星収支の変動要素を十分検証した上で、衛星付加受信料の水準を見直すこと(受信契約者への還

元)も検討課題の一つと考えられる。

なお、「はじめに」で述べたように、この報告書は、受信料の公平負担の観点から、今後の衛星受信料体系の在り方を検討したものであり、その検討過程では、地上契約を議論の中心に据えてきたわけではないが、衛星放送と同様に受信料の公平負担の観点から、契約率の低迷への対処に向けて、地上放送にも受信確認メッセージ機能を導入するという考え方も、今後の検討課題となり得るものと考えられる。

(3) 地上契約との一本化（受信料は地上契約の水準を想定）

「地上契約」、「衛星契約」という現行の契約種別を一本化した上で、受信料については、衛星付加受信料を廃止し、現在の地上契約の水準に設定するという考え方は、「衛星契約」の廃止を前提とする見直しであるため、衛星受信料体系の抱える課題解決への効果という点では、「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」（課題①）、「衛星契約の契約率の低迷への対処」（課題②）はいずれも解消されるものと考えられる。

また、受信料の「特殊な負担金」という性格に及ぼす影響について、受信料体系の一本化は過去にも実施されてきたものであり³⁴、「特殊な負担金」という受信料の性格が強まるという考え方はあり得るものの、その性格そのものを変質させるものではなく、現行の受信料制度の根幹を成す考え方を維持しつつ導入することのできる衛星受信料体系の見直しの一つの考え方である。

他方、受信料については、衛星付加受信料（月額945円）を廃止して、現在の地上契約の水準（月額1,345円）に設定するという考え方に立っているため、こうした受信料体系の見直しを行った場合には、現在衛星付加受信料で賄っている衛星放送に係る経費（年間1,300億円程度）を賄うための受信料収入の全額分が減収となり、その結果、衛星放送の提供を継続することが困難となるおそれがある。こうしたNHKの財政に与える影響を考慮すれば、現時点では、課題に対処するための現実的な考え方とは言えないものと考えられる。また、契約率、支払率が飛躍的に改善し、衛星受信料収入の減額分をカバーすることができる場合又は諸外国のように地上放送と同一の放送番組を同時に衛星放送で提供する場合（衛星放送で地上放送のサイマル放送を行う場合）には、上記の財政面の課題が解消され、衛星放送を継続する可能性も残ると考えられるが、現時点ではいずれも現実的とはいえないものである。

³⁴ 昭和43年の契約乙（ラジオ放送のみの受信契約）の廃止、平成19年の普通契約（いわゆる白黒契約）のカラー契約への統合。

なお、上記の考え方は、衛星契約がNHKにより提供される衛星放送全体に係る契約であることを前提としたものであるが、衛星放送の一部（例：1チャンネルのみ）を対象とする契約を地上契約と一本化するという考え方も、論理的にはあり得るものである。この場合、衛星放送全体の経費に比べれば少額となる当該チャンネルの運営に必要な経費を契約率・支払率の改善により賄うと考えた場合、衛星放送全体の経費を賄う場合に比べ、必要となる改善幅は相対的に実現可能な範囲内に止まることとなる³⁵。

（4）地上契約との一本化（受信料は衛星放送に係る経費も賄えるような水準を想定）

「地上契約」、「衛星契約」という現行の契約種別を一本化した上で、受信料については、衛星付加受信料を廃止し、地上放送だけではなく衛星放送に係る経費も賄えるような水準に受信料を設定する考え方は、「衛星契約」の廃止を前提とする見直しであるため、衛星受信料体系の抱える課題解決への効果という点では、（3）の方法による衛星受信料体系の見直しを行う場合と同様、「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」（課題①）、「衛星契約の契約率の低迷への対処」（課題②）はいずれも解消されるものと考えられる。

また、受信料の「特殊な負担金」という性格に及ぼす影響という点についても、（3）と同様の理由により、受信料の性格を変質させるものではなく、現行の受信料制度の根幹を成す考え方を維持しつつ導入することのできる衛星受信料体系の見直し一つの考え方と考えられる。

一方、有料の受信契約全体に占める衛星契約の割合が約1/3³⁶に止まる状況で、地上契約を締結している国民視聴者に対して大幅な負担増³⁷が生じることに理解を求めるのは困難と考えられる³⁸。また、衛星契約の割合が十分に高まれば、地上契約を締結している国民視聴者に対して大幅な負担増を生じることなく衛星受信料体系を改めることも可能となり、国民視聴者の理解を得やすい環境が整うと考えられるが、

³⁵ 例えば、現在の地上契約の受信料の料額（月額1,345円）と有料の契約対象件数（平成18年度末：4,704万件）を前提として、衛星放送に係る経費（平成18年度：1,213億円）の2分の1を、契約率・支払率の改善によって賄うと考えた場合に必要となる改善幅は、約8%である。なお、平成18年度末の支払率は70.6%であったが、平成16年の不祥事発覚前の支払率は、77~79%で推移していた。（平成12年度末：78.4%、平成13年度末78.4%、平成14年度末：78.1%、平成15年度末：77.5%）

³⁶ 有料の受信契約件数は3,618万件であり、このうち衛星契約の契約件数は1,284万件である（平成18年度末）。

³⁷ NHKによれば、現在の衛星放送に係る経費を前提として、それを賄うことができるように受信料の料額を試算すると約1,600円となることとあり、この試算を基にすれば、地上契約を締結している国民視聴者の負担は2割程度増加することとなる。

³⁸ 地上契約との一本化への移行時に、十分な法的手続きを経ることも、検討課題の一つである。

そうした環境が整うまでには、相当程度の期間を要するものと考えられる³⁹。さらに、(3)と同様、契約率、支払率が飛躍的に改善し、衛星受信料収入の減額分をカバーすることができる場合又は諸外国のように衛星放送で地上放送のサイマル放送を行う場合には、国民視聴者の大幅な負担増という課題が解消される可能性も残るが、現時点ではいずれも現実的とは言い難いものである。

なお、衛星放送の一部(例：1チャンネルのみ)を対象とする契約を地上契約と一本化するという考え方も、(3)と同様に、論理的にはあり得るものである。

(5) スクランブル化(受信料は収支相償となる水準(現行程度)を想定)

衛星放送をスクランブル化し、視聴するか否かを受信者の判断に委ねる有料放送方式による提供とした上で、受信料については、現行と同様に、基本的に総括原価方式による収支相償となる水準に設定する考え方は、衛星受信料体系の抱える課題解決への効果という点では、受信環境の変化により意図しない衛星受信が生じた場合、受信者が衛星契約を締結しないことも可能とするものであるため、「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」(課題①)の解決につながる有効な措置と考えられる。

また、「衛星契約の契約率の低迷への対処」(課題②)の面でも、NHKが受信者による受信を個別に制御することができる点で、未契約者に対する対抗手段を取り得ることから、衛星契約の契約率の改善に寄与するものと考えられ、課題②の解決に向けた有効な手段となり得るものと考えられる。

スクランブル化に伴う受信者の負担に及ぼす影響について、特に受信者における新たな機器の設置の要否という観点からみた場合、BSアナログ放送については、受信者がスクランブルを解除するための機器(デコーダー)を新たに設置する必要が生ずるため、引き続き「受信コスト」の増加という懸念がある。しかし、平成23年に完全移行することとされているBSデジタル放送については、民間衛星放送事業者に採用されている限定受信方式を活用すれば、受信者の追加的な負担を伴わずに、スクランブル化を実現することが可能である。

一方、有料放送として徴収する料金は、受益と負担の関係が明確な「対価料金」となる以上、視聴の有無にかかわらず負担を求める「特殊な負担金」とは異なる性格のものとなるが、「対価料金」を徴収して限定的な視聴者に対する放送を行うことが、

³⁹ 平成13年度末から5年間では、衛星契約の年平均増加件数は約35万件。また、総務省アンケート調査(平成19年2月実施)によると、衛星放送を視聴しない理由として、「現在見ることでできるチャンネルで十分だから」と48.7%が回答。

あまねく全国において受信できるように良質豊富な放送番組を提供する等の目的により設立されたNHKの性格・役割に照らして適切かどうかという点については、引き続き十分な議論が必要と考えられる。この点については、例えば、次のような議論が必要となるものと考えられる。

- ・ 現在BS1に求められている「衛星放送の普及」といったような一定の公共的役割を担う放送番組を提供することは可能か
- ・ スクランブル化された放送番組が、国民視聴者の選択によって、結果的に限定的な視聴者にしか視聴されなくとも、あまねく全国において受信できる状態が確保されていれば、NHKの性格・役割は維持され则认为てよいか
- ・ NHKの衛星放送のこれまでの実績を踏まえれば、視聴者の意向に応えつつ、「豊かで良い放送番組」を提供することも不可能とまでは言えないのではないか
- ・ 放送・非放送という違いはあるものの、インターネットによる番組アーカイブス⁴⁰の提供のように、希望する視聴者に対して提供するサービスとして衛星放送を位置付けることも、NHKの性格・役割との関係で議論し得るものではないか

衛星放送のスクランブル化には、こうした本質的な議論が不可欠と考えられるが、その実施には、これらの他にも様々な検討課題があり、上記の議論を経た上で、民間衛星放送事業者との公正競争やスクランブル化の実効性を確保する観点から、例えば、次のような議論も必要と考えられる。

- ・ 視聴するか否かを受信者の判断に委ねる点で、民間の衛星放送事業者により提供されている有料のBS放送やCS放送と類似のサービス提供形態となるため、例えば、受信料の収支と有料放送の収支⁴¹を別会計とする会計分離など公正競争確保のための措置が検討されるべきではないか⁴²
- ・ CAS機能を利用したスクランブル化では、個別の受信機ごとのスクランブル解除が必要であり、世帯ごととしている契約単位との関係で運用上の問題の検討が必要ではないか⁴³

⁴⁰ 平成20年放送法改正により、NHKが放送した放送番組（番組アーカイブス）をブロードバンド等を通じて提供することが新たにNHKの業務として追加された（第9条第2項）。

⁴¹ スクランブル化による有料放送とした場合の収入の増減については、料金水準と契約者数によって左右されるため、予測することは困難である。例えば、現行程度の料金水準でスクランブル化を行った場合、現在の衛星契約者がそのまま移行すれば変動しないと考えられるが、これまで受動的に受信していた契約者が離脱する可能性があることに着目すれば減少することになる。また、スクランブル化を契機に世帯単位の契約から受信機単位の契約に移行すると仮定すると、増加する可能性も考えられる。

⁴² なお、本研究会のヒアリングにおいては、BS放送関係者からスクランブル化により受信者が限定されればBS放送全体の接触率が低下する懸念が示されたほか、CS放送関係者からNHKの衛星放送が専門チャンネル化すればCS放送事業者と正面から競合するとの懸念が示された。

⁴³ 民間衛星事業者の提供するサービスについても個別の受信機ごとのスクランブル解除が必要となるが、一の世帯（氏名、住所、電話番号、金融機関口座等で確認）における複数台目の受信機には割引料金が適用されている。

- ・ スクランブル化への移行に際して、いわゆるブラックアウトの発生を回避するために、受信契約者に対して、スクランブル解除のための鍵を事前に漏れなく提供するための運用上の問題の検討が必要ではないか
- ・ 現行の衛星契約から新たな有料放送契約への移行に際して、受信契約者から新契約への了承を得るための手続き上の問題の検討が必要ではないか

なお、上記の考え方は、衛星契約がNHKにより提供される衛星放送全体をスクランブル化することを前提としたものであるが、衛星放送の一部（例えば、1チャンネルのみ）をスクランブル化するという衛星受信料体系の見直しも、考え方としてはあり得ると考えられる⁴⁴。

また、「はじめに」で述べたように、この報告書は、受信料の公平負担の観点から、今後の衛星受信料体系の在り方を検討したものであり、その検討過程では、地上契約を議論の中心に据えてきたわけではないが、放送技術を活用して公平負担の確保を図る観点からは、衛星放送のみならず、地上放送へもスクランブル化を導入してはどうかという考え方もあり得る。しかし、こうした考え方については、既に述べたように、あまねく全国において受信できるように良質豊富な放送番組を提供する等の目的により設立されたNHKの性格・役割に照らして適切かどうかという点について、更に慎重な検討が必要である。

⁴⁴ (3)、(4)で述べたように、衛星放送の一部を対象とする契約を地上契約と一本化するという衛星受信料体系の見直しも一つの考え方であり、これを衛星放送の一部をスクランブル化するという見直しと合わせて、一部を一本化し、他の一部をスクランブル化するという、「地上契約との一本化」、「スクランブル化」といった二つの方法を複合させた見直し方法も衛星受信料体系の在り方としては、考えられる一つの方法である。しかし、こうした考え方をする場合、この章で述べているような様々な影響に加え、それらが相互にどのように関係してくるのかという点にも十分な留意が必要と考えられる。

(6) スクランブル化（受信料は収支相償を上回る水準を想定）

衛星放送をスクランブル化し、視聴するか否かを受信者の判断に委ねる有料放送方式による提供とした上で、受信料については、民間放送事業者と同様に、収支相償を上回る水準に設定する考え方⁴⁵は、衛星受信料体系の抱える課題解決への効果という点では、受信環境の変化により意図しない衛星受信が生じた場合、受信者が衛星契約を締結しないことも可能とするものであるため、「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」（課題①）の解決につながる有効な措置と考えられる。

また、「衛星契約の契約率の低迷への対処」（課題②）の面でも、NHKが受信者による受信を個別に制御することができる点で、未契約者に対する対抗手段を取り得ることから、衛星契約の契約率の改善に寄与するものと考えられ、課題②の解決に向けた有効な手段となり得るものと考えられる。

さらに、スクランブル化に伴う受信者の負担に及ぼす影響については、(5)と同様、BSデジタル放送については、民間衛星放送事業者に採用されている限定受信方式を活用すれば、受信者の追加的な負担を伴わずに、スクランブル化を実現することが可能である。

⁴⁵ NHKは、受信料体系改定の際の基本的な考え方を『「NHKの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、皆様に公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式を基本に基本料額を算出し、政策的な配慮を加味して、受信料体系を設定している』としている。

総括原価方式とは、一般的には、適正な原価（効率的に事業が行われた場合に要するであろう総費用）に適正な事業報酬（資本調達コスト等を含めた事業の健全な維持・発展に必要なもの）を加えたものが、総収入に見合うように料金を設定する方式であり、具体的には、一定の「料金算定期間」における適正な事業計画に基づいて発生すると予想される人件費、管理費、減価償却費、諸税等の事業費用に、その間必要な事業報酬を加えた額を「総括原価」とし、これと料金収入が等しくなるようにする料金設定方式である。

これをNHKに当てはめた場合、事業支出（番組制作費等物件費、人件費、減価償却費等）に資本支出充当（債務償還費等）を加えて算出した総括原価が、総収入（受信料収入、副次収入等）に見合うことを基本に受信料額を設定しているものと言える。総括原価の構成要素のうち事業報酬については、NHKには自己資本を構成する株主等が存在しないことから、自己資本コストが含まれておらず、この点が、現在のNHKの受信料の設定方法の特徴の一つと考えられる。ここでいう「収支相償を上回る水準」とは、自己資本コストを想定した場合に設定される水準、或いは総括原価方式にかかわらず同種の民間企業に係るいわゆる市場料金を参考とした料金水準等、収支相償を上回るものを想定しているものである。

一方、収支相償を上回る水準に受信料を設定して衛星放送を提供する場合、NHKが営利を目的として業務を行うことは現行法上禁じられている点も含め⁴⁶、NHKの性格・役割との関係で更に慎重な検討が必要となる。

スクランブル化については、公共放送の組織の在り方の議論にもつながり得るものであるため、単に受信料の公平負担を図る観点からだけでなく、これまで我が国の放送がNHKと民放との併存体制の下で着実に進展してきた経緯を踏まえつつ、公共放送が担うべき役割、公共放送のメディア保有の在り方、NHKと民放との併存体制の意義、BS放送全体の普及・発展など幅広い観点から、慎重な検討が必要になるものと考えられる。

⁴⁶ ○放送法
(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一～五 (略)
- 2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
一～八 (略)
- 3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。
一・二 (略)
- 4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。
5～11 (略)

○昭和63年4月14日 衆議院通信委員会会議録

成川政府委員 我が国の放送界はNHKと民放の併存体制で今日まで発展しております。NHKは、御承知のとおり国民全体に基盤を置きます公共放送でございまして、受信料という特殊な負担金によりまして経営が成り立っているわけでございます。一方民放の方は、自由潤達な私企業として、コマーシャルといいますか広告料、広告を主体として経営が成り立っているところでございまして、おのおのその特徴を發揮して今日までこのように発展してまいったというふうに考えております。NHKに営利目的を禁じておりますのは、こうした併存体制の趣旨から、NHKが私企業と同様の利益を上げることがを目的として業務を行うということはこの趣旨にもとるのじゃないかというようなことでこのような規定があるわけでございます。

ただ、一方今度の改正によりまして、いろいろなノーハウあるいは蓄積されたものを国民に還元すると同時に、副次収入を得るといような改正案を提出させていただいておりますが、NHKが行う業務でも、特定の者のみの利益となる場合にはその者から適正な対価をいただくということは、他の受信者との公平という観点からも許されることじゃないか、このことは直接、営利目的の禁止に反するものじゃないかというふうに考えております。

衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響（概要）

見直しの考え方	現状維持		地上契約との一本化		スクランブル化	
	A 現状維持	B メッセージ機能の活用強化	A 地上契約の受信料水準を想定	B 衛星放送に係る経費も賄える受信料水準を想定	A 収支相償となる受信料水準（現行程度）を想定	B 収支相償を上回る水準を想定
見直しの考え方の概要	受信料体系の変更は一切なし	表示方法の変更再表示	衛星契約を廃止し、受信料は地上契約の料額（1,345円）の水準に設定	衛星契約を廃止し、受信料は衛星放送に係る経費も賄うことができる水準に設定	衛星放送をスクランブル化し、受信料は収支相償となる水準（現行程度）に設定	衛星放送をスクランブル化し、受信料は収支相償を上回る水準に設定
(1) 現在生じている問題の解決への効果						
① 受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い	解決にはならない	解決にはならない	課題は解消	課題は解消	課題は解決	課題は解決
② 衛星契約率の低迷への対処（契約率への効果）	解決にはならない	一定の効果が期待されるが効果は不明確	課題は解消	課題は解消	課題は解決	課題は解決
(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響	影響なし	具体的な方法によっては、影響を及ぼす可能性	影響なし	影響なし	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えない	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えない
(3) 受信料（衛星付加受信料：945円）の水準に及ぼす影響	影響なし	影響なし	地上：影響なし 衛星：値下げ	地上：値上げ 衛星：値下げ	衛星放送に係る経費と契約者数による	衛星放送に係る経費と契約者数による
(参考) 受信料収入に及ぼす影響	影響なし	影響なし	大幅な減収	影響なし	減収（？） ^(注)	減収（？） ^(注)
(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響	影響なし	影響なし	衛星放送の提供を継続することが困難となるおそれ	影響なし	一定の公共的役割を求めることは可能という考え方もあり得る	NHKの性格・役割との関係で更に慎重な検討が必要
(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響	影響なし	影響なし	「豊かで良い放送番組」の提供等に支障を及ぼすおそれ	影響なし	「豊かで良い放送番組」の提供は困難とまでは言えないという考え方もあり得る	「豊かで良い放送番組」の提供は困難とまでは言えないという考え方もあり得る
(6) 衛星放送業界に及ぼす影響	影響なし	影響なし	衛星放送の提供を継続することが困難となるおそれ	有料の衛星放送事業者の収益に影響を及ぼすおそれ	有料民放と類似のサービス形態	有料民放と類似のサービス形態
(7) 視聴者の負担に及ぼす影響（新たな機器の要否）	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	2011年以降は影響なし	2011年以降は影響なし

(注) P.23 脚注41 参照

第3章 公平負担のための衛星受信料体系の在り方

1 受信料体系の見直しの基本的考え方

既に述べたように、受信料制度は、NHKが公共放送としての使命を果たすため、その事業運営を支える制度として設けられたものであり、NHKがその財政の根幹を成す受信料収入を安定的に確保し、放送の全国普及、豊かで良い放送番組の放送といった公共放送としての使命を確実に遂行するためには、国民視聴者間の受信料の公平負担を確保することが重要である。

このため、効率的な契約・収納活動の推進、未収対策の強化といった取組みはもとより、第一次報告書でも提言したように、受信料の公平負担の現状を把握するために重要な指標である契約率等について、その算定の母数となる世帯数等の基礎的データを精査・検証することや、受信料体系を改定する際にパブリックコメントを実施するなど国民視聴者から見た透明性を確保すること等の取組みを通じて、受信料の公平負担の確保を図ることが必要である。

また、こうした取組みと併せて、受信環境の変化や放送技術の進展を踏まえつつ、受信料体系を不断に見直すことも、国民視聴者間の負担の公平性を図るために求められるものである。しかし、既存制度の変更には、受信料の「特殊な負担金」という性格や国民視聴者の負担等への影響も想定されるため、それらを十分に念頭に置いた上で、慎重に検討することが必要となる。

2 今後の衛星受信料体系の在り方

第1章で指摘した「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」や「衛星契約の契約率の低迷への対処」といった衛星受信料体系の直面する課題は、衛星受信機の急速な普及をはじめとする環境変化が今後も継続した場合、衛星付加受信料の負担に関する不公平感の拡大や衛星契約の契約率の悪化につながる可能性があるものであり、その結果、NHKの事業収入の大半を占める受信料収入にも影響をもたらしかねない深刻な問題である。

こうした問題の背景には、既に述べたように、衛星付加受信料について、国民視聴者が、地上契約に係る受信料と比較して、受益と負担の関係がより明確なものとして捉えている実態があるものと考えられ、そうした理解の背景にあると考えられる付加的な衛

星受信料体系について、「地上契約との一本化」、「衛星放送のスクランブル化」といった考え方も含め、国民視聴者間の負担の公平性を図る方向で見直しを検討されるべきであり、その検討に当たっては、第2章に述べたような各見直し策に個々に付随する影響を十分に念頭に置くことが必要である。

本研究会では、これまで、このような立場に立って衛星受信料体系の在り方を検討し、第一次報告書の検討過程で示されたこれら二つの見直しの考え方について、第2章で述べたような効果・影響を総合的に勘案し、次のように考えるものである。

「衛星契約の地上契約との一本化」については、衛星受信料の抱える課題を解消することができる効果を持つ反面、大幅な減収により衛星放送の継続が困難となるおそれがある点や地上契約の大幅な負担増に理解を求めることが困難である点を考慮すれば、将来、衛星契約や地上契約の契約率等が飛躍的に改善するなど新たな状況が生じる場合を別として、少なくとも現時点では、衛星受信料体系の見直し方法として、現実的な考え方とは言い難いものである。

「衛星放送のスクランブル化」については、衛星受信料体系が直面する課題を解決するための有効な見直し方法の一つと考えられるが、この考え方は従来から様々な場で検討されてきており、特に、検討の結果「適当でない」とされた経緯もある。しかしながら、その検討当時から現在までの衛星受信料体系を取り巻く環境変化を踏まえれば、平成23年の衛星放送の完全デジタル化以降は、その論拠の一つ（衛星アナログ放送と衛星デジタル放送が併存。衛星アナログ放送をスクランブル化すると新たな設備の設置による「受信コスト」が増加）は解消されると考えられる。また、視聴するか否かの選択を可能とすることにより、視聴者の関心・嗜好の多様化にこたえないという側面もあり、これらの点を考慮すれば、衛星放送のスクランブル化は、衛星受信料体系の直面する課題の解決に向けて、今後改めて検討する余地がある見直し方法と考えられる。ただし、受信料の抜本的な性格の変更になる点をはじめとして、検討の際には、公共放送として特別な目的により設立されたNHKの性格・役割を念頭に、対価料金制度を導入することが適切かどうかという点について十分に慎重な検討が必要となる。

今後、衛星受信料体系を取り巻く環境変化を踏まえ、衛星契約の契約件数の動向や、平成23年の完全デジタル化を契機として「スクランブル化」が新たに受信料体系の見直しの論点となり得ることに留意しつつ、引き続き、直面する課題に対処し、受信料の公平負担の確保を図るための衛星受信料体系の在り方について、本研究会が示した考え方に立って、不断の見直しが行われることが必要である。

3 課題に対する当面の対応

このように、衛星受信料体系が直面する課題への対応として、衛星契約の地上契約との一本化や衛星放送のスクランブル化といった見直しを行うことには、現時点で様々な検討課題があり、いずれの方法も即座に導入することは困難と考えられる。一方、受信料の公平負担の状況が更に悪化していくことは避けなければならない、当面の措置として、これらの課題の解決に一定の効果を期待することのできる取組みを行うことも検討すべきである。

こうした立場に立てば、「受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い」（課題①）については、現時点において可能な範囲に限定されるものではあるが、第一次報告書で提言したように、地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置を講ずる場合には部分的な解決が可能であり、引き続き、NHKにおいて、実施可能な具体策が検討されるべきである。

また、受信確認メッセージ機能の活用強化については、表示方法の変更や再表示の実施により、「衛星契約の契約率の低迷への対応」（課題②）への一定の効果が期待できるものであり、比較的短期間での移行が可能と考えられることから、NHKが、受信料の公平負担の確保に向けて当面取り組むべき課題として検討に値するものと考えられる。

なお、こうした検討の際には、受信料の「特殊な負担金」という性格への影響を考慮しつつ、実効性をより高めるための工夫が必要となるほか、現在の受信契約の契約単位が世帯単位であることに留意し、受信機への的確な再表示ができるような運用上の適切な工夫が必要となる。

ただし、検討の結果、「メッセージ機能の活用強化」を実施する場合であっても、平成23年の衛星放送の完全デジタル化後には、「衛星放送のスクランブル化」が新たに課題に対処するための見直しの一つの考え方となることや課題②への効果が現時点で予測困難であることを踏まえれば、完全デジタル化も視野に入れて、今後適切な時期に、その効果を十分検証し再検討することが必要である。

おわりに

- 1 本研究会では、公平負担のための受信料体系の在り方をテーマとして、これまで14回の会合を重ねてきた。第1回から第7回までの会合では、特に受信料体系に関する喫緊の課題について検討を行い、昨年11月に第一次報告書を取りまとめたところである。その後、第8回以降の会合では、特に、受信料の公平負担の観点から、NHKの事業運営を支える受信料収入に深刻な影響をもたらしかねない課題に直面している衛星受信料体系の在り方について、議論の透明性を確保することに留意しつつ、検討を重ねてきた。
- 2 この報告書は、その成果として、衛星受信料体系の見直しを行う際の考え方やその効果・影響について議論を整理しているほか、課題に対する当面の対応に関する具体的な提言を行ったものである。
- 3 受信料の公平負担を確保するためには、効率的な契約・収納活動の推進、未収対策の強化といった取組みはもとより、第一次報告書でも提言したような様々な取組みが必要となるほか、受信環境の変化や放送技術の進展を踏まえつつ、受信料体系の不断の見直しを行うことが求められる。
- 4 今後、例えば、NHKにおいて検討することとされている「中長期経営計画」の策定の際など、衛星受信料体系を取り巻く環境変化を踏まえ、直面する課題に対処し、受信料の公平負担の確保を図るための衛星受信料体系の在り方について、本研究会が示した視点に立って、国民視聴者の議論も喚起しつつ、不断の見直しが行われることにより、受信料の公平負担の状況が改善され、NHKの公共放送としての使命が十分に果たされていることを強く期待している。

索引

あまねく受信 10
衛星収支 11, 16, 19
衛星受信機 1, 8, 9, 16,
衛星付加受信料 6, 10
共同受信 9, 16
公共放送 1, 5, 12, 26, 31
公平負担 1, 7, 14, 20, 24, 27
個別受信 7, 9
再放送 12
サイマル放送 6, 12, 20, 22
収支相償 11, 15, 22, 25
受益と負担 6, 19, 22, 27
受信確認メッセージ 14, 17, 29
スクランブル化 1, 10, 14, 22, 25, 29
総括原価方式 11, 15, 22, 25
対価料金 22, 28
地上契約との一本化 1, 14, 20, 21, 28
中長期経営計画 31
特殊な負担金 2, 5, 16, 19, 21, 27, 29

参 考 資 料

参考資料 1 開催要綱

参考資料 2 検討経緯

参考資料 3 関連資料

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」開催要綱

1 目的

受信料制度は、NHKが公共放送としての使命を果たすため、その事業運営を支える制度として設けられたものであり、受信機の普及とともに受信者の間に定着し、これまでNHKの安定的財源を確保することに寄与してきた。

一方、近年、NHK職員による不祥事に端を発した受信料の不払いが急増し、受信者の間で不公平感が高まるとともに、視聴者の対価意識の高まりなどと相まって、受信料を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

上記のような受信料を取り巻く環境変化を踏まえ、総務省においても、国民の視点に立ち、正確な受信料負担者数の把握及びそれに基づく公平で透明性のある受信料体系について早急に検討する必要があると考える。

このため、国民の視点から見た今後の受信料体系の在り方について、外部有識者による研究会を開催する。

2 検討内容

- (1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データの精査
- (2) 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）
- (3) 衛星受信料体系の課題
- (4) 今後の受信料体系の在り方 等

3 構成員

別紙のとおり。

4 開催期間

平成19年6月1日から開催する。

5 運営

- (1) 本研究会は、情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により決めることとする。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

7 その他

本研究会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

すがや みのる
菅谷 実

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授

とりい あきお
鳥居 昭夫

横浜国立大学経営学部教授

座長代理 なかむら きよし
中村 清

早稲田大学国際教養学術院教授

にいみ いくふみ
新美 育文

明治大学法学部・法科大学院教授

はせべ やすお
長谷部 恭男

東京大学法学部教授

ひだ えりこ
飛田 恵理子

東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長

座長 ふなだ まさゆき
舟田 正之

立教大学法学部教授

やまうち ひろたか
山内 弘隆

一橋大学大学院商学研究科長・商学部長

やました はるこ
山下 東子

明海大学経済学部教授

オブザーバー

(敬称略、五十音順)

いしおか かつとし
石岡 克俊

慶應義塾大学産業研究所准教授

いとう すすむ
伊東 晋

東京理科大学理工学部電気電子情報工学科教授

おと よしひろ
音 好宏

上智大学文学部新聞学科教授

きし ひろゆき
岸 博幸

慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究
機構准教授

けんじょう み え こ
見城 美枝子

青森大学教授

たかはし のぶこ
高橋 伸子

生活経済ジャーナリスト

たなか てるひこ
田中 輝彦

あずさ監査法人代表社員／公認会計士

やまもと りゅうじ
山本 隆司

東京大学法学部教授

検 討 経 緯

	開催日	議題	ヒアリング対象者等
第1回	平成19年 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの概要、受信料体系の現状について ・契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて① 	
第2回	6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて② ・世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）について 	
第3回	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星受信料体系の課題について 	
第4回	7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK・不動産関係有識者ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョーンズ・ラング・ラサール（株） ・（社）日本ホテル協会 ・（社）全国旅館生活衛生同業組合連合会 ・テレビシステム運営協会 ・日本放送協会
第5回	9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理（案）について 	
第6回	9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ（案）について 	
第7回	11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次報告書（案）及び意見募集で提出された意見に対する研究会の考え方（案）について 	
第8回	12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星受信料について ・検討の視点について 	
第9回	平成20年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK、衛星放送業界団体等ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・（株）ビックカメラ ・（社）衛星放送協会 ・日本放送協会

第10回	3月7日	・NHK、衛星放送業界団体等ヒアリング	・(社)日本民間放送連盟 ・日本放送協会
第11回	4月2日	・衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響について	
第12回	4月25日	・最終報告書骨子(案)について	
第13回	5月20日	・最終報告書(案)について	
第14回	7月2日	・意見募集で提出された意見に対する研究会の考え方(案)について ・最終報告書(案)について	

関 連 資 料

1 衛星受信料体系の現状と課題

(1) 衛星受信料体系の現状

受信料制度の概要

- ◆ NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置者には、受信契約の締結が義務付けられている。(放送法第32条)
- ◆ 受信契約の契約者には、受信料の支払いが義務付けられている。(放送受信規約第5条)
- ◆ 受信料の料額(月額)は、国会がNHKの収支予算を承認することによって定めることとされている。(放送法第37条)

放送法

(受信契約及び受信料)

- 第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
- 2 (略)
 - 3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

- 第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 (略)
 - 4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

日本放送協会放送受信規約(平成19年10月施行)

(放送受信料支払いの義務)

- 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。(表略)
- 2~4 (略)

受信料の位置付け

- ◆ 受信料は、NHKが公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から徴収するため、視聴の有無に関わらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置者に負担を求めるものであり、NHKの業務の維持・運営のための特殊な負担金と解釈されている。

臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

内閣法制局長官答弁（昭和55年3月17日 参・予算委員会）

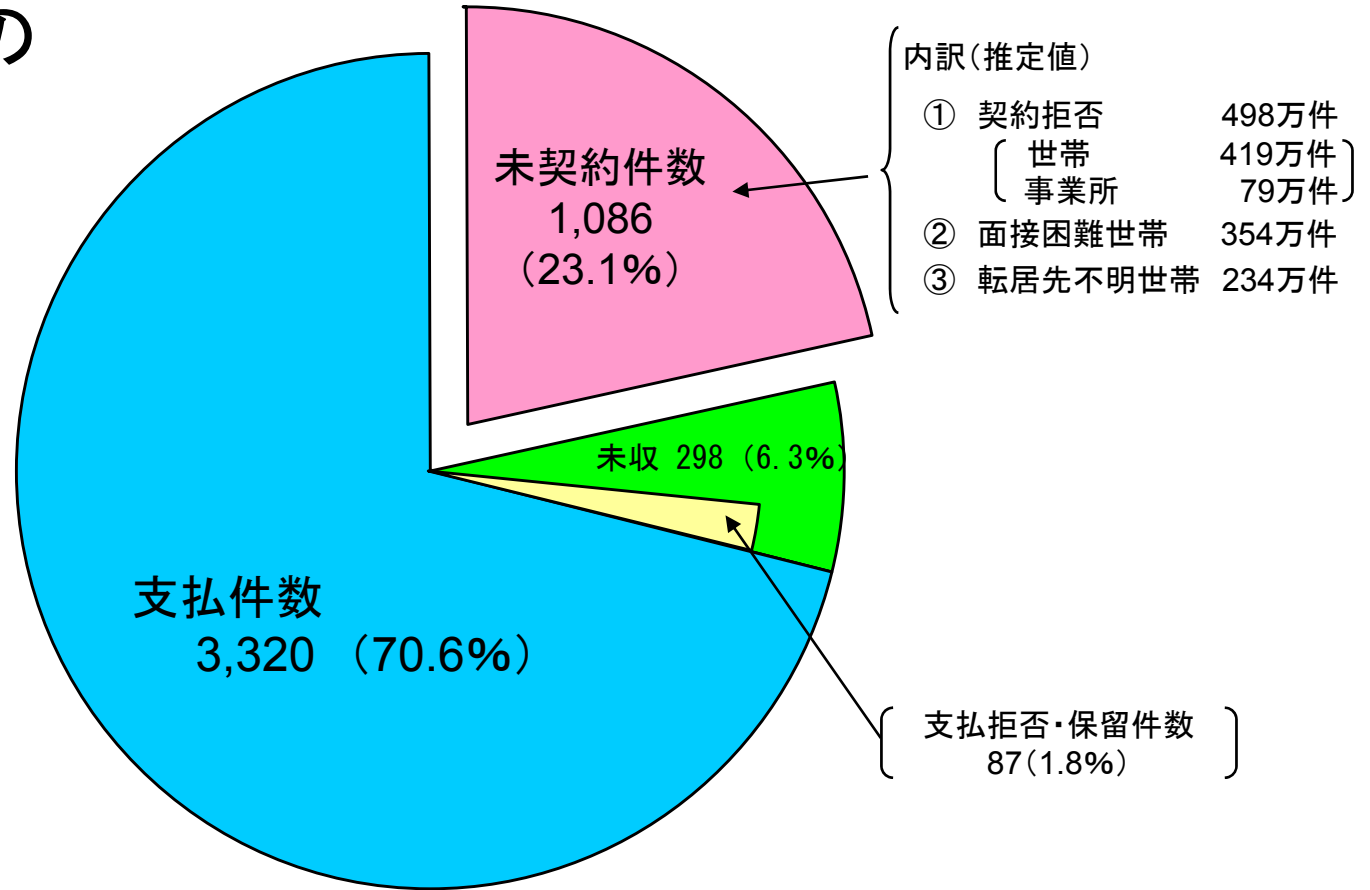
「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけでありませう。」

受信契約の状況

平成19年3月末の 受信契約数 (万件)

総契約対象件数
4,704万件

うち、事業所数を除く総契約対象
世帯：4,415万世帯
(総世帯数5,055万世帯※のうち、
免除世帯等を除いた推計値)
※平成18年度末数値



契約率及び支払率の推移

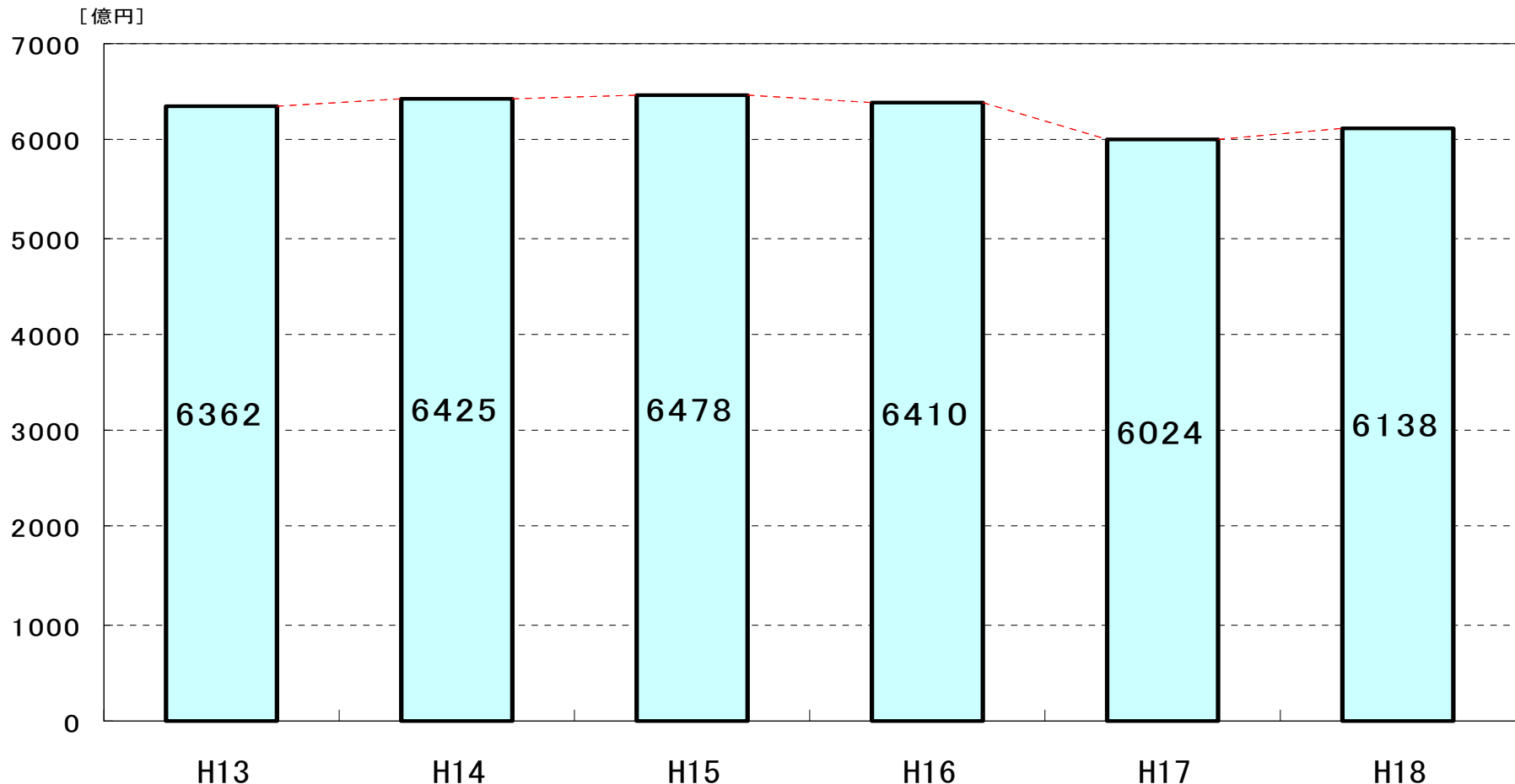
(%)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
契約率	81.6	81.7	81.5	81.2	80.8	80.8	80.5	80.1	78.8	77.3	76.9
支払率	79.3	79.3	79.1	78.8	78.4	78.4	78.1	77.5	72.5	69.7	70.6

受信料収入の推移（決算ベース）

◆ 平成16年7月に発覚したいわゆる芸能番組制作費不正支出問題等を契機に受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加し、その後、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、契約率については依然として低下傾向にあり、結果として、受信料収入は平成15年度をピークとして大きく減収となっている。

「第一次報告書」P. 3抜粋



受信料体系及び受信料額の概要

- ◆ 地上テレビジョン放送のみを受信することのできる受信設備の設置者は地上契約の締結が、衛星テレビジョン放送を受信することのできる受信設備の設置者は衛星契約の締結が義務付けられている。(受信規約第1条)
- ◆ 衛星契約に係る受信料は、地上契約に係る受信料に比べ、月額945円高く設定されている。

受信料体系及び受信料額 (平成19年10月施行)

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円

注) 沖縄県の区域内に居住する者に係る受信料の料額、特別契約の受信料の料額は別に定められている。

日本放送協会放送受信規約 (平成19年10月施行)

(放送受信契約の種別)

第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。

地上契約 ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約 ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約 ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

受信料体系及び受信料額（月額）の推移

- ◆ 平成元年、NHKによる衛星放送が開始され、受信料体系に衛星契約が追加。
- ◆ いわゆる衛星付加受信料(945円)は、衛星契約の導入当初から同額で推移。

※ 消費税率の引き上げによる変更あり(平成9年:930円→945円)。

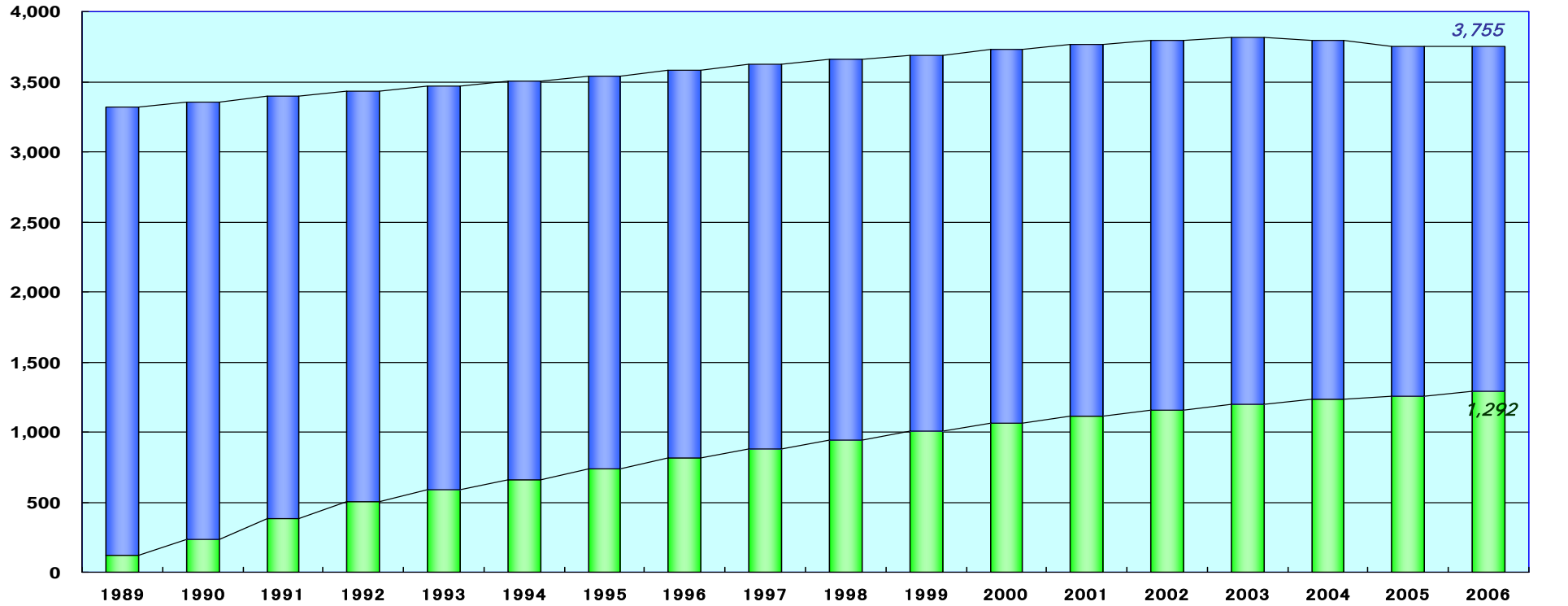
(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ					
			カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約	
26.4		50						
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50		200				
29.4	(ラジオは3ヶ月で200円)	67		300				
34.4		85						
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330				
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315				
51.6			710	420				
55.5			880	520				
59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い		1,040 (990)	680 (630)				
H. 1.4	消費税導入		1,070 (1,020)	700 (650)				
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)	
2.4			1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)		
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)	
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)			

注) 受信料額のうち、()内は継続振込、口座振替の料金

衛星契約に係る契約数の推移

万件



年度末

年度末: 万件

	1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)
総数	3,319	3,354	3,394	3,434	3,470	3,503	3,538	3,582	3,628	3,660	3,688	3,727	3,768	3,795	3,816	3,792	3,751	3,755
衛星	121	236	381	501	586	658	737	817	880	946	1,007	1,062	1,116	1,158	1,201	1,236	1,254	1,292
	3.6%	7.0%	11.2%	14.6%	16.9%	18.8%	20.8%	22.8%	24.3%	25.8%	27.3%	28.5%	29.6%	30.5%	31.5%	32.6%	33.4%	34.4%

Source : NHK発表

H1に衛星契約を設定した際の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ				
			カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約
H. 1.4	消費税導入、継続振込の開始		1,070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の本放送・有料化により5つの契約種別に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
注:受信料額のうち、()内は口座振替、継続振込の料金							

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)NHKといたしましては、先生御指摘のように、百三十万ぐらい普及してくる、こうなりますと、ハードだけではなくてソフトの面にかかなりの費用がこれからかかってくるわけがございます。これを全く衛星放送を見ておられない地上波の方々の聴視料の負担で賄うにはそろそろ限界が来た。したがって、やはり衛星放送を御利用いただく方からは特別な料金をいただきませんと、地上波だけを見ておられる方からの不満が非常に出てまいりますので、もうそろそろ、私は、一年半ばかり前郵政大臣が説明されたように、独自のサービスをして百万以上この衛星を見る方がふえた段階では新しい料金をいただかなければいかぬということは、既に川原前会長時代から私どもも申し上げてきたわけがございます。したがって、今回八月から料金をいただくという趣旨は、やはりその不公平感をなくすということ、しかし、我々は新しく料金をもらう以上は、先ほど来申し上げているように、これはそれに値する放送内容を充実させて衛星放送の発展に資したいというのが当面NHKの立場でございます。 【衆議院通信委員会会議録(H1.3.23)NHK島会長】

○ 今後のサービス拡充と経費の増加

衛星放送は普及の途上にあり、NHKは引き続きその発展、定着のため先導的な役割を果たしていく必要がある。今後魅力的なサービスを充実して、普及を一層進めるためには、番組経費を中心に支出はさらに増えるものと見込まれる。

○ 受益に応じた負担の必要性

今後の衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者の納得を得られる方策であると考えられる。

○ 衛星放送の事業基盤の確立

して、今後の衛星放送の事業基盤を強固なものとする NHKは、衛星放送の運営財源を確保ため、この段階で、新たに衛星料金を設定することとしたものである。

【平成元年度予算関連資料より抜粋】

収支予算等に付する郵政大臣の意見書(平成元年)

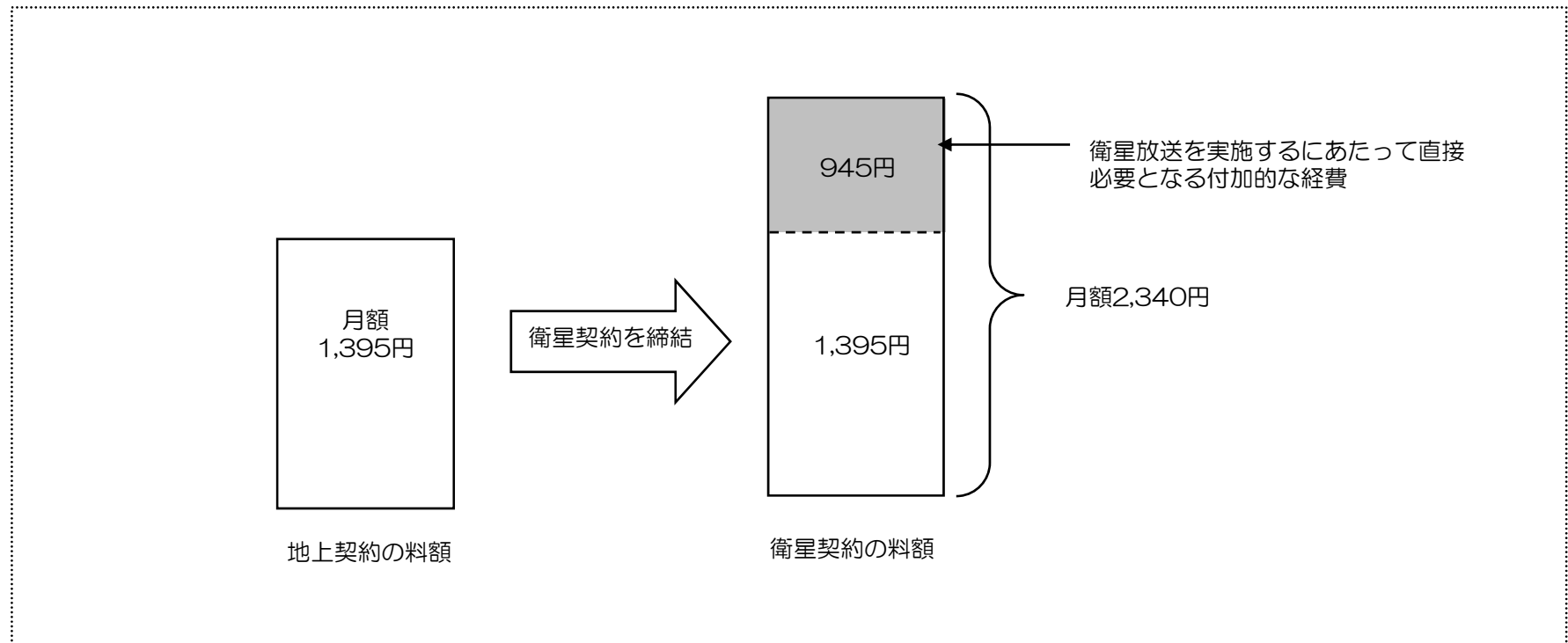
衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

衛星契約の料額設定の考え方

衛星契約の料額は、衛星放送の視聴の有無や視聴時間によって料金を徴収するといった対価料金ではなく、NHKの衛星放送業務を遂行するため、地上契約の受信料(基本受信料)に付加する形で設定した。

衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、衛星放送受信設備の設置者に衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)を負担していただくこととした。

【NHK提出資料より抜粋】



NHKの衛星放送に係る経費負担の考え方

料金設定時

「衛星付加受信料」
で負担

衛星放送にのみ
直接係る経費

(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)

人件費、減価償却費含む

共通に係る
経費(*)

(報道取材関係経費、番組制作設備維持経費、受信料収納関係経費等)

人件費、減価償却費含む

地上放送にのみ
直接係る経費

(地上放送番組制作費、送信設備運用費等)

人件費、減価償却費含む

公共放送としてのNHKを支える基盤的な経費

(経営管理部門の人件費や経営委員会・理事会等の法人費、調査研究費等のいわゆる本社経費)

(*)料金設定当初は、番組編成が購入番組(ニュースも含む)中心であったことなどもあり、共通経費の中で衛星放送の実施に直接係る部分は僅かであった。

現 状

「衛星付加受信料」
で負担

「衛星付加受信料」
945円に対応

衛星放送にのみ
直接係る経費

(衛星放送番組制作費、放送衛星運用費、衛星契約締結に係る営業経費等)

人件費、減価償却費含む

基本受信料(地上契約の
受信料)で負担

地上契約の受信料額
1,395円に対応

共通に係る
経費

(報道取材関係経費、番組制作設備維持経費、受信料収納関係経費等)

人件費、減価償却費含む

地上放送にのみ
直接係る経費

(地上番組制作費、送信設備運用費、地上契約締結に係る営業経費等)

人件費、減価償却費含む

公共放送としてのNHKを支える基盤的な経費

(経営管理部門の人件費や経営委員会・理事会等の法人費、調査研究費等のいわゆる本社経費)

共通経費を衛星放送に係る経費へ配賦

内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作など、衛星放送の進展により、業務実態が料金設定当時から大きく変化してきたことに伴い、平成7年度より平成10年度にかけて経費区分の見直しを実施。

NHKの衛星放送に係る経費

(単位 億円)

区 分	19年度予算	衛星放送に係る経費	配賦基準	受信料の内訳
事業支出	6,307.8	1,222.2		1,945円
事業運営費	5,434.0	1,081.4		
国内放送費	2,684.8	801.2	直課 衛星放送番組制作費 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 西課 スポーツ放送権料 受信契約件数比率を用いて按分 西課 報道取材関係経費 衛星放送による独自ニュース放送の開始に伴い、ニュース放送時間比率で按分 西課 番組資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 西課 資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 西課 情報処理経費等 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 一部、編成情報システムの経費についてはNHKの全波を扱うため波数比率で按分 西課 放送会館等施設運用費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率(業務実態に応じ本部比率、地方比率)で按分 西課 技術管理費等 業務の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分	番組費等 619円
契約収納費	592.2	147.0	直課 その他、衛星放送施設運用費、考査費(一部など衛星放送のみに直接係る経費を峻別して直課 直課 衛星契約取次事務費、衛星契約足違費は、衛星契約の契約取次ぎ業務のために係る経費(直課) 西課 収納関係経費 衛星料金を含む受信料の集金業務等に係る経費について、業務に対応する契約の件数比(受信契約件数(訪問)比率)を用いて按分 西課 システム情報費 営業システムは、受信契約件数比率で按分 西課 契約収納管理費 業務実施のための管理費を契約収納費の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分	営業経費 114円
受信対策費	17.0	2.6	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)	運用経費等
広報費	32.9	1.8	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)	
給与、退職手当・厚生費	1,826.3	128.0	直課 衛星放送番組制作にかかる制作要員等を直課 西課 衛星放送に係る業務量について、各部局からの報告等により把握	1103円
共通管理費	122.7	0.5	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)	
その他の事業運営費	157.8	0.0		
減価償却費等	873.8	140.7		
減価償却費	674.9	120.9	直課 放送衛星等 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 西課 番組制作系設備 番組の設備は自主制作の増加に伴い使用が増加することから自主制作比率で按分 西課 送出・送信設備 送出・送信設備は全波にかかる施設であることから波数比率で按分	減価償却費 94円
納付消費税	106.0	19.7	直課 衛星放送に係る収入と経費より、納付すべき消費税	納付消費税 15円
その他の経費(財務費等)	92.8	0.0		

(Q)NHKの衛星放送に係る経費について「自主制作費比率で按分」することに関し、按分の項目についての具体的な目安があるのか

NHK提出資料

NHKの衛星放送に係る経費における配賦基準の考え方(例)

1. 自主制作費比率による配賦

(例)番組資材費(番組収録用ビデオテープ購入費等)



例えば、ビデオテープの使用量は、番組の制作量に比例するものと考えてNHKが自ら制作した番組の制作費(委託制作番組や購入番組を除く)のうち、衛星放送番組が占める割合をもって配賦比率とする。

配賦比率(19年度予算)

衛星放送への配賦分

36.0%*

*本部での制作費の比率。地域放送局分は、地方の制作費比率を使用する。

2. 受信契約件数比率による配賦

(例)スポーツ放送権料



例えば、オリンピックやワールドカップサッカーなどの放送権料については、地上放送と衛星放送の視聴者数の割合で配賦することが合理的と考えて、全ての受信契約件数のうち、衛星契約の件数が占める割合をもって配賦比率とする。

26.4%

3. ニュース放送時間比率による配賦

(例)報道取材関係経費



例えば、ニュースなどの報道取材に係る経費については、ニュースの放送時間の割合で配賦することが合理的と考えて、全てのニュース放送時間のうち、衛星放送で放送した時間が占める割合をもって配賦比率とする。

25.0%

(参考)衛星放送に係る経費における配賦方法について

NHK提出資料

1. 配賦比率の推移(予算値)		7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)
①受信契約件数比率	地上	82.9%	81.8%	80.4%	79.4%	78.6%	77.7%	76.6%	76.0%	75.7%	75.2%	74.5%	74.2%	73.6%
	衛星	17.1%	18.2%	19.6%	20.6%	21.4%	22.3%	23.4%	24.0%	24.3%	24.8%	25.5%	25.8%	26.4%
②受信契約件数比率(訪問)	地上	-	-	89.5%	88.6%	88.5%	88.4%	87.1%	86.9%	86.9%	84.5%	85.8%	82.2%	86.7%
	衛星	-	-	10.5%	11.4%	11.5%	11.6%	12.9%	13.1%	13.1%	15.5%	14.2%	17.8%	13.3%
③自主制作費比率(本部)	地上	76.5%	72.8%	71.9%	72.5%	71.9%	66.9%	62.0%	58.7%	60.0%	57.7%	59.6%	60.2%	64.0%
	衛星	23.5%	27.2%	28.1%	27.5%	28.1%	33.1%	38.0%	41.3%	40.0%	42.3%	40.4%	39.8%	36.0%
④自主制作費比率(地方)	地上	-	-	78.6%	81.4%	75.1%	73.6%	71.3%	70.4%	67.9%	70.6%	77.7%	86.8%	82.5%
	衛星	-	-	21.4%	18.6%	24.9%	26.4%	28.7%	29.6%	32.1%	29.4%	22.3%	13.2%	17.5%
⑤ニュース放送時間比率	地上	92.5%	92.8%	91.3%	91.2%	91.0%	88.4%	88.8%	88.9%	88.8%	88.6%	77.0%	74.8%	75.0%
	衛星	7.5%	7.2%	8.7%	8.8%	9.0%	11.6%	11.2%	11.1%	11.2%	11.4%	23.0%	25.2%	25.0%
⑥波数比率	地上	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	68.4%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%
	衛星	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	31.6%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
⑦技術運用費の衛星比率	地上	-	-	-	86.1%	86.8%	84.6%	80.6%	80.8%	81.2%	80.9%	80.6%	78.5%	77.6%
	衛星	-	-	-	13.9%	13.2%	15.4%	19.4%	19.2%	18.8%	19.1%	19.4%	21.5%	22.4%
⑧契約収納費の衛星比率	地上	-	-	-	79.3%	78.1%	77.7%	76.7%	73.6%	74.9%	74.5%	74.1%	73.3%	75.2%
	衛星	-	-	-	20.7%	21.9%	22.3%	23.3%	26.4%	25.1%	25.5%	25.9%	26.7%	24.8%

2. 配賦方法の解説

①受信契約件数比率	受信契約総数に占める、衛星契約(特別契約を含む)の件数の割合で、算出式は【衛星契約数/(契約総数+衛星契約数)】。なお、契約総数と衛星契約数については、それぞれ年度初頭と年度末との平均値を使用。 配賦比率は衛星契約の伸びに伴い増加。
②受信契約件数比率(訪問)	受信契約総数(訪問集金)に占める、衛星契約(訪問集金)の件数の割合で、算出式は【衛星契約数(訪問)/(契約総数(訪問)+衛星契約数(訪問))】。なお、契約総数(訪問)と衛星契約数(訪問)はそれぞれ年度初頭と年度末との平均値を使用。 配賦比率は衛星契約の伸びに伴い増加し、口座振替等への移行等で増減。
③自主制作費比率(本部)	NHKが自主制作する番組(委託制作番組や購入番組を除く)の制作費(本部制作分)に占める、衛星放送制作費の割合。前々年度の実績値を使用。 配賦比率は衛星放送における自主制作番組の増加に伴い増加。
④自主制作費比率(地方)	NHKが自主制作する番組(委託制作番組や購入番組を除く)の制作費(地域放送局制作分)に占める、衛星放送制作費の割合。前々年度の実績値を使用。 平成17年度以降地方局が自主制作する衛星放送番組の減に伴い、比率も低下。
⑤ニュース放送時間比率	全波のニュース放送時間のうち、衛星放送で放送するニュース放送時間の比率。「国内放送番組編成計画」で定める1週間の「報道」の放送時間もとに算出。 配賦比率はニュースの放送時間を拡大した平成17年度に大きく増加(平成16年度後半期より毎正時ニュース開始)。
⑥波数比率	全ての国内放送の波数(総合、教育、ラジオ第1、ラジオ第2、FM、BS1、BS2、BSHi)に占める、衛星放送の波数の割合(3波/8波=37.5%) ※平成12年度は、12月からBSHiを放送開始したため、月数按分(28.6%(2/7)×8か月+37.5%(3/8)×4か月)/12か月=31.6% 全波に共通して係る経費を配賦する際に使用。
⑦技術運用費の衛星比率	技術運用費(技術管理費を除く)の合計額のうち、衛星放送に要する経費の占める割合。技術管理費(技術運用費に係る管理経費)の配賦に使用。 比率はBSデジタル放送が始まった平成12・13年度で大きく増加。
⑧契約収納費の衛星比率	契約収納費(契約収納管理費を除く)の合計額のうち、衛星放送に要する経費の占める割合。契約収納管理費(契約収納費に係る管理経費)の配賦に使用。 比率は衛星契約の伸びとともに増加し、平成14年度以降は25%前後で推移。

(Q) 衛星放送の番組を地上放送で放送するのは、どういうルールで行っているのか

衛星放送の本放送・再放送等について

NHK提出資料

平成19年6月の放送実績(時間比) (%)

	BShi	BS1	BS2
本放送	47	86	36
同じ波での再放送	21	11	5
衛星内でのマルチ展開	14	3	5
地上波とのマルチ展開	17	0.3	—
地上波の難視聴対策	—	—	54
総計	100%	100%	100%

○地上放送の番組を衛星放送で放送しているが、ほとんどが、BS2で難視聴対策を目的としたもの

○BShiでは、17%程度地上波とのマルチ展開を実施しているが、大半が大河ドラマ、朝の連続テレビ小説、土曜ドラマなどのドラマ番組の先行放送であり、その目的は、デジタルハイビジョンの普及

BS2では、SDで放送しているが、BShiでは、高画質・高音質のフルハイビジョンで放送

○放送番組の経費は、本放送実施メディアで計理

※衛星放送内でのマルチ展開とは、BS1・2でSDで放送しているハイビジョン制作番組をBShiで放送したり、BShiの番組をアナログ受信者にも視聴できるようにBS1・2で放送するなど、衛星放送内で同一コンテンツを放送すること

諸外国における衛星放送と受信料

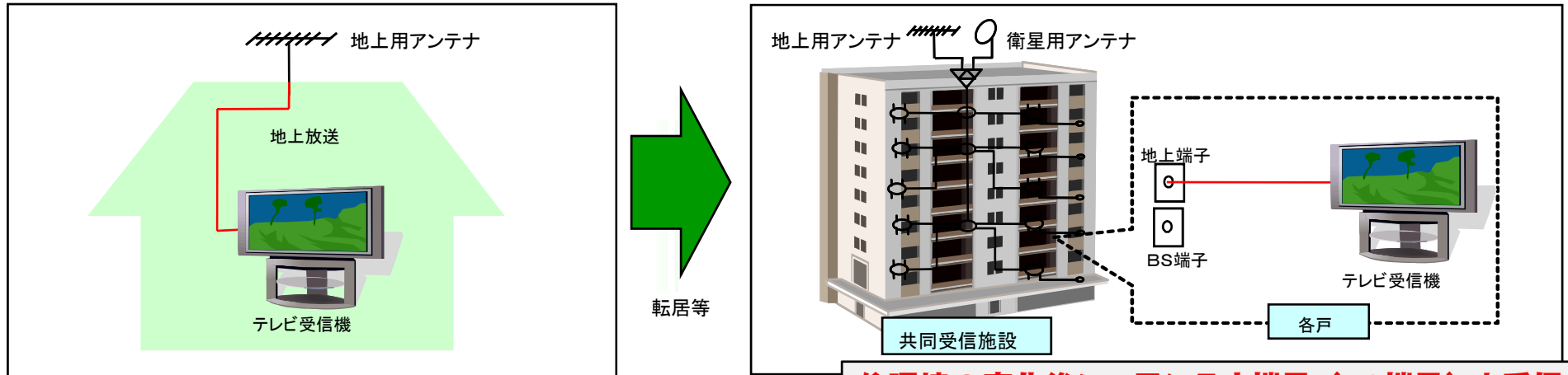
		英 国	フランス	ドイツ	韓 国	(●考) 日 本
公共放送の提供機関		BBC (英国放送協会)	FT (フランステレビジョン)	ARD (ドイツ公共放送連盟)	KBS (韓国放送公社)	NHK (日本放送協会)
受信料年額		32,520円 (地上・衛星一本化料金)	18,560円 (地上・衛星一本化料金)	基本料金(ラジオ): 10,600円 テレビ料金: 22,100円 (地上・衛星一本化料金)	3,900円 (地上・衛星一本化料金)	地上契約: 16,140円 衛星契約: 27,480円 (うち衛星付加料金分は、11,340円)
徴収単位	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	事業所	敷地	台数	台数	台数	設置場所(部屋)
衛星保有チャンネル数		6チャンネル (地上: 6チャンネル)	4チャンネル (地上: 4チャンネル)	4チャンネル (地上: 4チャンネル)	2チャンネル (地上: 2チャンネル)	3チャンネル (地上: 2チャンネル)
衛星放送の番組編成		地上波のサイマル放送	地上波のサイマル放送	地上波のサイマル放送	地上波のサイマル放送	個別編成
衛星放送の提供方法		ノンスクランブル	ノンスクランブル	ノンスクランブル	ノンスクランブル	ノンスクランブル
総収入		1兆1,117億円	4,565億円	1兆1億円	1,736億円	6,756億円
受信料		7,783億円	2,935億円	8,366億円	690億円	6,645億円
広告		—	1,334億円	234億円	868億円	—
有料放送料金		—	—	—	—	—
政府交付金		574億円	—	—	11億円	23億円
その他		2,760億円	296億円	1,408億円	168億円	89億円

1 衛星受信料体系の現状と課題

(2) 衛星受信料体系の課題

衛星受信料体系の課題①(外部環境の変化による衛星受信環境の整備)

衛星受信料体系の課題



住環境の変化後に、アンテナ端子（BS端子）と受信機側の接続端子を接続していない場合であっても衛星契約の締結、衛星受信料（945円）の支払いが必要。

第一次報告書の概要

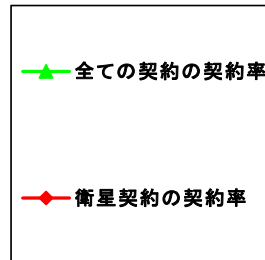
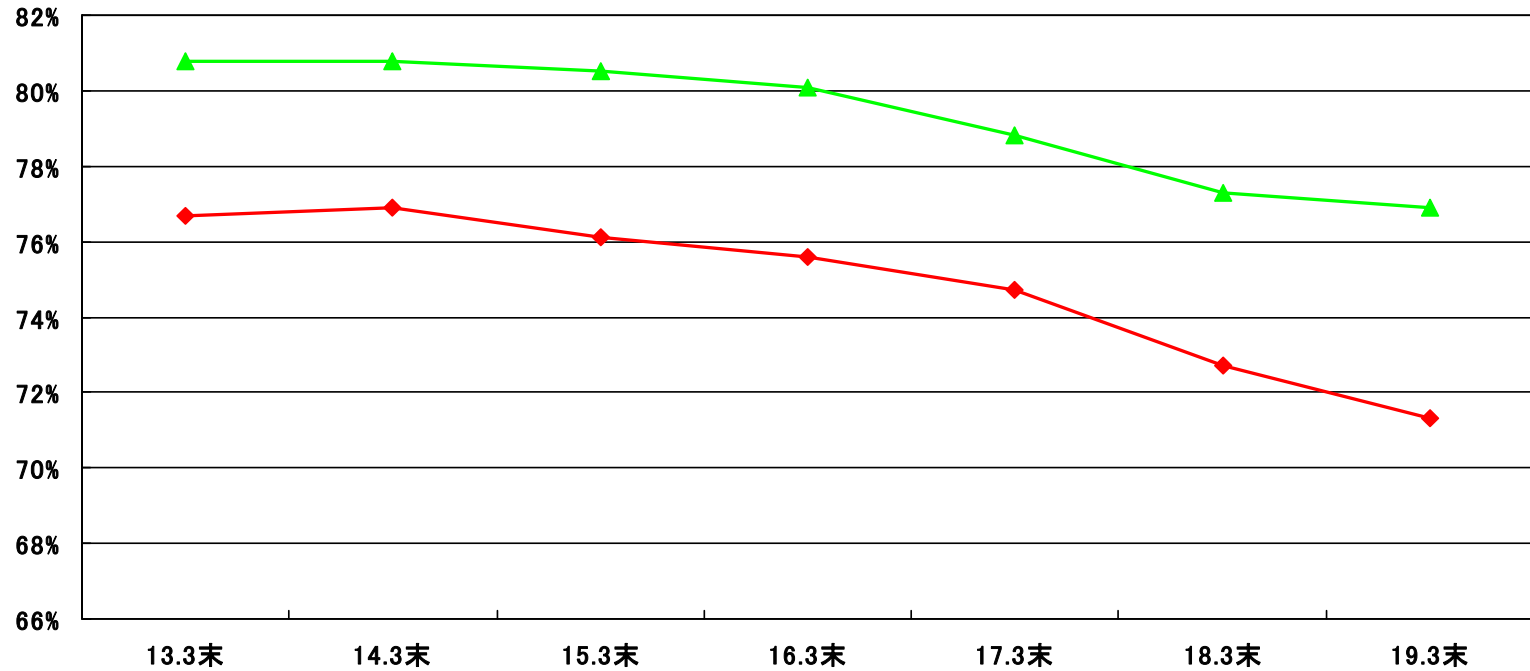
「3 衛星受信料体系の課題」関連

衛星受信料体系についての検討

- 従前は地上契約を締結していた者であって、住環境の変化等の外部環境の変化により、いわば自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に分類された者が、外部環境の変化後においても衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。
- ただし、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、この原則が維持されるよう、措置を不正に利用して、衛星契約への移行を免れようとする者（フリーライダー）の防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、こうした手続については、今後、契約実務を担うNHKにおいて実施可能な具体策が検討されるべき。

衛星受信料体系の課題②(衛星契約の契約率の低迷)

◆ 衛星契約に係る契約率は、全ての契約の契約率に比べ、4～5ポイント低い割合で推移。



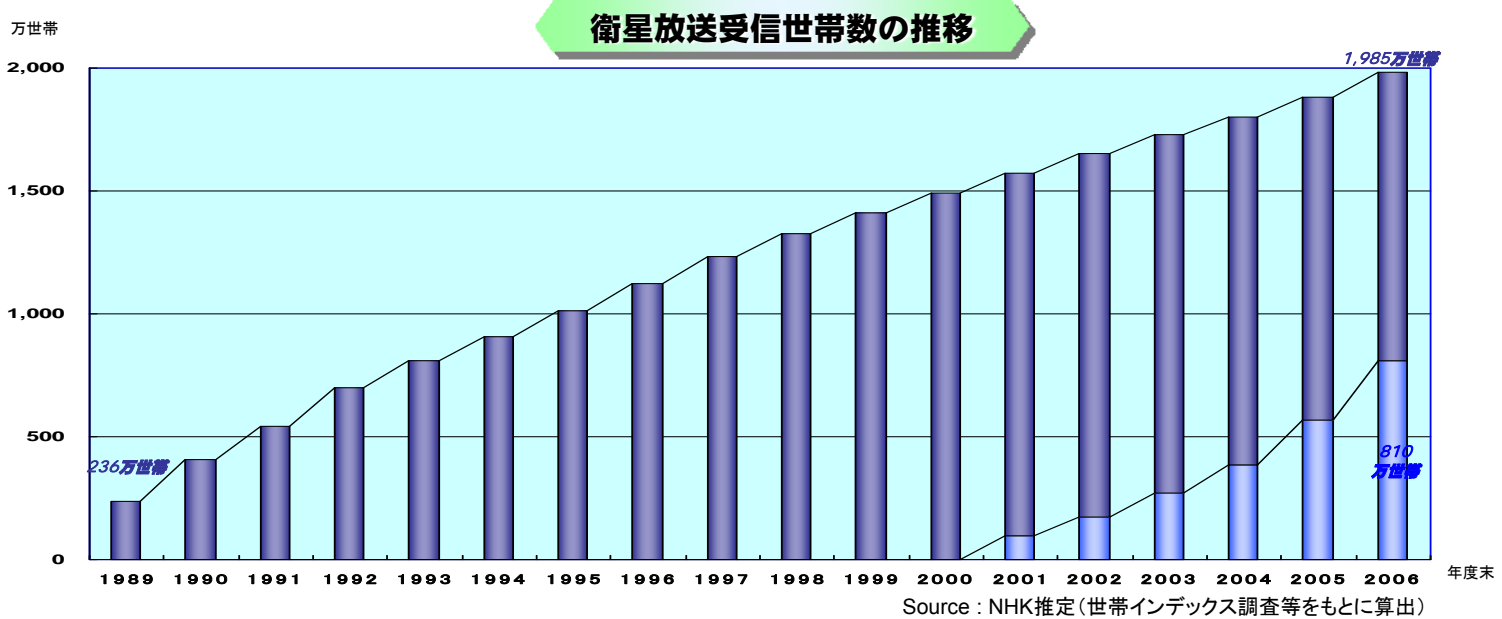
項目		単位	13.3末	14.3末	15.3末	16.3末	17.3末	18.3末	19.3末
全ての契約	①契約対象件数(母数)(A)	万	4,476	4,518	4,563	4,605	4,646	4,678	4,704
	②受信契約数(実績)(B)	万	3,615	3,652	3,675	3,690	3,662	3,618	3,618
	③契約率(C=B/A)	%	80.8	80.8	80.5	80.1	78.8	77.3	76.9
衛星契約	④衛星普及率(D)	%	30.8	32.0	33.2	34.3	35.4	36.7	38.3
	⑤衛星契約対象件数(母数)(E=A・D)	万	1,379	1,444	1,513	1,579	1,644	1,716	1,801
	⑥衛星契約数(実績)(F)	万	1,057	1,111	1,152	1,194	1,229	1,247	1,284
	⑦衛星契約率(G=F/E)	%	76.7	76.9	76.1	75.6	74.7	72.7	71.3

※①、⑤はNHKの推計値。②、⑥は有料契約数。③、⑦はこれら推計値に基づく計算値。⑤はNHK調査結果による。「地上契約」とは、「普通契約」及び「カラー契約」の合計。「特別契約」は考慮していない。
④は、世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査)に基づくもの。

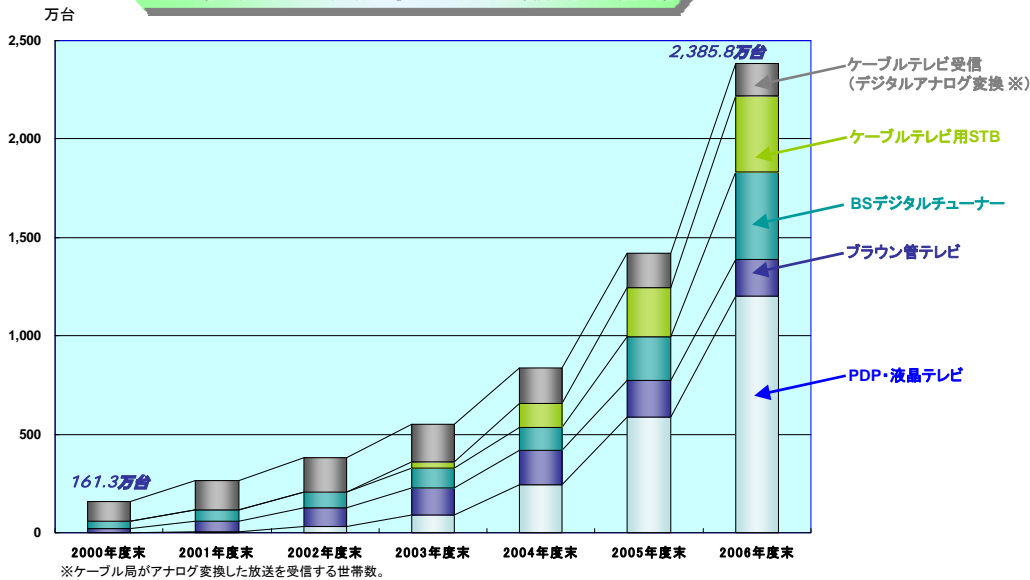
1 衛星受信料体系の現状と課題

(3) 衛星受信料体系を取り巻く環境変化

衛星放送受信世帯数等の推移

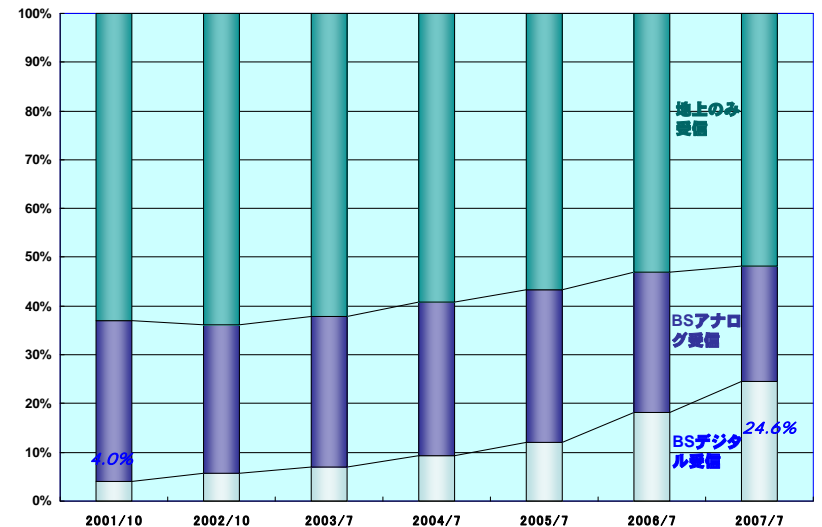


BSデジタル受信機出荷台数等の推移



Source : NHK発表 (http://www.nhk.or.jp/digital/spread/spread_bs.html)

衛星放送受信世帯割合の推移



Source : NHK受信実態調査

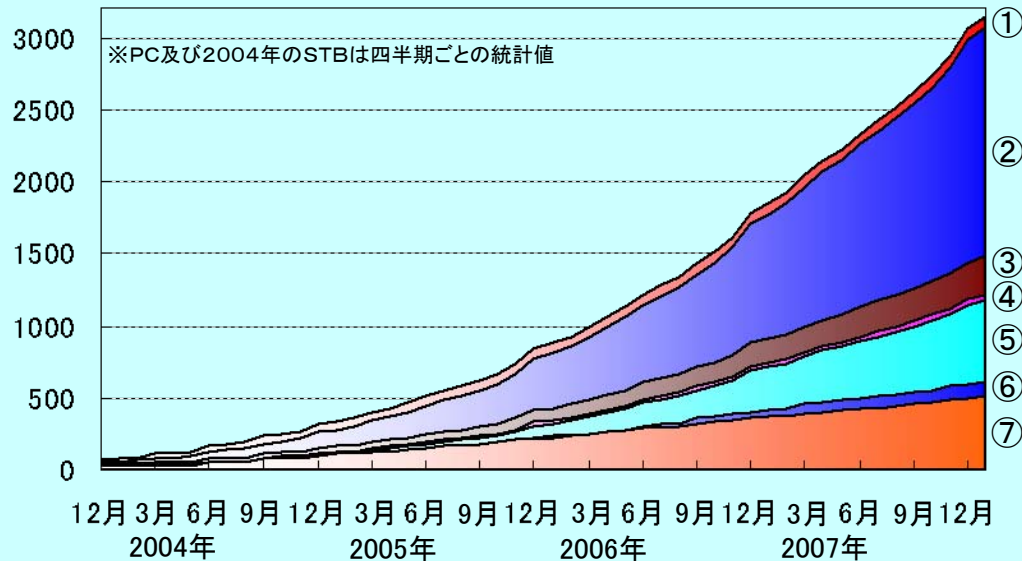
デジタル放送受信機の普及状況

地上デジタル放送受信機の出荷台数

3143万台 (前月比+85万台)

※2008年1月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

① CRTテレビ	72万台 (-)
② 液晶テレビ	1588万台 (+43)
③ PDPテレビ	262万台 (+ 4)
④ チューナー	43万台 (+ 1)
⑤ デジタルレコーダ	570万台 (+21)
⑥ PC	98万台 (+ 4)
⑦ ケーブルテレビ用STB	510万台 (+12)



BSデジタル放送の受信可能件数

3432万件

※2008年1月末、NHK調べ(速報値)

BSデジタル放送受信機の普及数

3283万台 (前月比+83万台)

CRTテレビ	186万台 (-)
PDP、液晶テレビ	1899万台 (+47)
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	691万台 (+24)
ケーブルテレビ用STB	507万台 (+12)

ケーブルテレビでの視聴世帯 (アナログに変換して視聴)

149万世帯

【参考】

ワンセグ対応携帯電話の出荷台数

2047万台 (前月比+264万台)

※2007年12月末、JEITA調べ

車載用地上デジタル放送受信機の出荷台数

109万台 (前月比+6万台)

※2008年1月末、JEITA調べ 23

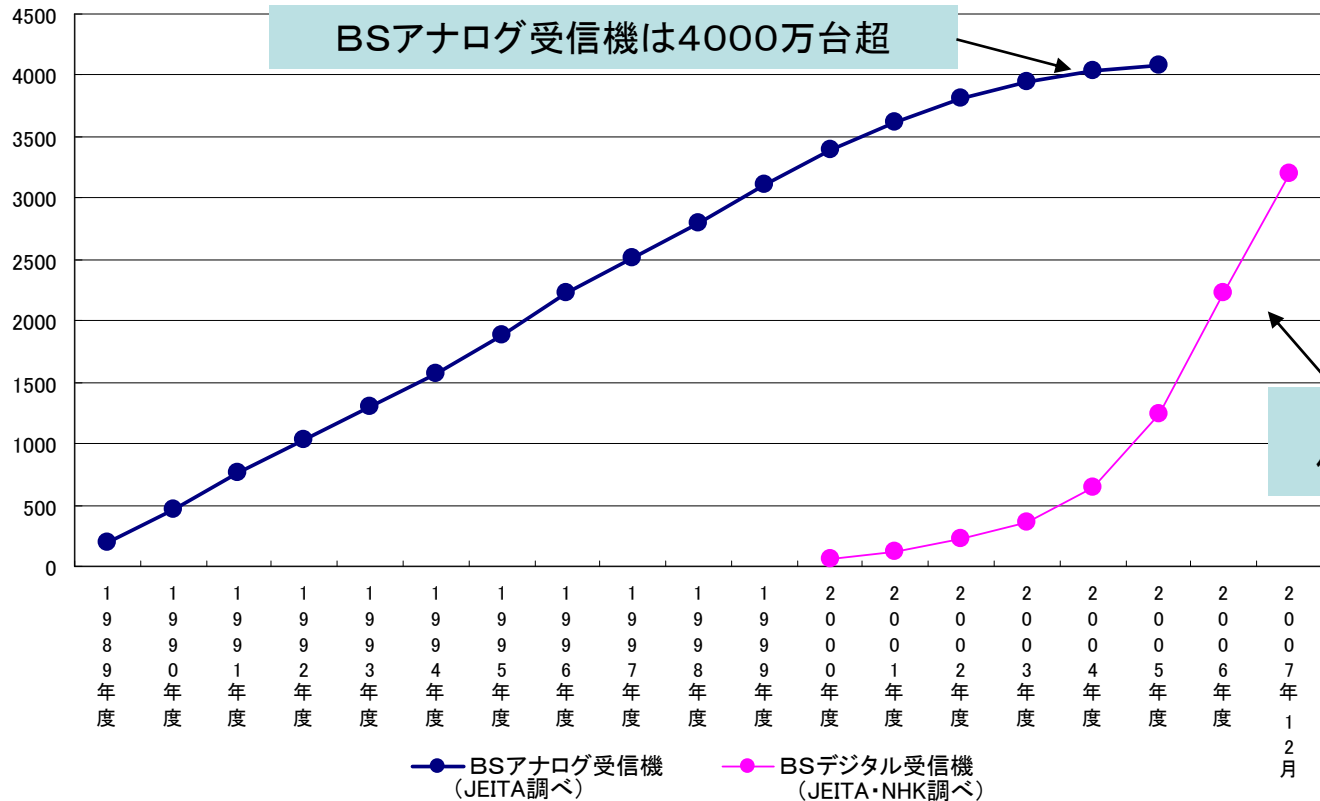
衛星放送の普及状況の変化

◆ 衛星放送を受信可能な受信機の普及状況は、どのように変化してきているか。また、今後の見通しはどうか。

◆ 衛星放送を受信可能な受信機の台数は、年々増加

衛星放送受信機の出荷台数の推移

(単位:万台・累計)



BSデジタル受信機は急激に伸びており、3000万台を突破

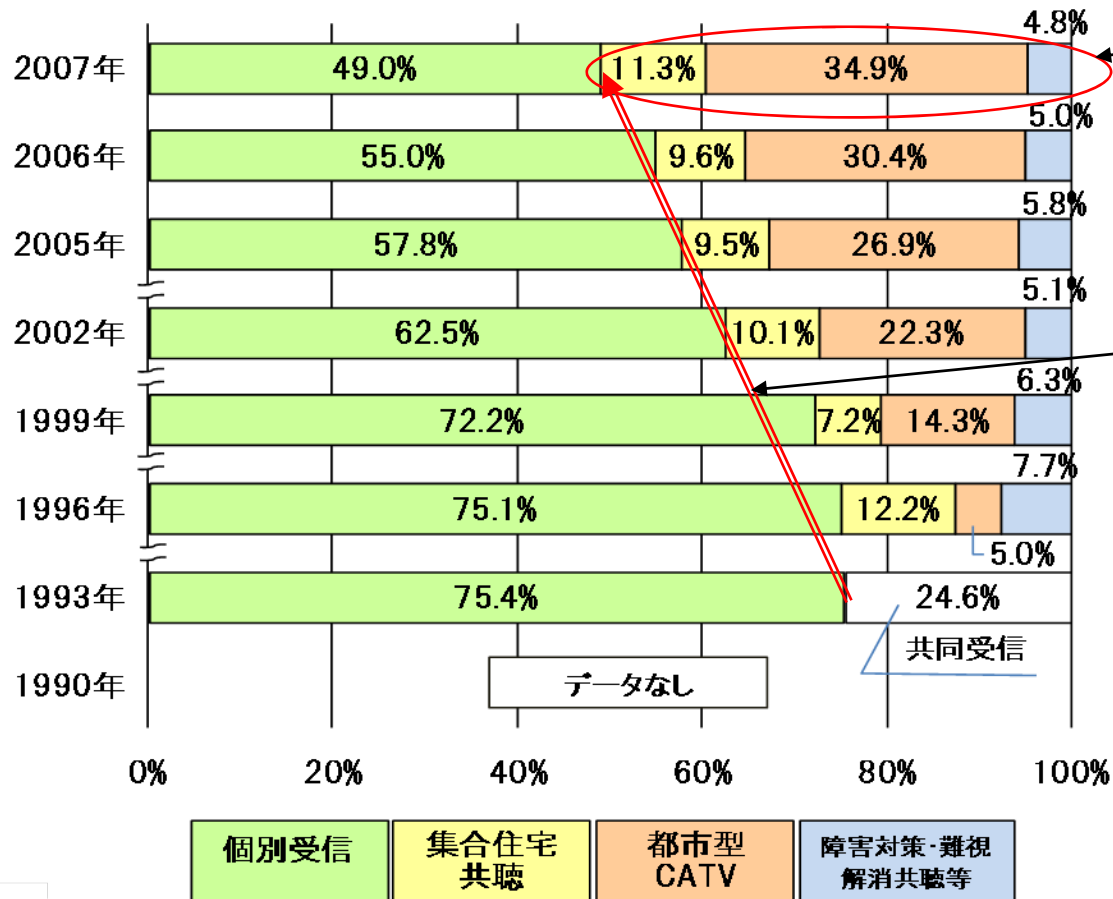
BSアナログ受信機は4000万台超

※ BSアナログは、ビデオ・レコーダー含まず
 ※ 2007年度データは2007年12月末

衛星放送の受信環境の変化

- ◆ 衛星放送の締結者の受信環境はどのように変化しているか(パラボラアンテナの自己設置、共聴施設による共同受信、CATVによる共同受信等)。

衛星放送の受信設備の推移



共同受信施設による受信が個別受信を超える

パラボラアンテナによる個別受信が減少し、都市型CATVによる受信が増加

出典:「NHK受信実態調査」
(NHKが受信契約世帯を対象に行っている調査)

<調査概要(2007年)>

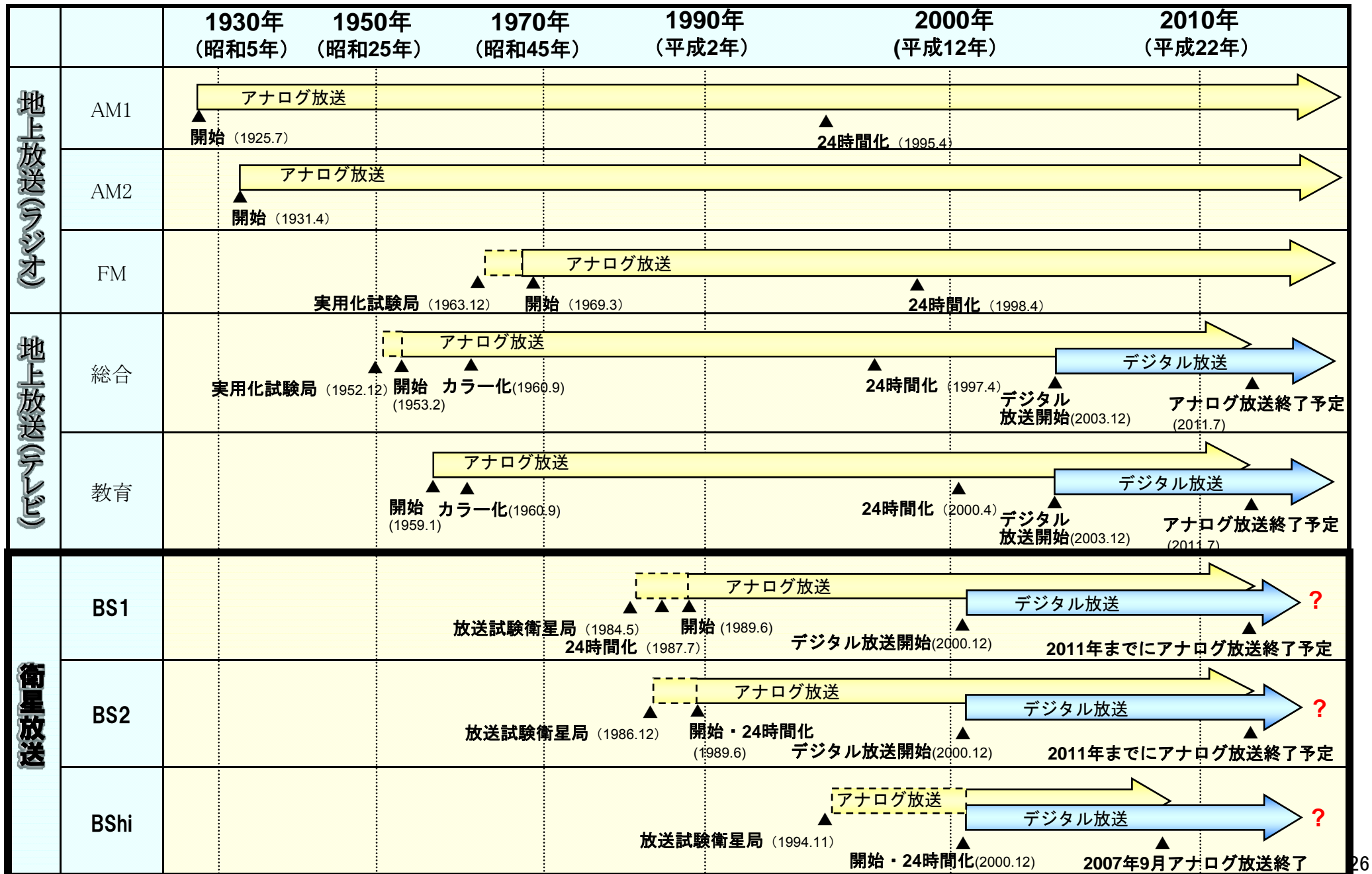
調査期間:2007年7月

調査方法:事前に調査票を郵送のうえ、NHK職員等の訪問による面接・宅内調査

調査対象:受信契約世帯4500世帯(無作為2段階抽出法)

調査有効数(率):3034世帯(67.4%)

NHKの衛星放送の変遷

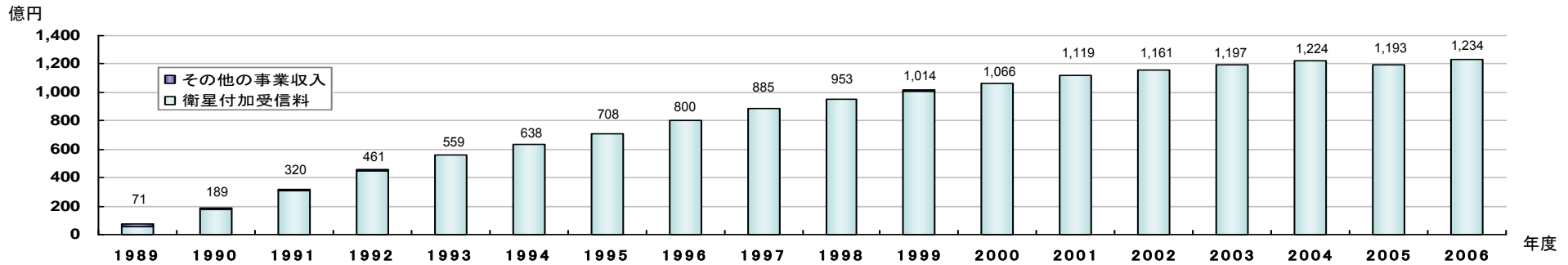


NHKの衛星放送の位置付け

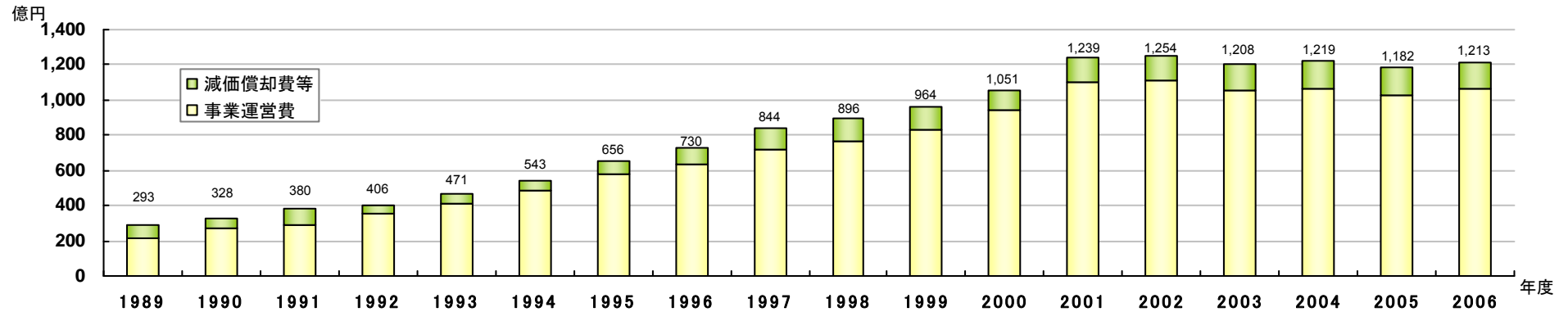
		放送普及基本計画				備考 (免許条件等)
		放送局の置局の指針・基本的事項		放送対象地域ごとの放送系の数		
				放送対象地域	数	
地上放送 (ラジオ)	AM1	総合放送		関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1	
				それらに属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1	
	AM2	教育放送		全国	1	
	FM	総合放送		都道府県の各区域	放送対象地域ごとに1	
地上放送 (テレビ)	総合	総合放送	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ放送は平成23年までに終了 ・デジタル放送は、 <ul style="list-style-type: none"> －高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術の特性を生かした放送を行うこと －アナログ放送が終了するまで、自ら行うアナログ放送の大部分の放送番組を含めて放送すること等 	関東広域圏 (デジタルでは茨城県を除く。)	1	教育番組10%以上、 教養番組20%以上
				関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域	放送対象地域ごとに1	
	教育	教育放送		全国	1	教育番組75%以上、 教養番組15%以上
衛星放送	BS1	衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの放送は、アナログ放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする(放送普及基本計画(総務省告示)) 	全国	1	教育番組10%以上、 教養番組20%以上
	BS2	難視聴解消を目的とする放送		全国	1	教育番組30%以上、 教養番組20%以上
	BShi	技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送		全国	1	

NHKの衛星放送関係収支の推移

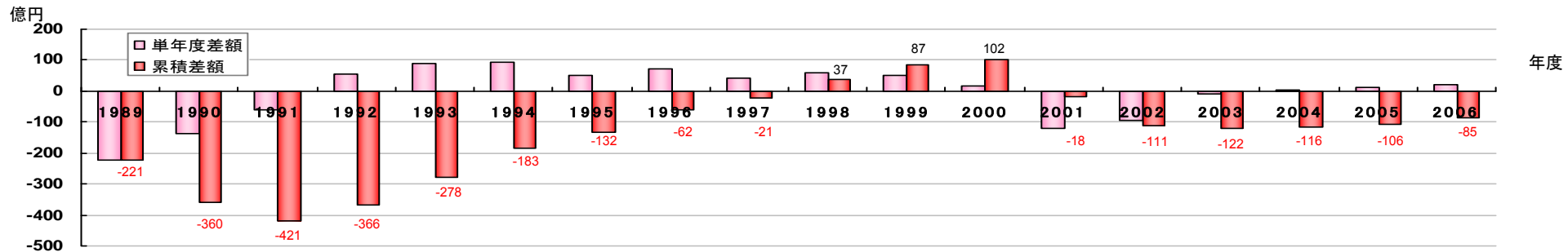
1 衛星放送に係る収入



2 衛星放送に係る経費



3 衛星放送に係る収支差額



(Q) 衛星放送に係る収入と経費について、収入と経費の差が、2000年以降の赤字から2004年以降黒字へ転換したことをどのように分析し、評価するか

衛星収支のトレンド

NHK提出資料

(単位 億円)

区分	①	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	②	③	14年度	15年度	16年度	④	18年度	19年度
	元年度 (1989)	(1990)	(1991)	(1992)	(1993)	(1994)	(1995)	(1996)	(1997)	(1998)	(1999)	(2000)	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(予算)
事業収入	71	189	320	460	559	638	707	800	884	953	1,013	1,066	1,119	1,160	1,197	1,224	1,193	1,233	1,256
事業支出	292	328	380	406	471	543	656	730	843	895	964	1,051	1,239	1,253	1,207	1,219	1,182	1,213	1,222
事業収支 差金	▲221	▲139	▲60	54	88	94	51	69	41	57	49	15	▲119	▲92	▲10	5	10	20	34
収支過不足 累計	▲221	▲360	▲420	▲366	▲278	▲183	▲131	▲61	▲20	36	86	101	▲17	▲110	▲121	▲116	▲105	▲84	(▲50)

○平成元年度衛星2チャンネルによる本放送開始(①)

平成元年度から6年間を見通し、衛星放送実施のため、直接必要となる経費と普及見込みをもとに衛星付加受信料を設定

○平成12年12月からBSHi本放送開始、衛星3チャンネル体制へ(②)

ハイビジョン経費について、衛星放送の一環として12年度予算(平成12年12月～)から衛星放送に係る経費として計上
衛星付加受信料の金額は据え置き(月額945円)

○平成13年度以降、新たに加わったBSHiの充実を図るとともに、普及予測にあわせて収支シミュレーションを行い、中期的に収支相償となるように、各年度の予算を設計(③)

○不祥事の影響で、平成17年度決算は収入減少(④)

○収支過不足の累計は▲84億円(平成18年度末)

(参考)NHKの衛星放送に係る収入と経費の考え方

年度
平成元年度(1989)
平成2年度(1990)
平成3年度(1991)
平成4年度(1992)
平成5年度(1993)
平成6年度(1994)
平成7年度(1995)
平成8年度(1996)
平成9年度(1997)
平成10年度(1998)
平成11年度(1999)
平成12年度(2000)
平成13年度(2001)
平成14年度(2002)
平成15年度(2003)
平成16年度(2004)
平成17年度(2005)
平成18年度(2006)
平成19年度(2007)

衛星付加受信料については、平成元年度から6年度までの衛星放送実施のため、直接必要となる経費と普及見込みをもとに、受信者1件あたりの月額を設定。

設定当初は、衛星放送の普及に支障をきたさない適切な水準を考慮し、衛星放送に係る経費は、衛星放送にかかわる直接経費のみとし、地上の既存の施設、業務体制を活用する経費及び共通経費については、全て基本収支(地上収支)で賄うこととした。

(参考) 郵政大臣意見

○平成元年度予算

「衛星放送を含む受信料の設定等の受信料体系の変更は、衛星放送に要する経費の負担の在り方等の観点から妥当なものとする」

衛星放送の普及に伴い、内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作等により業務実態が大きく変化し、それに伴い経費内容も変化するなど、料金設定時点とは会計環境が大きく異なってきた。

したがって、報道取材関係経費や番組制作設備経費など、料金設定当初に基本収支(地上収支)で負担していた共通経費の一部を、平成7～10年度にかけて順次衛星放送に係る経費へ見直した。

(参考) 郵政大臣意見

○平成7～8年度予算

「衛星放送に係る収支の一層の明確化・透明化」

○平成9年度予算

「協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるように、衛星放送に係る収支の一層の明確化を図るとともに、財務内容等の開示を推進すること」

○平成10年度業務報告書

「衛星放送に係る収支の明確化については、平成7年度から基本収支との分計を進め、10年度で完了した」

平成12年12月からBSデジタル本放送開始。新たにBSHi(衛星ハイビジョン)が加わり、3チャンネル体制へ。ハイビジョン経費について、衛星放送の一環として平成12年度予算※から衛星放送に係る経費として計上。

※12年度は12～3月の4か月分

衛星付加受信料の金額は据え置き(月額945円)

平成13年度以降、新たに加わったBSHiの充実を図るとともに、普及予測にあわせて収支シミュレーションを行い、中期的に収支相償となるように、各年度の予算を設計

不祥事に端を発した受信料支払い拒否・保留者の発生等により、衛星放送に係る収入は平成17年度に前年度比で初めてマイナスになったが、その後は衛星契約の伸びとともに収入は増加し、平成20年度予算における収入と経費の差額の累計額は△3億円で、累積が解消されつつある。

NHKの衛星放送に関するアンケート調査結果

2007年2月9日～12日に総務省においてアンケート調査を実施。

(全国20歳以上の男女2,000人に対し、調査員による個別面接調査を実施。1,316人より有効回答。)

アンケート調査結果の概要

1. 衛星放送の受信実態

- ▶ 衛星放送を視聴しているのは約4割。
- ▶ 衛星放送を視聴しない理由としては、「現在見ることができるチャンネルで十分だから」等。
- ▶ BS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」、「地上放送では放送しない番組の放送」等。

2. NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係

- ▶ 過半数が、週1日以上衛星放送を視聴。
- ▶ よく見るチャンネルとしては、NHKのBS1及びBS2が圧倒的多数。
- ▶ 契約者数ベースでも、同様。

3. NHKの衛星付加受信料

- ▶ 945円の衛星付加受信料について、「高い」、「やや高い」と感じている者が半数弱。

4. NHKの衛星放送の番組

- ▶ よく見る番組としては、「ニュース」、「スポーツ」、「映画」等。
- ▶ なくなると困る番組としては、「ニュース」、「スポーツ」、「天気予報」等。

5. NHKの衛星放送のチャンネル数の削減

- ▶ NHKのBS1とBS2については、視聴者層が分かれており、いずれか1チャンネルとなった場合は、「視聴を継続」、「視聴を止める」、「分からない」がほぼ同数。
- ▶ 「視聴を止める」理由は、「料金が割高になる」、「見たい番組が減る」等。

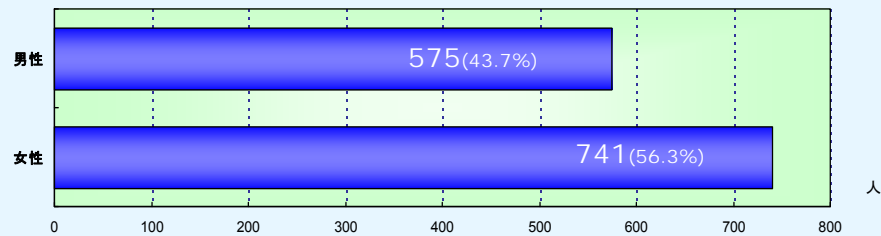
6. NHKの衛星放送のスクランブル化

- ▶ 約半数がスクランブル化を行うべきと回答。
- ▶ スクランブル化を行っても、半数以上は、料金を支払って、NHKの衛星放送視聴を継続する意向。

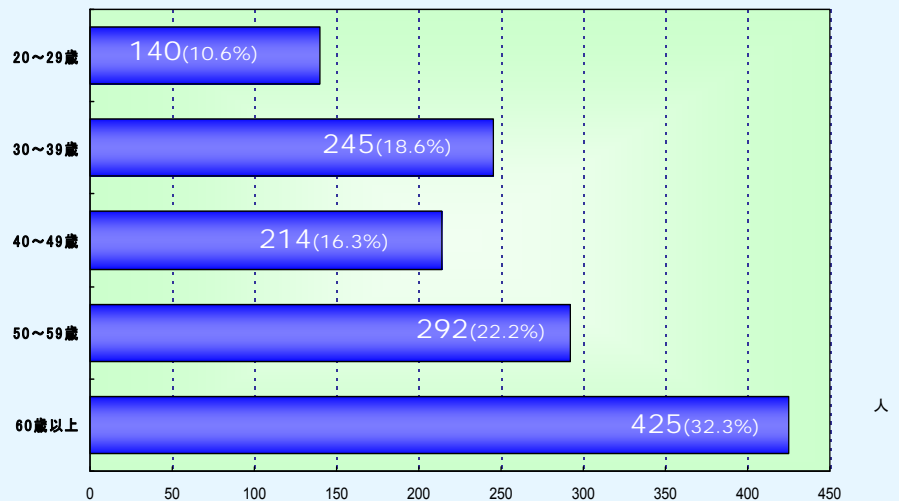
視聴者の意向に係るアンケート調査

- 総務省において、(社)中央調査社に委託し、2007年2月9日～12日にアンケート調査を実施。
- 全国20歳以上の男女2,000人(住民基本台帳から層化無作為2段抽出)を対象に、調査員による個別面接聴取法により実施。1,316人より有効回答。

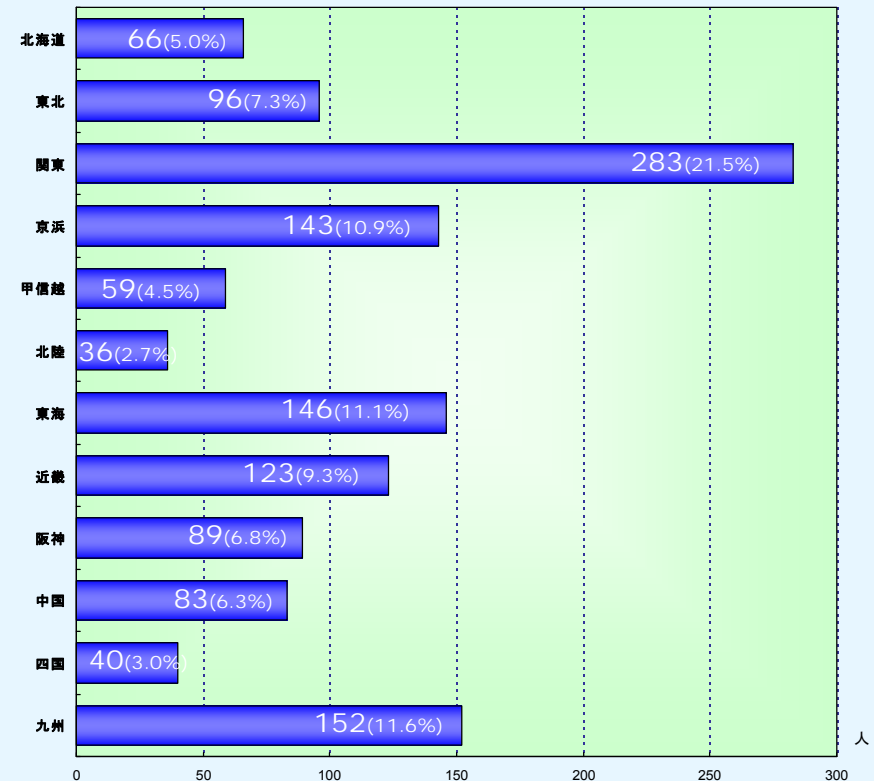
性別



年齢



居住地域

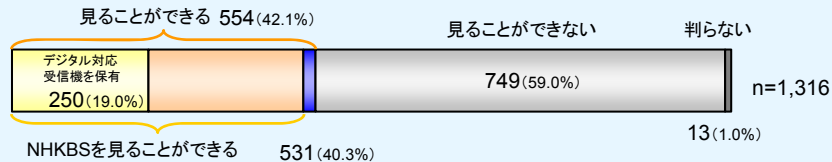


○北海道:北海道 ○東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ○関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、京浜ブロック以外の東京都・神奈川県 ○京浜:東京23区、横浜市、川崎市
 ○甲信越:新潟県、山梨県、長野県 ○北陸:富山県、石川県、福井県 ○東海:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ○近畿:滋賀県、京都府、阪神ブロック以外の大阪府・兵庫県 ○阪神:大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、守口市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 ○中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 ○四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ○九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県、沖縄県

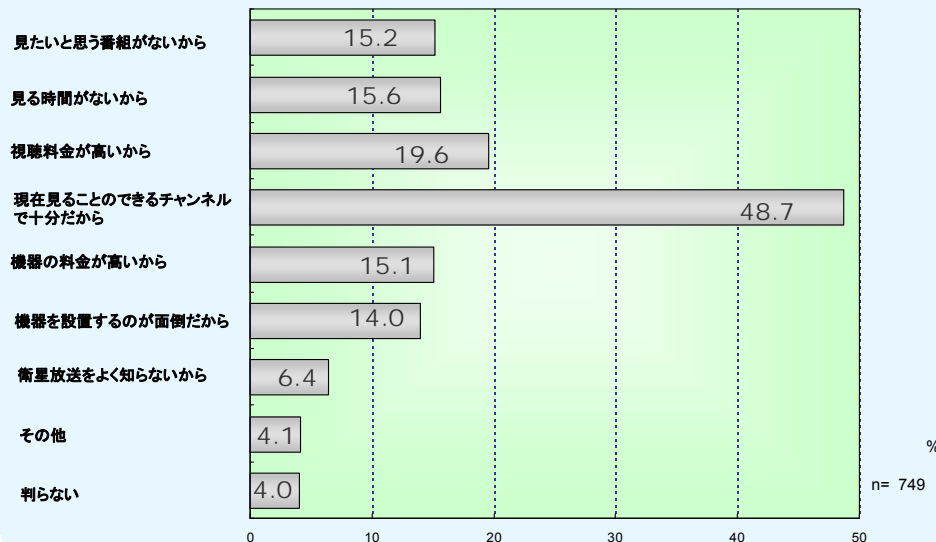
衛星放送の受信実態

- 衛星放送を視聴しているのは、約4割。うち、半数がデジタル対応受信機を保有。
- 衛星放送を視聴しない理由としては、「現在見ることができるチャンネルで十分だから」等。
- BS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」、「地上放送では放送しない番組の放送」等。

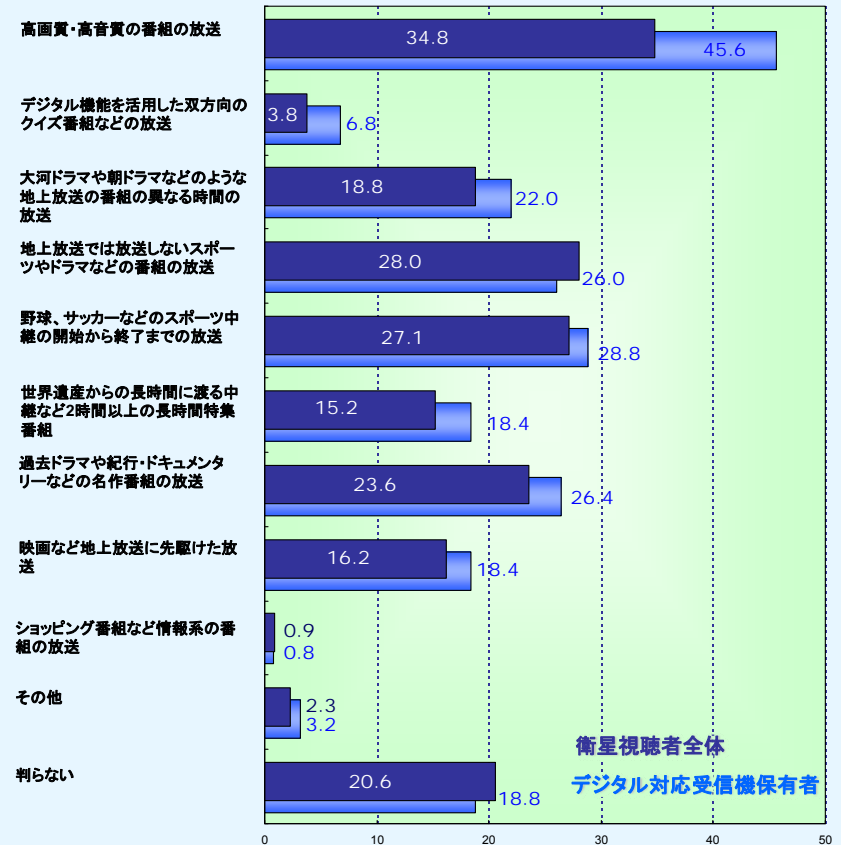
衛星放送受信実態



衛星放送を視聴しない理由



BS放送の魅力

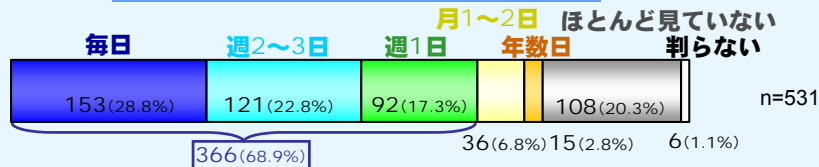


上 n=554
下 n=250

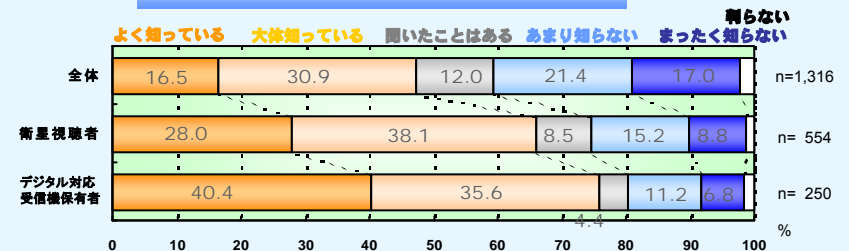
NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係

- 過半数の者が、週1日以上衛星放送を視聴。
- よく見るチャンネルとしては、NHKのBS1, BS2が圧倒的多数。
- NHKの3チャンネルの位置付けについては、全体の半数近くの者が知っているという回答。

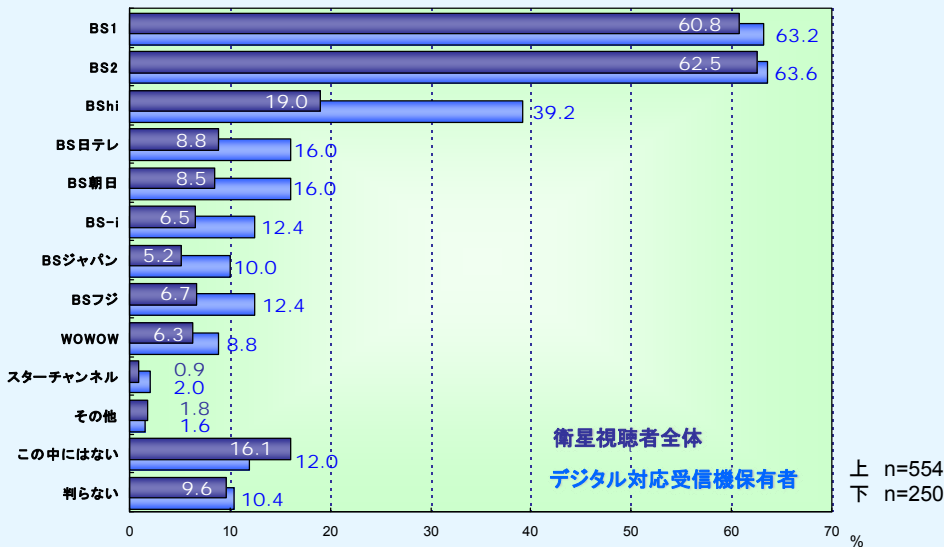
衛星放送視聴実態



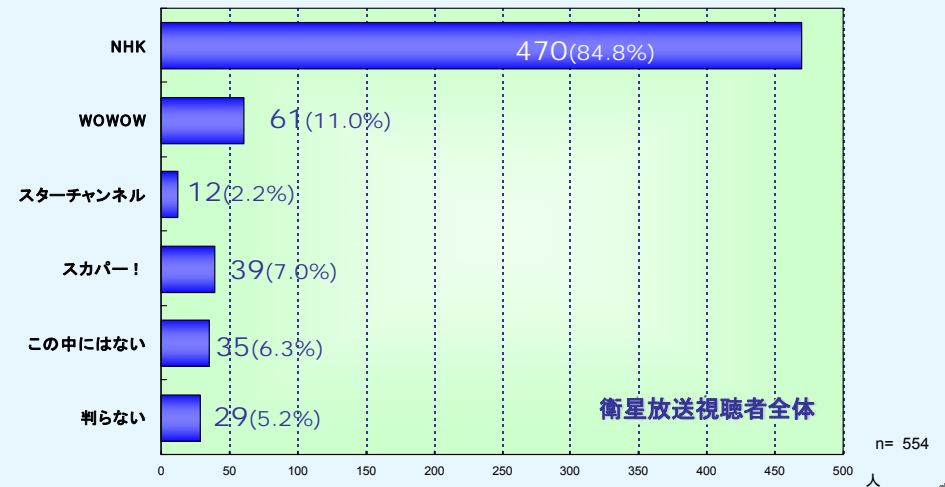
NHK3チャンネルの位置付け



よく見るチャンネル (複数回答)



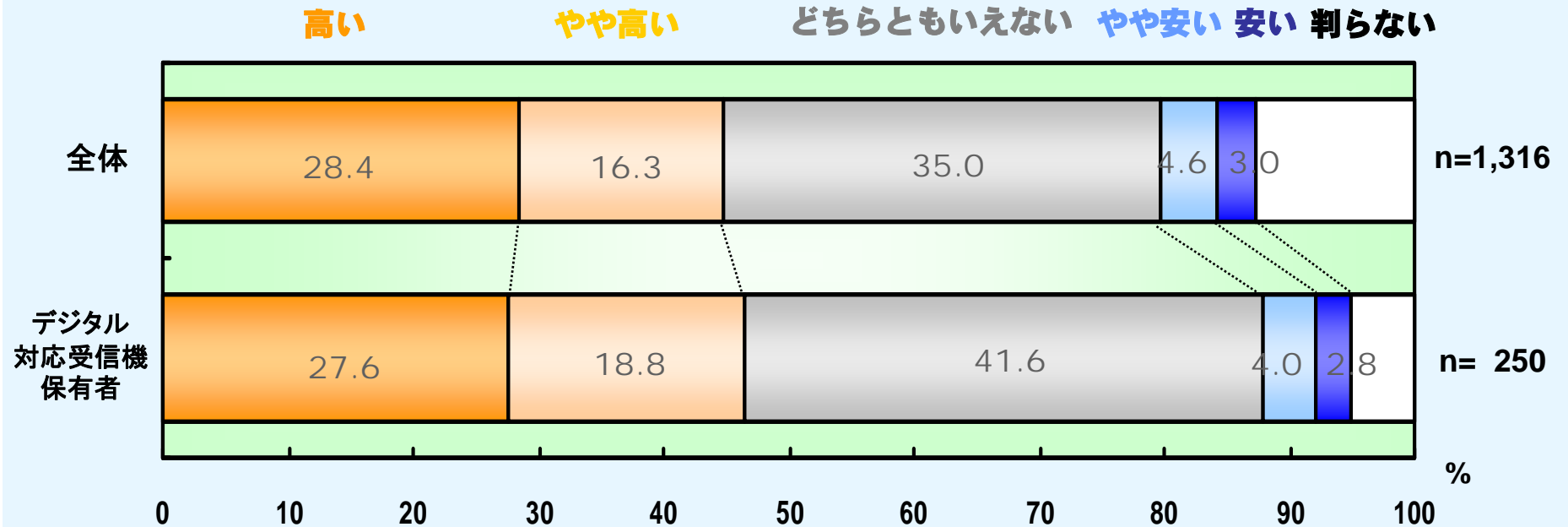
契約している衛星放送



NHKの衛星付加受信料

- NHKの衛星付加受信料(月額945円)については、「高い」、「やや高い」とした者が半数弱。

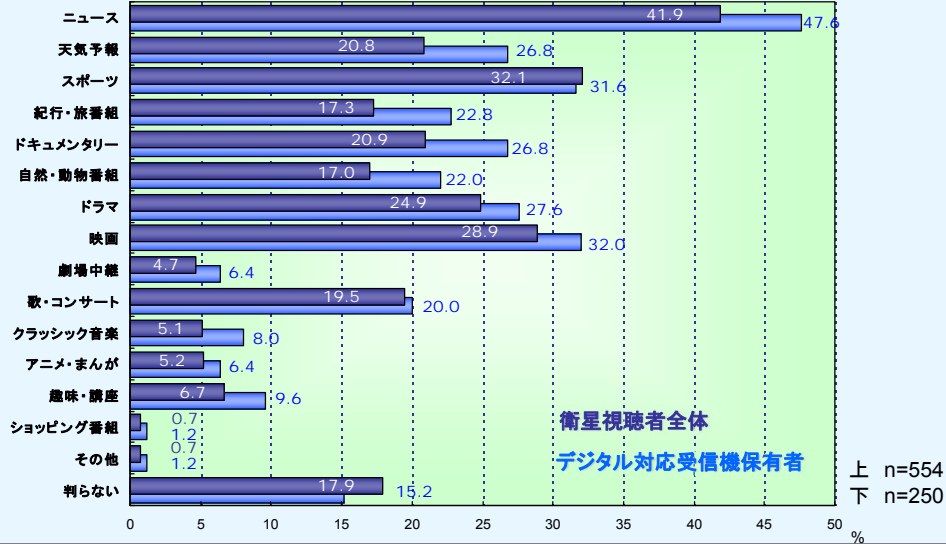
NHKの衛星付加受信料の評価



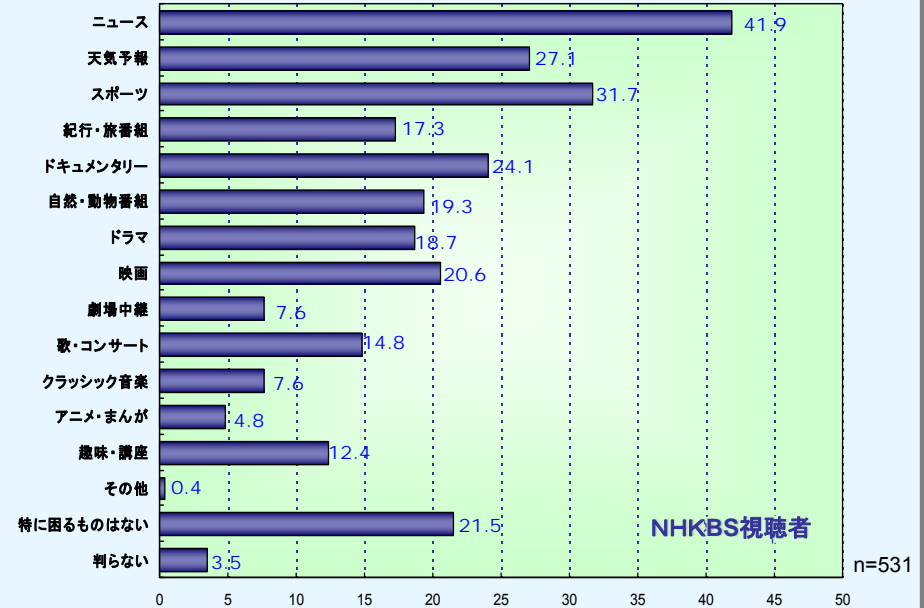
NHKの衛星放送の番組

よく見る番組は、「ニュース」、「スポーツ」、「映画」等。なくなると困る番組としては、「ニュース」、「スポーツ」、「天気予報」等。

よく見る番組（複数回答）



なくなると困る番組（複数回答）



【参考】よく見られている番組の視聴率

【BS1】〔放送時間10分以上〕

- MLB パイレーツ×ヤンキース 1.9%
- MLB パイレーツ×ヤンキース 1.6%
- BSニュース 1.5%

【BS2】〔衛星放送受信者分母、放送時間10分以上〕

- どんと晴れ 6.5%
- さくら 4.2%
- BS日本のうた 1.5%

注1 自宅で衛星放送を見ることが出来る衛星受信者のみを対象
注2 放送時間が10分以上の番組を対象

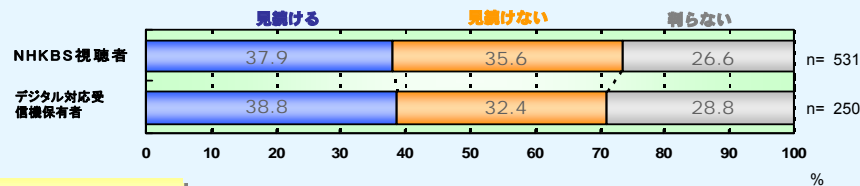
〔出典〕NHK放送文化研究所「全国個人視聴率調査(平成19年6月)」
調査日：2007年6月4日(月)～6月10日(日)
調査対象：全国7歳以上の国民3,600人(うち2,449人より有効回答)
調査方法：配布回収法(個人単位)

NHKの衛星放送のチャンネル数の削減

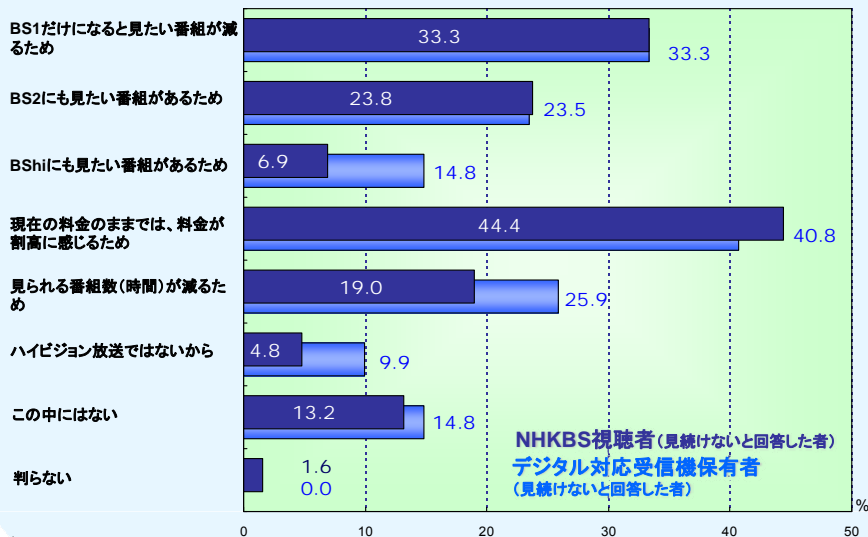
- NHKのBS1、BS2については、視聴者層が分かれており、いずれか1チャンネルとなった場合は、「視聴を継続」、「視聴を止める」、「分からない」がほぼ同数。
- 「視聴を止める」理由は、「料金が割高になる」、「見たい番組が減る」等。

BS1だけの場合の視聴

視聴意向

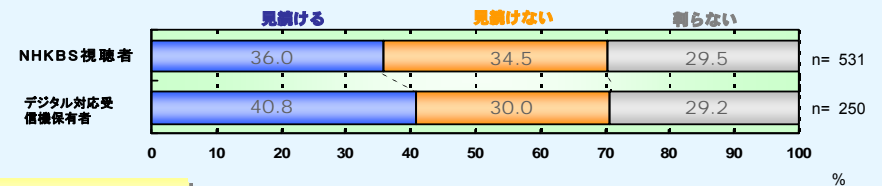


視聴しない理由

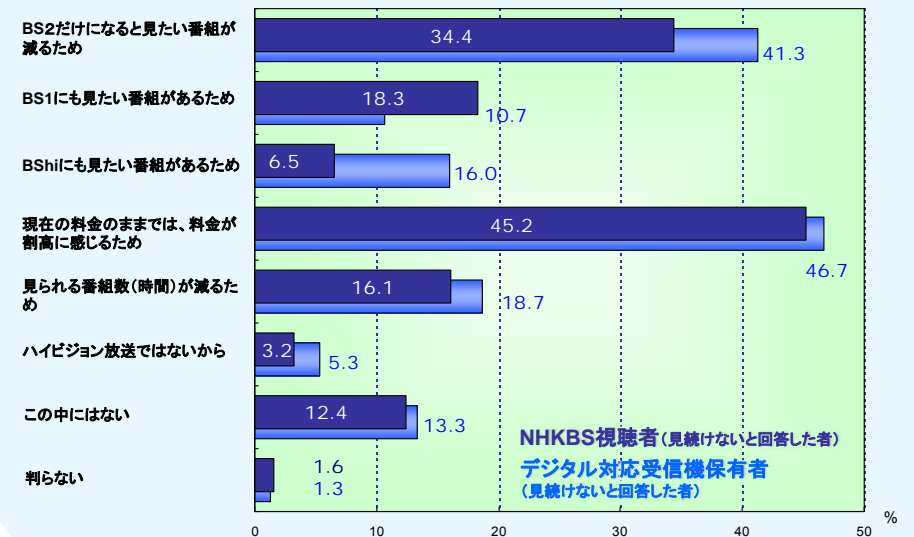


BS2だけの場合の視聴

視聴意向



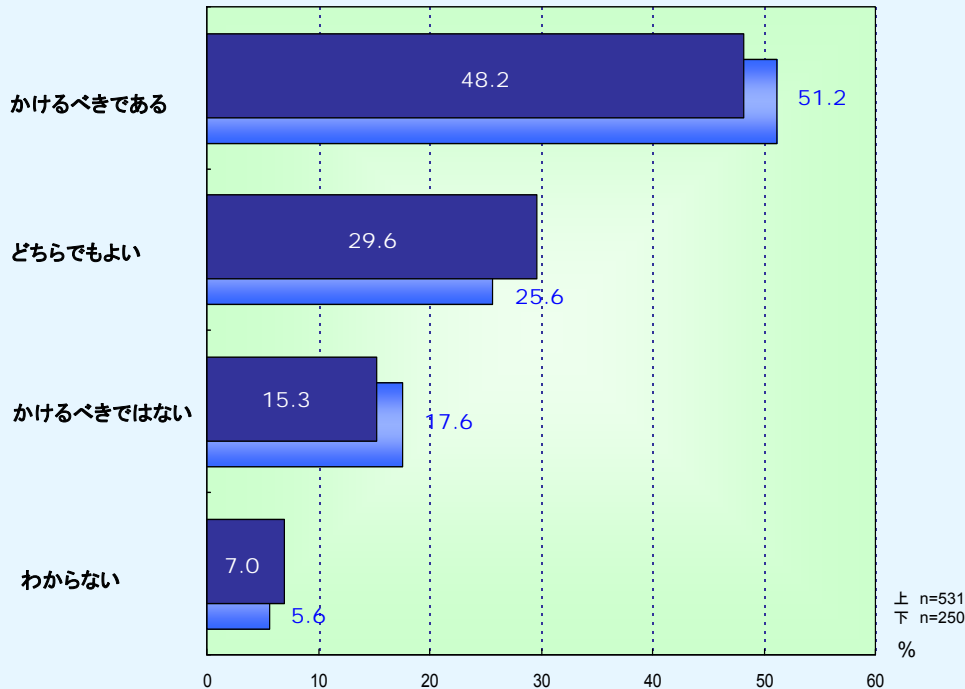
視聴しない理由



NHKの衛星放送のスクランブル化

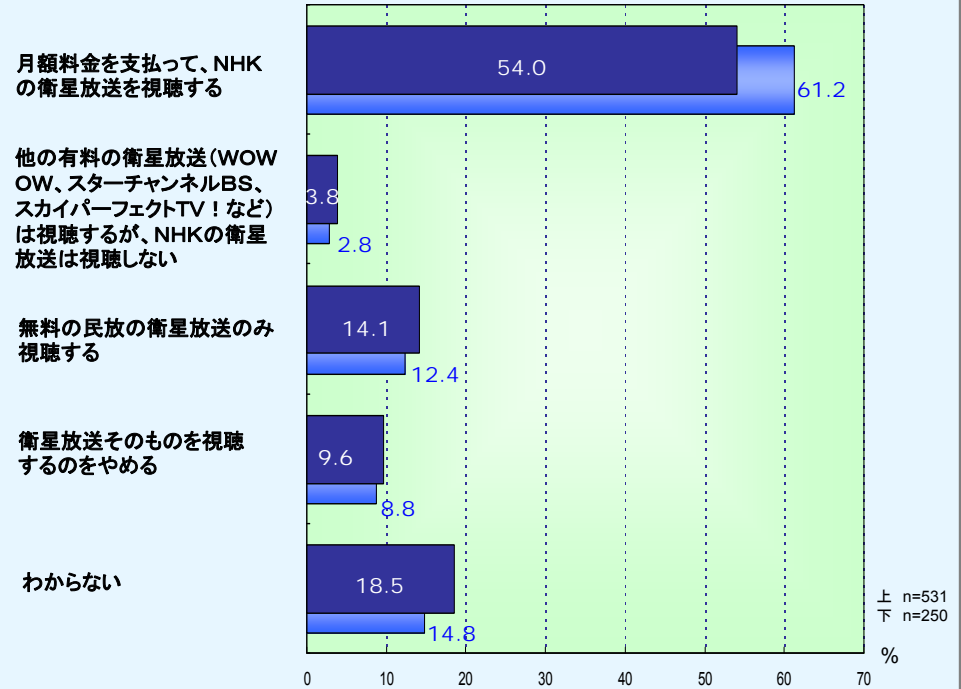
- NHKの衛星放送については、約半数がスクランブルを行うべきと回答。
- NHKの衛星放送にスクランブルを行った場合であっても、半数以上は、料金を支払って、NHKの衛星放送の視聴を継続する意向。

NHKの衛星放送に スクランブルをかけるべき



NHKBS視聴者
デジタル対応受信機保有者

NHKの衛星放送に スクランブルがかかった場合



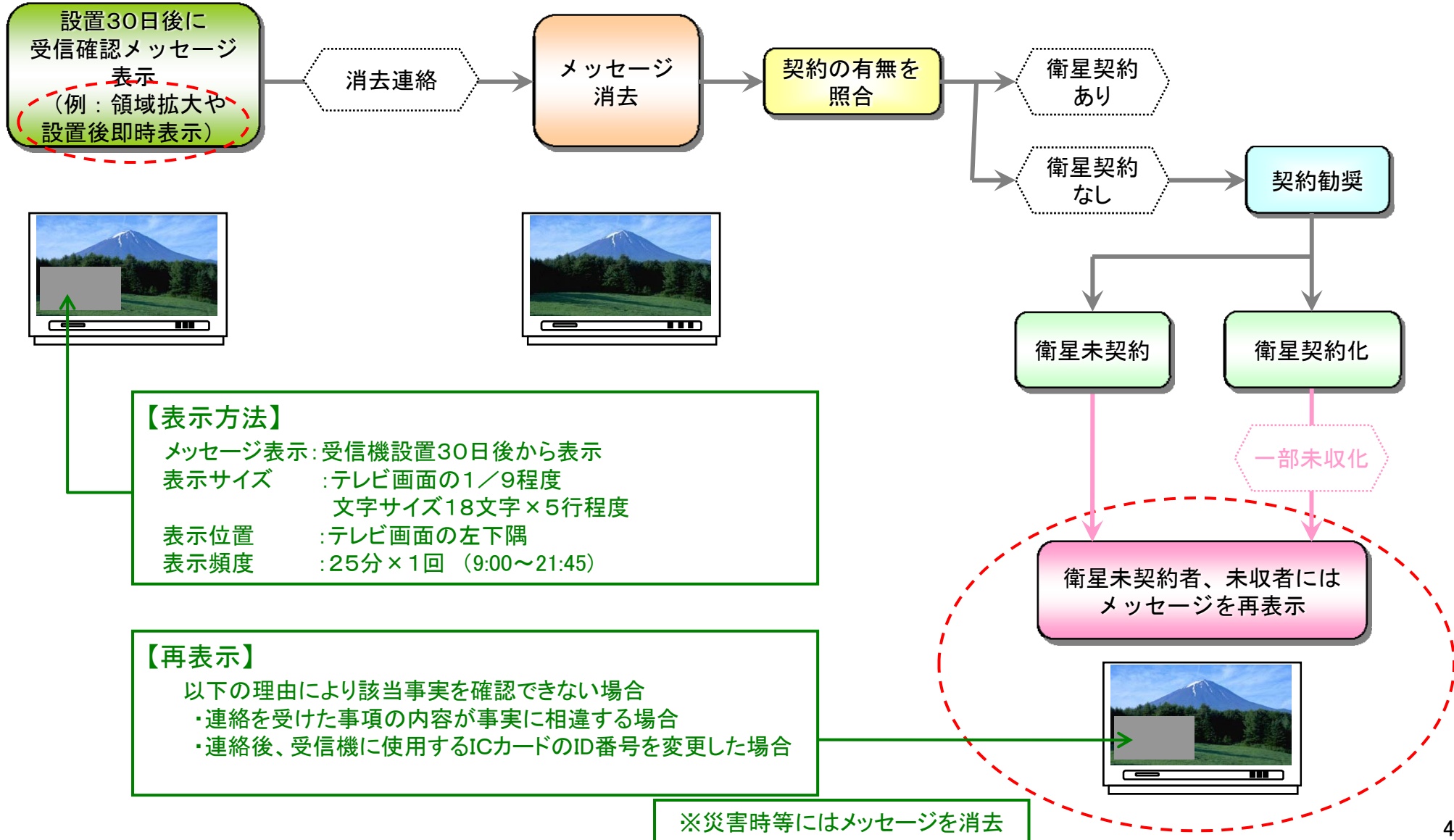
NHKBS視聴者
デジタル対応受信機保有者

2 見直しの考え方及びその効果・影響

(1) 現状維持

「メッセージ機能の活用の強化」の例

※朱色の丸囲み部分は、現行のものに加えた新たな施策



受信確認メッセージの表示方法の推移

	表示面積	表示時期	表示位置	表示時間帯	表示時間	表示内容	
平成13年1月	画面の 1/9程度	受信機設置の 30日後から	画面左下	9時～21時50分	15分×1回	NHKへBS受信機設置のご連絡をお願いします。お電話でこの表示はすぐに消えます。フリーコールは0120-933933です	
平成13年12月						15分×2回 (間隔3分)	NHKへBS受信機設置のご連絡をお願いします。お電話でこの表示はすぐに消えます。フリーダイヤルは0120-933933です
平成14年4月					25分×2回 (間隔3分)		NHKでは皆様にBSデジタル設置のご連絡をお願いしています フリーダイヤル0120-933933にお電話下さい 電話での手続きでこの表示は消えます
平成14年5月							NHKでは皆様にBSデジタル設置のご連絡をお願いしています フリーダイヤル0120-933933にご住所、お名前、B-CASカード番号、などをお伝え頂ければ、この表示は消えます
平成14年12月					9時～22時20分		常時表示
平成16年7月						9時～21時45分	
平成16年11月							
平成17年4月							
平成18年3月							
平成18年6月							

受信確認メッセージに関する過去の整理

「CAS機能を活用したNHKの自動表示メッセージ(意見募集)」(平成11年12月1日郵政省報道発表)

4 郵政省として整理した考え方

郵政省としては、前記の各視点から検討した結果を下記表のとおり整理し、受信料の公平負担の一層の徹底を図る観点から、NHKが当該CAS機能を活用した限定受信メッセージ・システムを導入することは「適当」と考える。

視点	考え方(郵政省としての現在の整理)
① 公共放送であるNHKにふさわしいものか	だれでも手軽かつ容易に視聴できるというNHKの放送の基本的性質に変化は生じない。 ア)メッセージの表示について、表示面積、表示位置、表示時間等が工夫されており、テレビ画面や字幕・テロップが全く見えなくなるスクランブル放送のような運用ではないこと。 また、表示方式については、今後、視聴者の意向を踏まえ、絶えず見直す用意があること。 イ)連絡があれば速やかに表示を消去することとしていること。 ウ)NHKへの連絡方法についても、電話の他、はがき、FAX等が確保されており、手段が容易であること。
② 受信料の公平負担の考え方や受信料の在り方として適当なものか	…受信契約率の向上等による公平負担の一層の徹底は望ましいこと。 受信料の支払の有無にかかわらず、連絡があった場合には、一律に表示を消去することから、未払者への支払い強制になるものではないこと。 あくまで、契約の前提となる受信機の設置を確認するための措置であり、現行の放送法の考え方(「受信機を設置した者は契約をしなければならない。」)の範囲内にあると言える。
③ 受信者に対して、手続きの面で過度の負担を強いるものでないか	受信者に対して、手続き面で過度の負担を強いるものではない。
④ BSデジタル放送の普及に対して障害とならないか	アナログ受信機からデジタル受信機に機種変更する際に、新たにNHKに連絡する必要が生じるが、…、手続き面で過度の負担となるものではなく、デジタル放送の普及の支障になることもないと考えられる。 …CAS機能を受信機に装備してもデジタル放送受信用アダプター等の価格にもほとんど影響を与えない範囲に収まると思われることから、受信機の購入等の点においても、普及の障害とならないと思われること。
⑤ 受信契約の契約化の点で有効か	…本メッセージの利用により受信契約率が向上すると推測されること。

2 見直しの考え方及びその効果・影響

(2) 地上契約との一本化

受信料体系及び受信料額(月額)の推移

◆ 受信料体系の簡素化(一本化)が図られた体系の改正は、これまで2回。

- ① ラジオ受信料(契約乙)の廃止(昭和43年)
- ② 普通契約(白黒テレビに係る契約)のカラー契約への統合(平成19年)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ (単位:円)					
			カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約	
26.4		50						
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50		200				
29.4	(ラジオは3ヶ月で200円)	67		300				
34.4		85						
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330				
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315				
51.6			710	420				
55.5			880	520				
59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い		1,040 (990)	680 (630)				
H. 1.4	消費税導入		1,070 (1,020)	700 (650)				
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)	
2.4			1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)		
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)	
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)			

注) 受信料額のうち、()内は継続振込、口座振替の料金

S43年の契約乙の廃止(カラー契約と普通契約の体系への移行)の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約 カラー契約と普通契約の体系に改定し、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	契約乙 50 廃止	契約甲 330				
43.4			465	315			

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

協会の事業運営の根幹となります受信料体系について申し上げます。協会は、国民の受信料負担の軽減と公平を期する見地から、従来の契約体系及び料金を改め、普通契約とカラー契約の二種類の料金体系を設定し、料金の月額を普通契約においては三百十五円、カラー契約においては四百六十五円とすることとしております。また、ラジオのみの契約については、これを廃止することといたしております。

【参議院通信委員会会議録(S43.3.26)NHK会長】

放送受信契約の種別を普通契約とカラー契約にした理由は、近年におけるカラーテレビジョン放送の拡充にかんがみ、放送受信料の公平負担を図るためのものであり、また、契約乙を廃止するのは、ラジオ単独受信者の現況と今後の推移を考慮し、「放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う必要な措置として、これを行なうものである。

【受信規約変更認可申請書(S43.2.29)】

(参考)

- ・放送のカバレッジ…ラジオ:99.7% テレビ:95%【衆議院通信委員会会議録(S42.6.29)浅野電波監理局長】
- ・有料契約数の推移

(単位:千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42(見込み)
契約甲	13,337	15,602	17,056	18,121	19,112	20,081
契約乙	4,038	2,726	1,817	1,478	1,558	1,278

- ・契約乙による収入見込み:7億2,000万円 集金経費:3億8,000万円【衆議院通信委員会(S45.4.9)井出郵政大臣】
- ・放送法等の一部を改正する法律…第32条第1項ただし書を改め、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者は、NHKと受信契約を締結することを要しないものとするもの

収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和43年)

受信料の額については、今後のカラーテレビジョン放送受信者の増加状況等を勘案のうえ、国民の受信料負担の軽減という見地から、これが適正かについてさらに考慮すべきである。

H19年の普通契約のカラー契約への統合の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
9.4	消費税引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
19.10	普通契約のカラー契約への統合により3種別に改定 ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)		

注:普通契約のカラー契約への統合は、普通契約を完全に廃止するものではなく、放送受信規約付則により、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、NHKに経過措置適用申請書を提出することにより、当分の間普通契約の料額が継続適用される。

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

白黒テレビの国内生産が中止されたのは昭和六十二年でございます。この時点でいわゆる白黒契約、普通契約が百五十万件ございました。それが二十年経過いたしまして、現在は三十二万件残っていると、十八年度末の見込みでございます。(略)ただ、これは年々数万件ずつ減っていることは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、もう二十年生産中止されてから経過しているということを踏まえまして、この際、白黒契約につきましてカラー契約に統合させていただくというふうにしたものでございます。【参議院総務委員会会議録(H19.3.27)NHK理事】

(参考)

・有料契約数の推移

(万件)

	H15	H16	H17	H18(見込み)
契約総数	3,690	3,662	3,618	3,619
うち普通契約等	40	37	35	32
(普通契約等割合)	(1.1%)	(1.0%)	(1.0%)	(0.9%)

※普通契約等:普通契約と衛星普通契約

収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成19年)

協会においては、普通(白黒)契約のカラー契約への統合など受信料体系の改定をすることとしているが、これらの措置にとどまらず、受信料不払者及び未契約者の解消に向け、口座振替の推進及びホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなど、あらゆる措置について早急に検討の上、全力で取り組むこと。

地上受信料と衛星受信料を一本化した場合の加重平均額の算出方法

地上受信料と衛星受信料を一本化した場合の加重平均額の算出方法

地上と衛星の契約を一本化した場合の料額(加重平均額)は、単純には受信料収入の総額を受信契約総数で除して算出できます。

18年度決算額: 6644億 ÷ 3618万 ≒ 18,363円(年額)
1,530円(月額)

これは単純な平均額で、この中には、半額免除や口座割引等の減額措置が含まれています。

したがって、一般的な受信料の基本料額は、1,600円程度になると試算しています。

2 見直しの考え方及びその効果・影響

(3) スクランブル化

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯①

◆ 郵政省は、平成10年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を受けて、NHKのBS放送の2000年(平成12年)時点でのスクランブル化の実施について、検討を行い、「適当ではない」との結論を得た。

- 平成8年10月17日 「**創意で造る新たな日本**」を公表 [行政改革委員会規制緩和小委員会]
NHKのBS放送について地上放送と一括した受信料制度を見直し、有料スクランブル放送化を図るべきである。なお、スクランブル放送とするためのデコーダ設置については、視聴者負担が最小となるような方策を検討することが必要である。
- 平成9年1月17日 「**郵政行政に係る規制緩和の検討状況**」を公表 [郵政省]
現行のNHKのBS放送のスクランブル化については、デコーダ設置のために新たな負担が不可避となることから、困難である。今後のNHKのBS放送のスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割や視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ検討する。
- 平成9年3月28日 「**規制緩和推進計画の再改定について**」閣議決定
NHKのBSスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。
- 平成10年3月31日 「**規制緩和推進3か年計画**」閣議決定
(同上)
- 平成10年10月29日
～11月27日 **NHKのBS放送のスクランブル化に関する意見募集** [郵政省]
- 平成11年2月26日
～3月12日 **NHKのBS放送のスクランブル化検討結果(案)に関する意見募集** [郵政省]
- 平成11年3月30日 **NHKのBS放送のスクランブル化検討結果を公表** [郵政省] ※詳細については、次ページ参照。
- 平成11年3月30日 「**規制緩和推進3か年計画(改訂)**」閣議決定
【措置内容】NHKのBSスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。
【備考】パブリックコメント結果を踏まえ、BSデジタル放送が開始される2000年時点での実施は、BSデジタル放送の普及、受信者コストの観点から行わないこととした。
なお、BSデジタル放送の普及状況、BSデジタル放送事業者の動向等を踏まえ、将来、改めて検討する。

「NHKのBS放送のスクランブル化検討結果」(平成11年3月30日郵政省報道発表)

◆ 2000年(平成12年)時点では、①BSデジタル放送の普及、②BSデジタル放送開始時における民間放送事業者との併存体制、③BSアナログ放送をスクランブル化した場合の視聴者の受信者コストの観点から、NHKのBSアナログ放送及びBSデジタル放送をスクランブル化することは適当ではないと結論。

[報道発表資料抜粋]

※下線は、研究会事務局が付したもの。

3 検討結果

以上、寄せられた様々な意見を踏まえ検討を行ったところ、BSデジタル放送が開始される**2000年時点においては、次の理由により、NHKのBSアナログ放送及びBSデジタル放送をスクランブル化することは適当ではない。**

- ① 2000年以降、国民がBSデジタル放送を広く視聴し、その普及を図るという観点からは、NHKが公衆の要望を満たす豊かで良い番組を従来どおりノンスクランブルで放送することが望ましい。
- ② BSデジタル放送の開始段階では、広告により収入を得る一般放送事業者が多数を占めると思われることから、地上放送同様、NHKと一般放送事業者の切磋琢磨による併存体制が望ましい。
- ③ NHKのBSアナログ放送をスクランブル化すると視聴者の受信コストが増加する。

なお、**BSデジタル放送の普及状況及びBSデジタル放送事業者の動向等を勘案し、上記検討の前提が変化した場合には、NHKのBS放送のスクランブル化について、NHKのBS放送の位置付け、NHKのメディア保有の在り方等も含め改めて検討を行う。**

一方、受信料は公平に徴収されるべきであるとの観点からNHKのBS放送をスクランブル化すべきという意見があることから、NHKは、このような意見があることに留意し、受信料制度に対する国民の理解の促進及び受信契約率の向上など、受信料の公平徴収の徹底に向けて、一層努める必要がある。

これについて、NHKは公平な受信料徴収の徹底のために、デジタル技術を活用する新しい方策について検討するとしており、国民的な理解を得られるような方策の検討を着実に行うことが期待される。

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯②

平成13年3月30日 「規制改革推進3か年計画」閣議決定

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
23 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	検討開始		

平成14年3月29日 「規制改革推進3か年計画(改定)」閣議決定

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
27 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	計画・ITウ23	検討開始	検討	検討(結論)

平成15年3月28日 規制改革推進3か年計画(再改定)閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
32 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	改定・ITウ27	検討開始	検討	検討(結論)

平成16年3月19日 「規制改革・民間開放推進3か年計画」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
28 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	改定・ITウ32	検討	検討	検討(結論)

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯③

平成17年3月25日 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
30 NHKのBSデジタル放送の在り方(総務省)	<u>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</u>	改定・ITウ28	検討	検討	検討(結論)

平成18年3月31日 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
30 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革(総務省)	<p>d 公共放送の在り方の検討</p> <p>デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論を得る。</p> <p>その際、<u>BSデジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において「NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得る。</u></p>	重点・生活2(1) ④[改定・ITウ30]	検討	検討	検討・早期に結論

平成19年6月22日 「規制改革推進のための3か年計画」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑩ 受信料で成り立つ公共放送の在り方の検討(総務省)	<p><u>BSデジタル放送において、B-CASカードの機能を利用した「受信確認メッセージ」の表示内容や表示位置・サイズの見直し、さらには、受信機設置・受信料支払状況の確認を適切に行うためのコールセンター等の充実等、本システムの効果をより高めるための見直しを行う。</u></p> <p>また、放送の完全デジタル化が完了した場合には、地上放送についても公平負担の徹底を図る観点から、何らかの「受信確認メッセージ」の実施可能性について検討する。</p>	重点・IT(1)①ウ	平成18年度検討開始、結論を得たものから逐次実施		

過去の検討における「NHKのBS放送スクランブル化」の論拠①

規制緩和の推進に関する意見(第2次)(平成8年12月16日) :行政改革推進本部規制改革委員会

- BS放送の目的は達成されつつあり、受信料制度で維持する必要が薄まりつつある。
- NHK・BS放送のみ受信契約締結義務があり、有料放送市場の機能を阻害する恐れがある。

3 情報・通信

(2)NHK・BS放送の受信料制度の見直し

NHKは、あまねく全国で受信できるように豊かで良い番組を放送することを中心に、視聴者全体のための公共性の高い役割を担うことを目的としており、受信料は、そうした事業を維持するための国民的負担金であるとされている。

しかし、**NHKが行うBS放送に関しては、その当初の目的である、難視聴地域の解消及びBS放送の普及・発展の先導は達成されつつあり、地上放送と一括した受信料制度で維持する必要が薄まりつつある。**

また、地上放送と異なり、衛星放送等では民間放送事業者も有料放送を実施していることから、NHKの受信料制度については、民間放送事業者との競争という側面を考慮する必要がある。すなわち、**NHK・BS放送のみ受信契約締結義務が課せられており、民間事業者によって今後発展が期待される有料放送市場の機能を阻害する恐れがある。**

対価性を持つNHK・BS放送は、自由な契約関係に委ねられるべきであり、それが、ひいては、NHKと国民との信頼関係の構築にも資する。したがって、NHKのBS放送について地上放送と一括した受信料制度を見直し、有料スクランブル放送(注4)化を図るべきである。なお、スクランブル放送とするためのデコーダ(注5)設置については、視聴者負担が最小となるような方策を検討することが必要である。

(注4)スクランブル(scramble)放送：契約者だけが受信できるように、信号を暗号化して送る放送。

(注5)デコーダ(decoder)：スクランブル放送の暗号化された信号を元に戻す復元装置。

過去の検討における「NHKのBS放送スクランブル化」の論拠②

規制改革についての見解（平成12年12月12日）：行政改革推進本部規制改革委員会

- BS放送の目的は達成されてきており、受信料制度で維持する必要が薄まっている。
- CS放送のみを受信したい者に対してもBS受信料支払いを求めることとなり、公正な競争条件が成り立たなくなる。
- 公平負担、透明性確保の観点から、未契約世帯解消に向けての有効な措置を講ずるべき。
- BSデジタル放送については、新たなデコーダー等が必要なBSアナログ放送と異なり、スクランブル化に関する障害はない。

1 情報通信 各論

(1) 通信と放送の融合への対応

(1-1) 放送分野における通信と放送の融合への的確な対応

イ NHKの在り方

3. NHKの受信料制について

そもそも放送法では、NHKは、あまねく全国で受信できるように豊かで良い番組を放送することを中心に、視聴者全体のための公共性の高い役割を担うことを目的としており、受信料は、そうした事業を維持するための国民的負担金であるとされている。しかし、例えば現にNHKが行うBSアナログ放送に関して、その当初の目的である難視聴地域の解消及びBS放送の普及・発展の先導は達成されてきているとの見方もあり、後者については、地上放送と同様な受信料制度で維持する必要が薄まっているとの有力な指摘がある。

多メディア化、多チャンネル化や、通信と放送の融合の進展等、環境が変化していく中で、高度な自主性、中立性を備えた公共放送を維持するため、視聴するか否かといった意思に関係なく、受信することが可能な受信機を設置した者に契約締結を義務付ける受信料制度について、消費者意思の尊重と消費者負担の軽減の観点から、公共放送の在り方も含め検討を行う必要がある。

特に、例えば、東経110度CSデジタル放送が開始され、受信機がBS、CS共通のものが主流になると、CSのみを視聴したい者に対してもBS受信料支払いを求めることになる。その結果、CS放送事業者とNHKの間で、公正な競争条件がなりたたなくなるという可能性もあり、受信料を財源にサービスを提供するNHKは、NHKと類似のサービスを提供しようとする事業者を圧迫することとなりかねない。

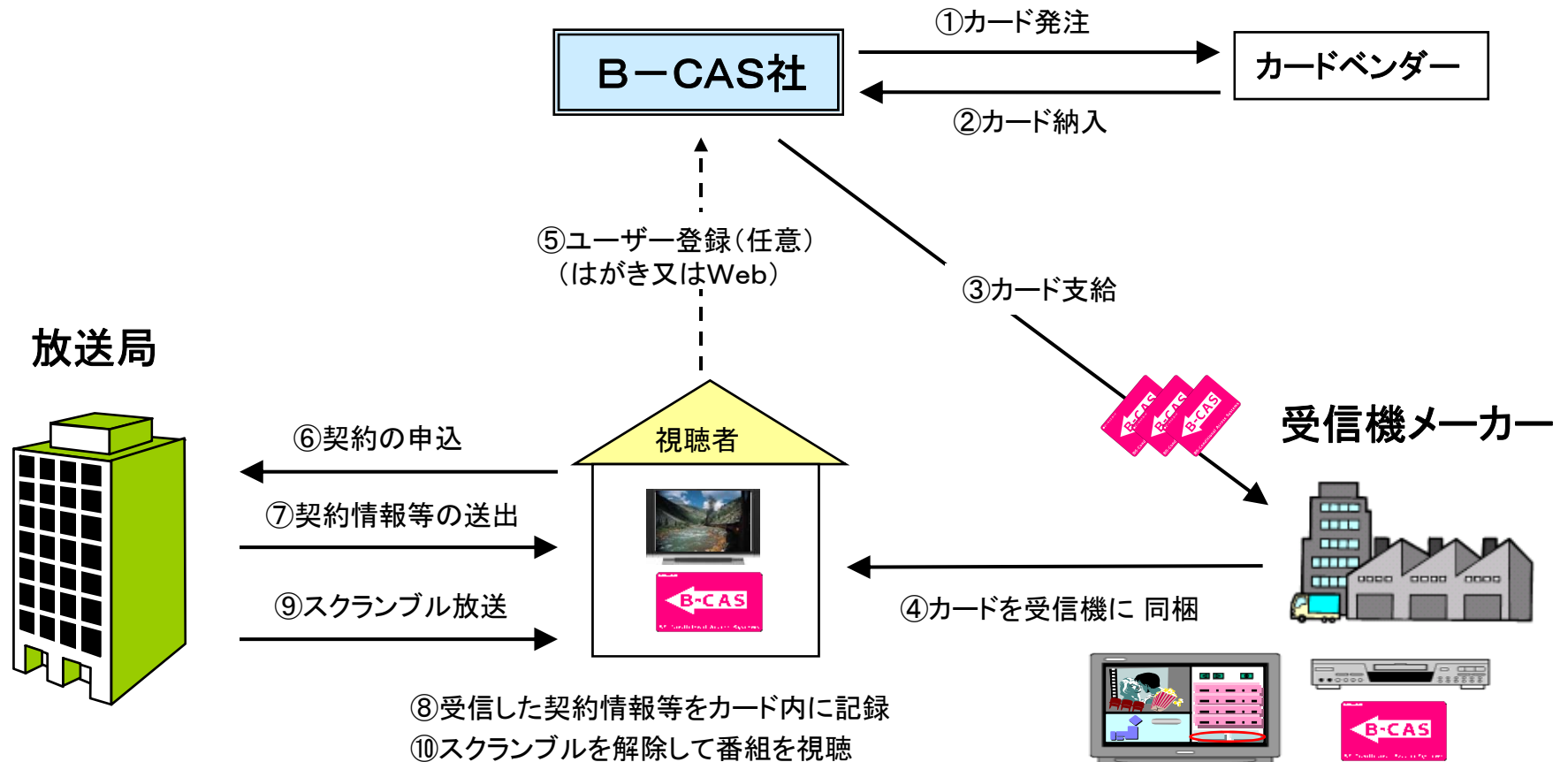
さらにまた、受信料については地上波放送において18%、BS放送においては24%の未契約世帯があるという(NHK説明)。受信料制度をとっている場合には、負担者間の公平性、NHK経営実態の透明性確保の観点から、その実態を公にするとともに、未契約世帯解消に向けての有効な措置を講ずるべきである。

規制緩和推進3か年計画(再改定)において、「NHKのBS放送のスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する」とされているが、デジタル化、多チャンネル化はいまや現実の問題となっており、各家庭における新たなデコーダ等の設置が困難であるBSアナログ放送と異なり、BSデジタル放送については技術的にはスクランブル化に関する障害はない。

したがって、BSデジタル放送のスクランブル化については、既往の規制緩和推進3か年計画(再改定)の趣旨にそって、サイマル放送期間を考慮しつつ、その実施について検討すべきである。

B-CASカードの運用と有料放送における利用

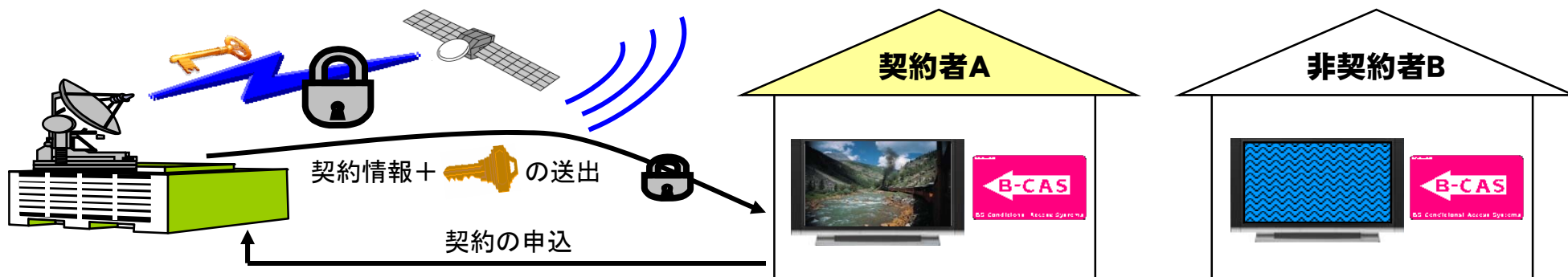
(株)B-CAS社作成資料



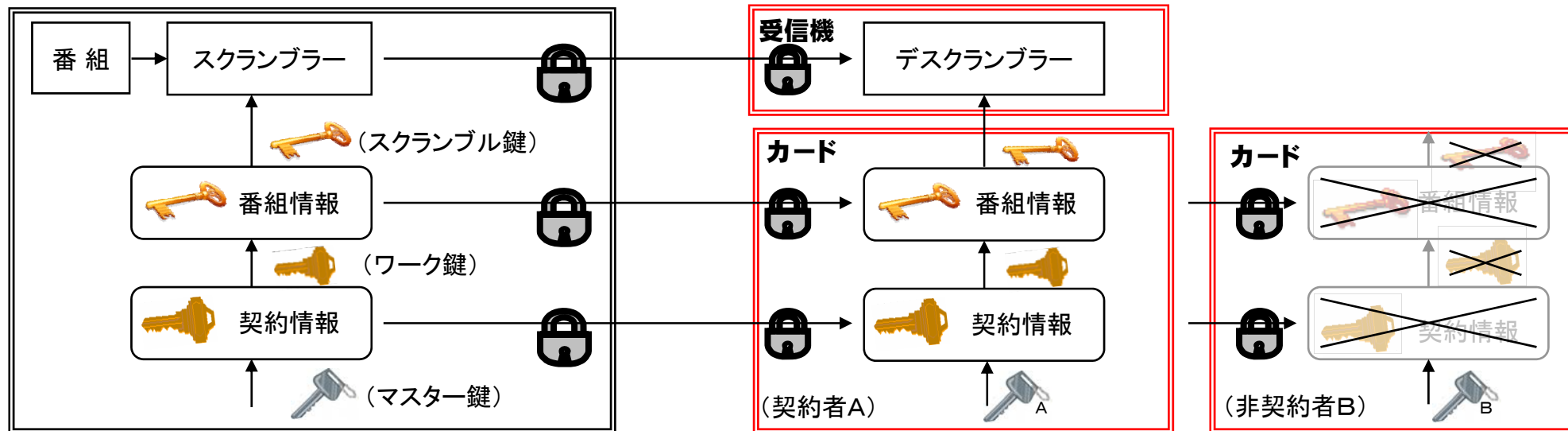
1. B-CAS社は受信機メーカーにカードを支給し、受信機メーカーはカードを受信機に同梱して出荷する。
2. 視聴者が有料放送の契約を申込みると、放送局は「契約情報等」(契約期間の情報や番組視聴時に使う鍵等)を暗号化して放送波に乗せて送出する。
3. この「契約情報等」をカードに取り込むと、有料放送のスクランブルを解除することができるようになり、有料放送を視聴できる。

B-CASカードを利用した視聴制御の仕組み

(株)B-CAS社作成資料



放送局



1. 有料放送を契約すると「契約情報等」(契約期間の情報やワーク鍵等)が暗号化されて送られる。この情報はカードの中で解読され書き込まれる。
2. 契約がなされていると、カード内のワーク鍵を使って「番組情報等」を解読できるので、スクランブル鍵が得られて番組のスクランブルを解くことができる。
3. 契約がなされていないと、ワーク鍵がカード内に書き込まれていないので、番組のスクランブルを解くことができない。

営利禁止規定(放送法第9条第4項)について

○放送法

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ テレビジョン放送

ニ **テレビジョン放送による委託放送業務**(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。

三～五 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～八 (略)

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一・二 (略)

4 **協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。**

5～11 (略)

昭和63年4月14日 衆議院通信委員会会議録

○成川政府委員 我が国の放送界はNHKと民放の併存体制で今日まで発展しております。NHKは、御承知のとおり国民全体に基盤を置きます公共放送でございまして、受信料という特殊な負担金によりまして経営が成り立っているわけでございます。一方民放の方は、自由潤達な私企業として、コマ―シャルといひますか広告料、広告を主体として経営が成り立っているところでございます、おのその特徴を發揮して今日までこのように発展してまいったというふうに考えております。**NHKに営利目的を禁じておりますのは、こうした併存体制の趣旨から、NHKが私企業と同様の利益を上げることを目的として業務を行うということはこの趣旨にもとるのじゃないかというようなことでこのような規定があるわけでございます。**

ただ、一方今度の改正によりまして、いろいろなノーハウあるいは蓄積されたものを国民に還元すると同時に、副次収入を得るといふような改正案を提出させていただいておりますが、**NHKが行う業務でも、特定の者のみの利益となる場合にはその者から適正な対価をいただくということは、他の受信者との公平という観点からも許されることじゃないか、このことは直接、営利目的の禁止に反するものじゃないか**というふうに考えております。

3 ヒアリング関係資料

(1) 日本放送協会

「公平負担のための受信料体系の
現状と課題に関する研究会」
第9回会合
ヒアリング資料

平成20年2月8日

日本放送協会

- 1 衛星受信料について、現在どのような問題が指摘されているか

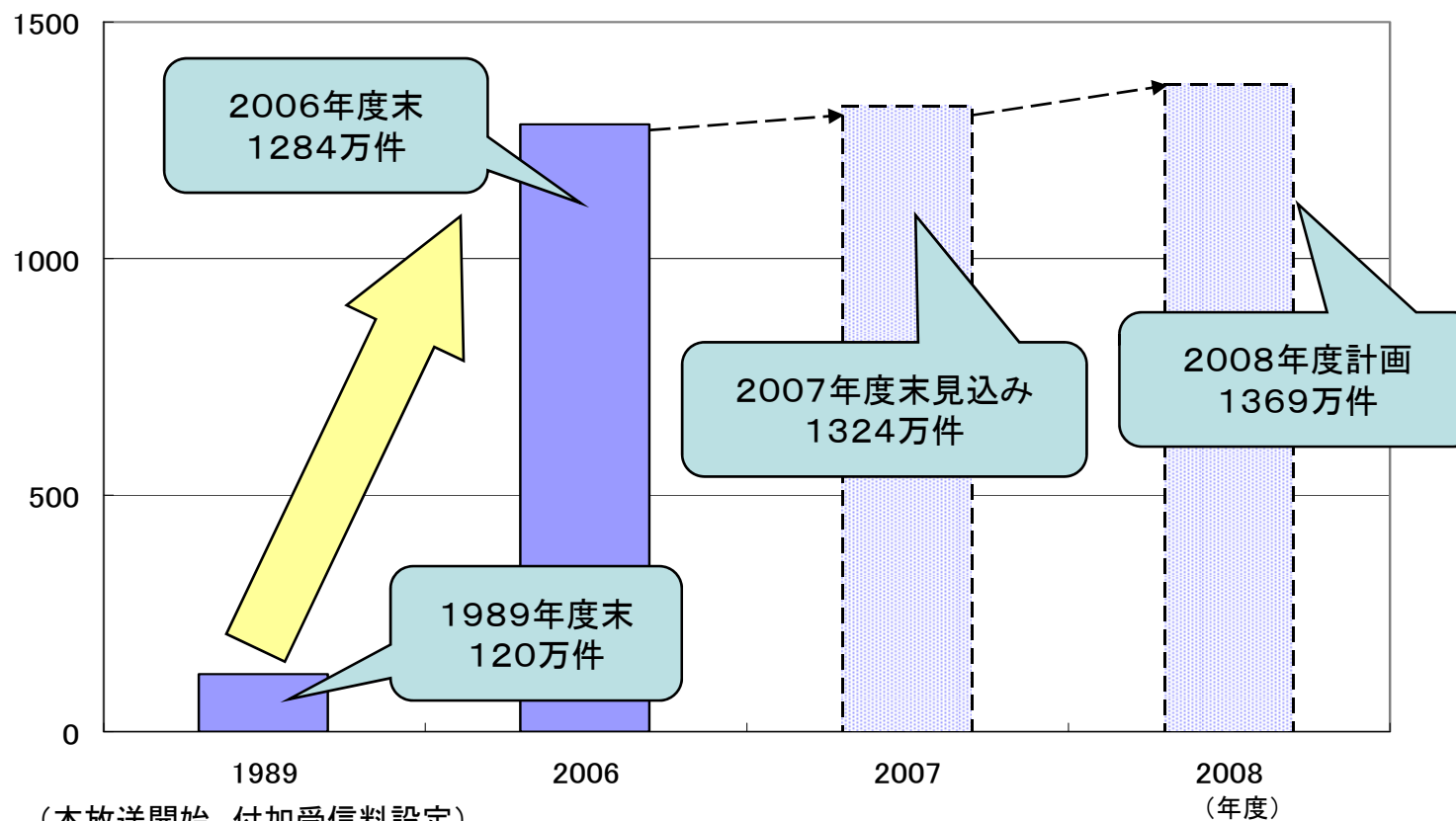
1 衛星受信料についての課題

◆ 衛星受信料について、どのような問題意識を持っているか。

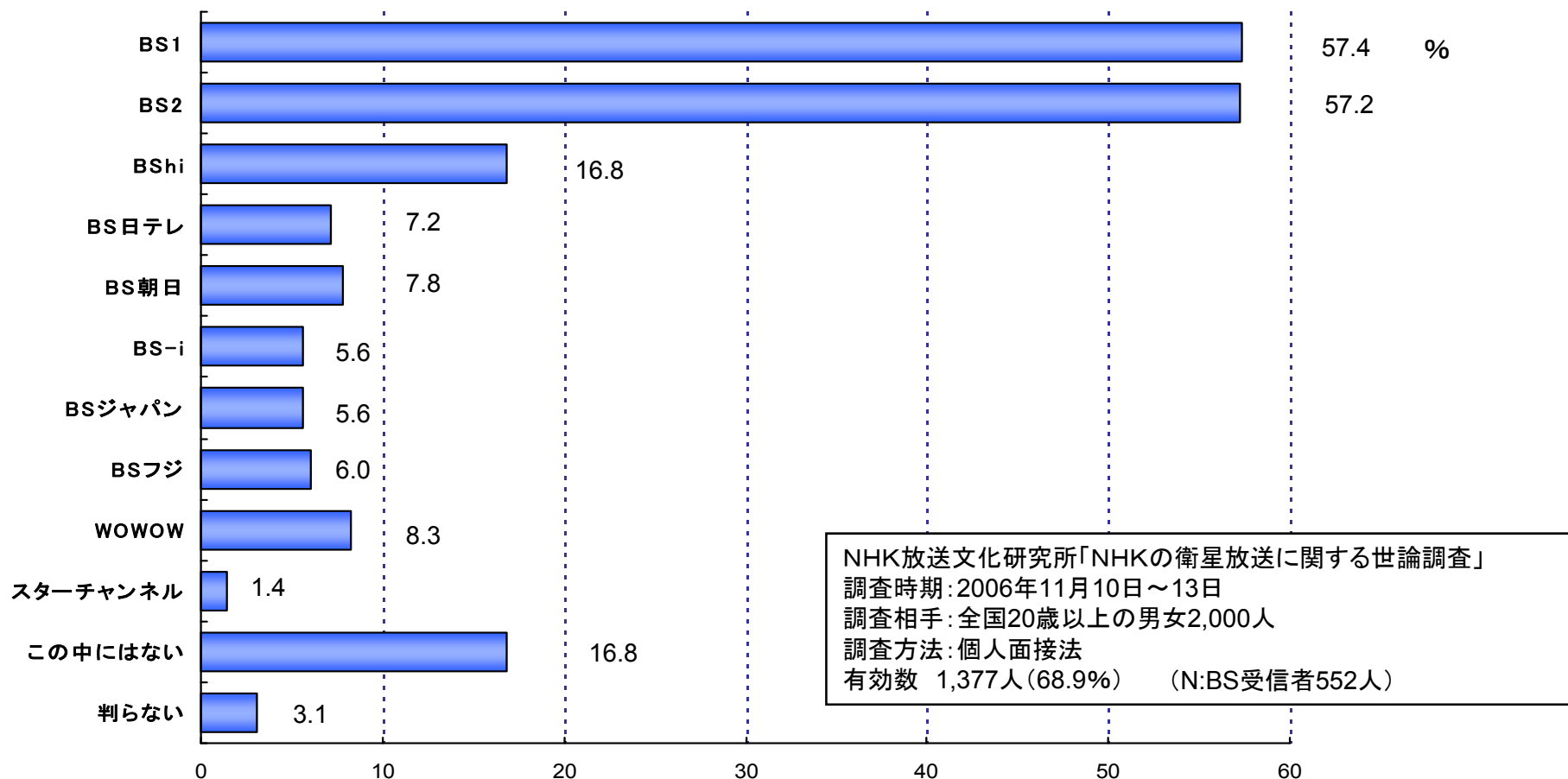
◆ 衛星付加料金制度は、順調に推移

衛星契約数(有料)の推移

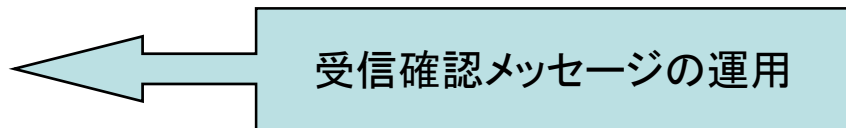
(単位: 万件)



よく視聴するBS視聴チャンネル



- ◆ 一方で、次の課題もある
 - 地上契約も含めた「面接困難」
 - 衛星契約固有の「受信把握の困難」



◆ 視聴者から寄せられる意見の中ではどのような問題が指摘されているか。

◆ 視聴者コールセンターへの意見の例(2008年1月)

■ NHKの対応に関するもの

- ・ 訪問したスタッフの対応が不十分・不適切
- ・ 支払額が変わるときには事前の案内を など

■ 衛星受信料を支払うことに関するもの

- ・ マンション等共同受信、ケーブルテレビで受信可能だが支払いたくない
- ・ スクランブルにすべき
- ・ 配線をしていないので支払いたくない など

■ 現行の受信料体系等に関するもの

- ・ 月単位の支払いはおかしい
- ・ 料金が低い
- ・ 衛星のみの受信の場合の料金があるべき など

■ 衛星放送の番組・サービス、評価に関するもの

- ・ 地上と同じ番組が多い
- ・ BSをつけてよかった など

■ 不公平の解消の要望

2 衛星受信料を設定した当時と現時点で、
異なる要素は何か

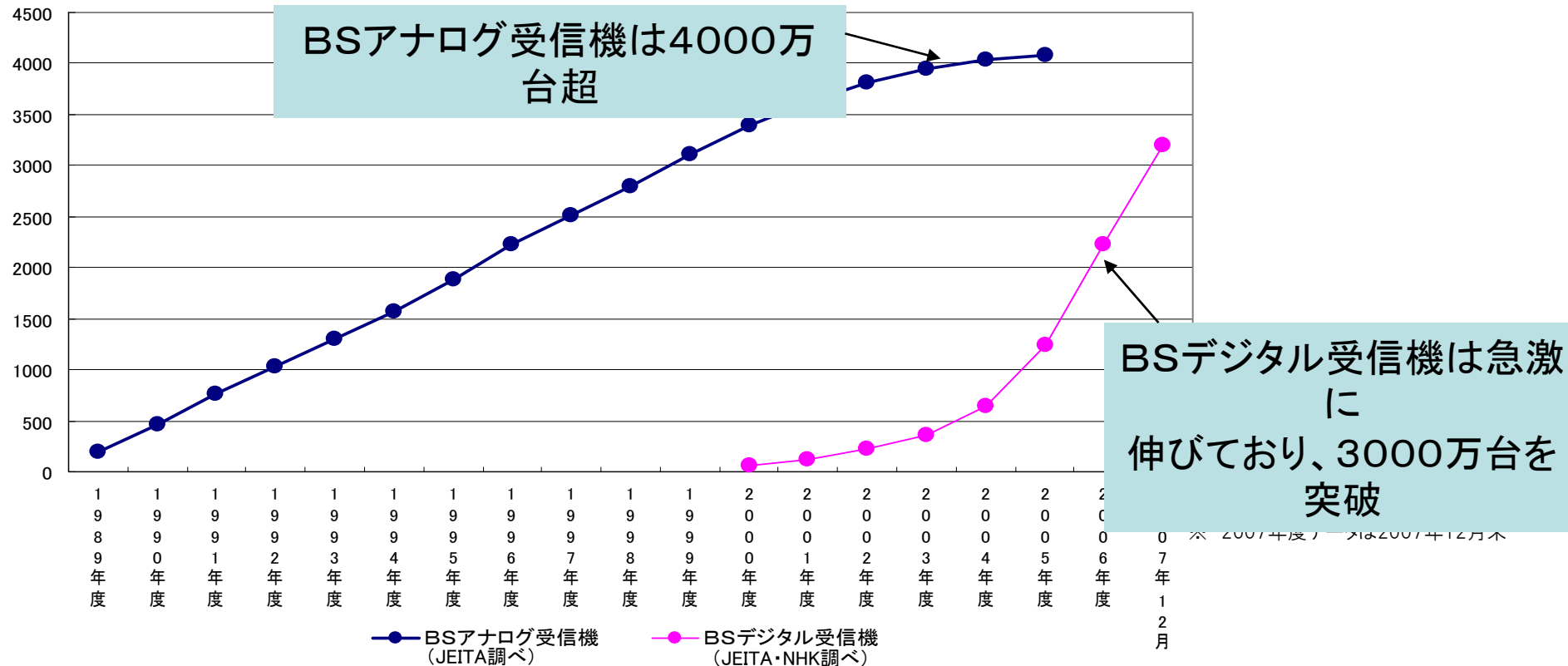
2(1)衛星放送の普及状況の変化

◆ 衛星放送を受信可能な受信機の普及状況は、どのように変化してきているか。また、今後の見通しはどうか。

◆ 衛星放送を受信可能な受信機の台数は、年々増加

衛星放送受信機の出荷台数の推移

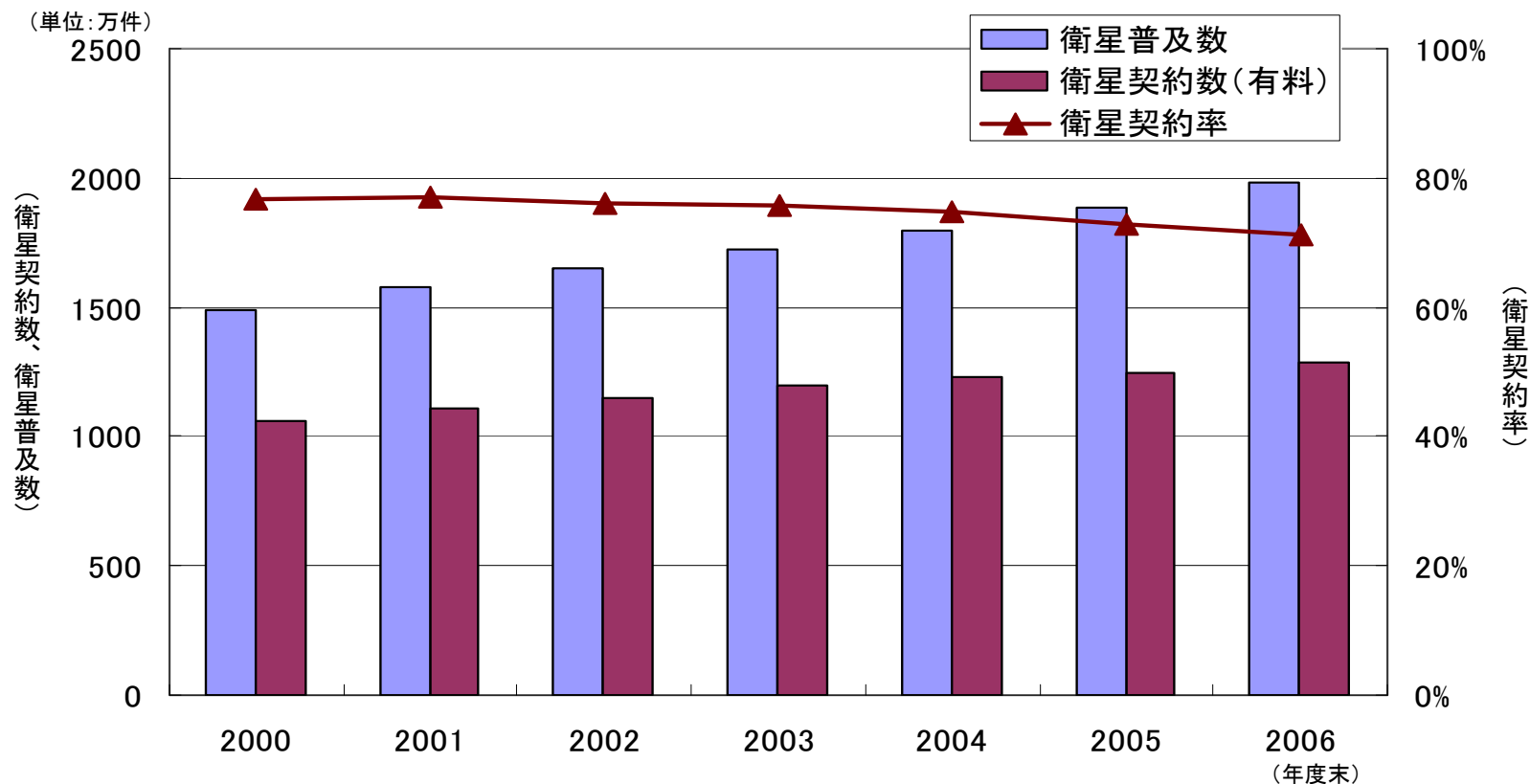
(単位:万台・累計)



◆ 衛星契約数・衛星契約率はどのように変化しているか。また、今後の見通しはどうか。

◆ 衛星放送受信機の普及にあわせ、衛星契約数も年々増加

衛星契約数、衛星契約率などの推移



2(2)放送技術の進展

- ◆ アナログ放送のスクランブル技術とデジタル放送のスクランブル技術はどのように異なるのか。

- ◆ アナログ放送

- 専用セットトップボックス(デコーダー)を契約者に配付

- ◆ デジタル放送

- B-CAS方式による受信機の共通化
(運用経費の削減、ユーザーの利便性の向上)

◆ 現在、衛星デジタル放送については、確認メッセージの表示を行っているが、どのような仕組みで表示や解除を行っているのか。

◆ NHKの受信確認メッセージの制度的位置づけ

■ 郵政省の整理した考え方(平成12年2月)

NHKが検討していたメッセージ・システムの導入について、公共放送としてのNHKの性格に照らして「適当」と整理

【郵政省の整理した考え方】

- メッセージの表示について、表示面積、表示位置、表示時間等が工夫されており、テレビの画面や字幕・テロップが全く見えなくなるスクランブル放送のような運用ではないなどから、だれでも手軽かつ容易に視聴できるというNHKの放送の基本的性質に変化は生じない
- 受信料の支払の有無にかかわらず、連絡があった場合には、一律に表示を消去することから、未払者への支払い強制になるものではない 等

その際、郵政省では、NHKが実施を検討しているシステムの概要を示したうえで、郵政省として整理した考え方についての意見募集を実施(平成11年12月)

■ 郵政省告示(平成12年)

「契約の締結の円滑化を図るための情報」

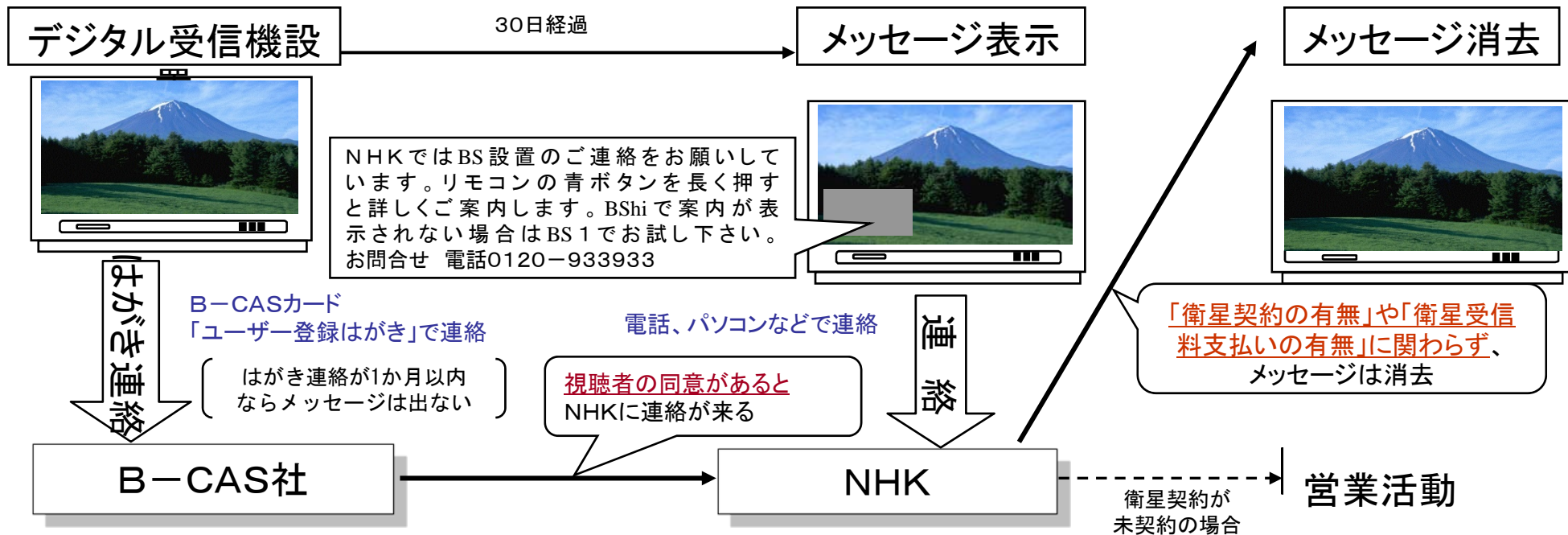
◆ NHKにおける受信確認メッセージの目的

- BSデジタル放送の受信確認(BSデジタル放送の受信の事実と住所、氏名の確認)

◆ 仕組み

- BSデジタルの放送波を通じて共通のメッセージを表示(30日後)
- 消去のご連絡をいただければ、放送波を通じて、メッセージ非表示信号を送信し、消去

◆ 運用



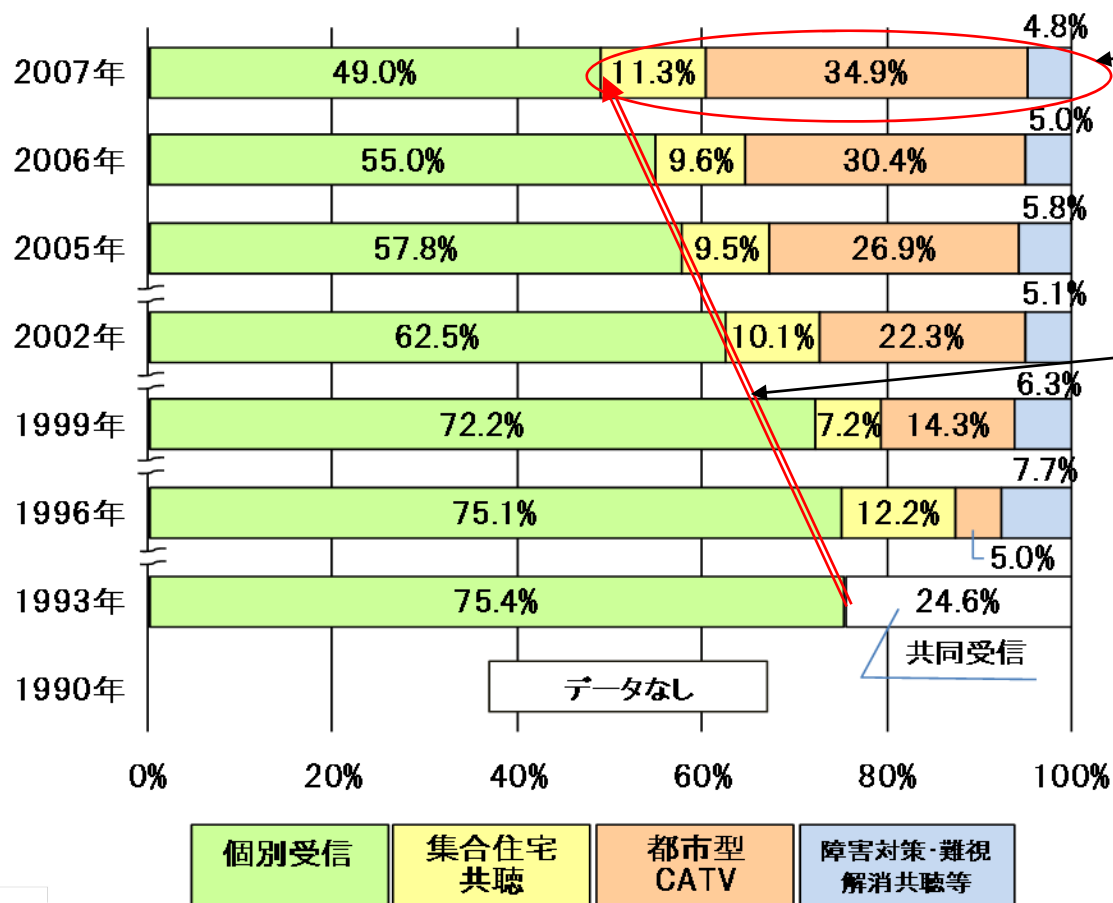
(参考)B-CASカードの機能

B-CASカードの機能	利用する放送事業者
<p>① 有料放送の視聴制御</p> <p>カードを挿入したうえで、有料放送の視聴契約に基づきスクランブルを解除</p>	<p>BS有料民放 2社 CS有料民放 1社</p>
<p>② メッセージ表示</p> <p>カードを挿入したうえで、事業者への連絡によりメッセージを消去</p>	<p>NHK(BSの受信確認) BS有料民放2社(契約促進) CS有料民放1社(契約促進)</p>
<p>③ 著作権保護</p> <p>カードを挿入しさえすれば、スクランブルは解除</p>	<p>NHK 地上無料民放 127社 BS無料民放 7社</p>

2(3) 衛星放送の受信環境の変化

- ◆ 衛星放送の締結者の受信環境はどのように変化しているか(パラボラアンテナの自己設置、共聴施設による共同受信、CATVによる共同受信等)。

衛星放送の受信設備の推移



共同受信施設による受信が個別受信を超える

パラボラアンテナによる個別受信が減少し、都市型CATVによる受信が増加

出典:「NHK受信実態調査」
(NHKが受信契約世帯を対象に行っている調査)

<調査概要(2007年)>
 調査期間:2007年7月
 調査方法:事前に調査票を郵送のうえ、NHK職員等の訪問による面接・宅内調査
 調査対象:受信契約世帯4500世帯(無作為2段階抽出法)
 調査有効数(率):3034世帯(67.4%)

2(4)視聴者ニーズの変化

(5)NHKの衛星放送の番組編成の変化

(6)NHKの衛星放送のチャンネル数、衛星放送に係る収入と経費の推移

- ◆ 衛星放送に対する視聴者ニーズはどのように変化してきているか。
- ◆ NHKの衛星放送に対する視聴者ニーズはどのように変化してきているか。
- ◆ これらをどのように評価しているか。
- ◆ 番組編成上、地上波との差別化をどのように図っているか。また、差別化の方針は衛星放送の開始時からどのように変化しているか。
- ◆ 衛星放送のチャンネル数、衛星経費はそれぞれどのように変化してきたか。
- ◆ これらをどのように評価しているか。

視聴者がBS放送を受信する主なきっかけ

衛星放送(BS)で見たい番組やジャンルがあったから	19%
今までよりもっと多くのチャンネルを見たかったから	18%
高画質・高音質の放送を楽しみたかったから	13%

視聴者が魅力に思う、地上波と異なるNHKBS放送の特色

スポーツ中継が多いこと	21%
スポーツやライブ、ステージの多くをノーカットで最後まで放送していること	21%
映画を多く放送していること	21%
海外のニュースや番組を多く放送していること	15%
なつかしのドラマや貴重な映像資料など過去の名作番組を放送していること	14%
地上放送では取り上げられることの少ない趣味やスポーツの番組を放送していること	9%
さまざまなジャンルの長時間スペシャル番組を放送していること	9%
音楽番組などを高音質で放送していること	7%
番組によっては、NHK総合テレビと異なる時間帯で放送している番組があること	7%
番組によっては、NHK総合テレビより早く見られる番組があること	7%

いずれも「衛星放送に関する世論調査2007」(NHK放送文化研究所)から

<調査概要>

調査期間:2007年3月9日(金)~12日(月)

調査方法:個人面接法

調査対象:全国20歳以上の男女2000人(層化2段階無作為抽出法)

◆調査有効数(率):1315人(65.8%)

NHK衛星放送のチャンネル数、サービスの充実、普及数、収支の推移

	衛星放送のチャンネル数	衛星放送サービスの充実	衛星普及数 (年度末)	衛星放送に 係る収入	衛星放送の実施 に要する経費
平成元年度(1989)	■BS1、BS2本放送開始 ■ハイビジョン実験放送開始	●衛星映画劇場と視聴者投票の実施(BS2)	236 (万件)	71 (億円)	292 (億円)
平成2年度(1990)		●サッカーW杯イタリア大会中継(BS1)	405	189	328
平成3年度(1991)	■ハイビジョン試験放送開始 (ハイビジョン推進協会)	●「湾岸戦争」長時間ニュース(BS1) ●書評番組放送(BS2)	543	320	380
平成4年度(1992)		●バルセロナ五輪の全競技中継(BS1) ●五輪初のハイビジョン中継(ハイビジョン) ●BS独自の定時ニュース開始(BS1)	701	460	406
平成5年度(1993)		●定時の紀行番組放送開始(BS2)	810	559	471
平成6年度(1994)	■ハイビジョン実用化試験放送開始 (民放との時分割免許)	●「日本百名山」放送(BS2) ●ハイビジョンによる週刊定時ニュース(ハイビジョン)	907	638	543
平成7年度(1995)		●大リーグ生放送(BS1)	1,014	707	656
平成8年度(1996)		●海外からの移動生中継番組(BS2)	1,124	800	730
平成9年度(1997)		●公開番組「BS日本のうた」開始(BS2)	1,231	884	843
平成10年度(1998)		●1県を1日かけて生放送で紹介する番組(BS2)	1,327	953	895
平成11年度(1999)			1,410	1,013	964
平成12年度(2000)	■BSデジタル放送開始 ■BSデジタルハイビジョン放送開始	●世界の名画を高画質で紹介する番組(ハイビジョン)	1,492	1,066	1,051
平成13年度(2001)		●データ放送を使った初の双方向番組(ハイビジョン)	1,574	1,119	1,239
平成14年度(2002)		●W杯サッカー日韓大会中継(BS1、ハイビジョン)	1,651	1,160	1,253
平成15年度(2003)		●韓国ドラマ放送(BS2)	1,727	1,197	1,207
平成16年度(2004)		●「列島縦断鉄道1200キロの旅」放送(BS2)	1,800	1,224	1,219
平成17年度(2005)		●ハイビジョンによる世界紀行番組(ハイビジョン)	1,882	1,193	1,182
平成18年度(2006)		●BS3チャンネルの編成改定	1,985	1,233	1,213
平成19年度(2007)	■アナログハイビジョン終了	●在外邦人とのネットによる双方向番組(BS1) ●未来に残すインタビュー番組(ハイビジョン)	—	1,268 (見込み)	1,222 (見込み)

2チャンネル体制

3チャンネル体制

番組の充実

普及の拡大

1000万件普及

1500万件普及

※衛星付加料金の月額: 930円(平成元年8月~平成9年3月)、945円(平成9年4月~、消費税率改定)

2(7)NHKの衛星放送の性格

- ◆ 難視聴対策、先導的役割など、現在のNHKの衛星放送に期待されている役割をどのように認識しているか。
- ◆ 地上放送の難視聴解消対策を何らかの方法により実施することは、今後とも必要であると認識
- ◆ 準基幹波として位置づけられている衛星放送全体の普及を牽引する役割があり、フルデジタル時代においても、引き続き、公共放送として期待に応えていきたいと認識

2(8) 民間放送事業者との競争の状況

◆ NHKと民間衛星放送事業者との関係についてどのように認識しているか。

◆ BS衛星放送事業者(テレビ)の推移

◆ アナログ放送時代

– NHKおよびWOWOWの2社のみ

◆ 2000年12月1日

– NHK、無料民放5社、有料民放2社が、BSデジタル放送を開始

◆ 2007年12月1日

– 無料民放2社が新規参入し、無料民放が7社に
(合計10事業者12チャンネル)

◆ 新しい放送メディアの立上げや普及促進に向け、民放各社と共同で実施

– 普及促進(BPA ⇒ Dpa)

– 共通インフラの円滑な運用に向けた協力(放送衛星、CASなど)

– 技術規格の策定への寄与

2(9) スクランブル化に伴う視聴者負担

- ◆ 現時点でNHKの衛星放送をスクランブル化した場合、視聴者負担はどの程度増えることが見込まれるか(負担を伴う新たな設備の設置の必要はないか)。
 - ◆ BS放送の完全デジタル化後はどうか。
 - ◆ これらをどのように評価しているか。
-
- ◆ 新たな設備の設置の必要性の有無
 - BSアナログ放送: 必要
 - BSデジタル放送: 不要

「公平負担のための受信料体系の
現状と課題に関する研究会」
第10回会合
ヒアリング資料

平成20年3月7日

日本放送協会

「NHKの衛星受信料の在り方」に関する検討の視点

3 衛星受信料の性格を見直す必要があるか。見直す場合に、どのような方法が考えられるか。

- ① 現状維持
- ② 地上契約との一本化
- ③ スクランブル化

これらの方法以外に衛星受信料の性格を見直す方法はないか

4 考えられる見直しの選択肢は、どのような効果・影響を伴うものであるか。

- (1) 現在生じている問題を解決できるようなものか
- (2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響
- (3) 受信料(衛星付加料金:945円)の水準に及ぼす影響
- (4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響
- (4)' 番組の質や編成内容に及ぼす影響
- (5) 衛星放送業界に及ぼす影響
- (6) 視聴者の負担に及ぼす影響
- (7) 移行時の課題(制度上、技術上、営業活動上等)

研究会から提示された(1)～(6)の項目(第9回会合・資料1参照)に加え、(4)'は第9回会合での構成員からのご意見を受けて追加した項目、(7)はNHKが独自に追加した項目

考えられる見直しの選択肢の効果・影響

見直しの選択肢 検討の視点（具体的な論点）	①現状維持		②地上契約との一本化		③スクランブル化	
	A (現状維持)	B (メッセージ機能の 活用の強化)	A (地上料額)	B (加重平均額)	A (公共料金型)	B (市場料金型)
(1) 現在生じている問題を解決できるようなものか ア. 普及と契約の乖離(衛星契約率の低さ) イ. 受信把握が困難 ウ. 受動的受信(「受信料体系研究会第一次報告書」)	現状で推移	ア、イ 改善が期待 ウ 現状と同じ	解消可能	解消可能	解消可能	解消可能
(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響 ・NHKに徴収権が認められた、NHKの維持運営 のための特殊な負担金	影響なし	影響なし (対価的な感覚は強 まる)	影響なし (性格の純化)	影響なし (性格の純化)	性格変更 (受益者負担の対価 料金に)	性格変更 (受益者負担の対 価料金に)
(3) 受信料(衛星付加料金：945円)の水準に及ぼす影響 ・現在は総括原価方式を基本に算定し、国会承認により決定	影響なし	影響なし	影響あり(付加料 金廃止) 〔衛星契約者は 値下げ〕	影響あり(付加料 金廃止) 〔衛星契約者は 値下げ ・地上契約者は 値上げ〕	・影響あり(受信 料廃止) ・受信料事業との 会計分離 ・料金はサービス 内容と契約数に よる	・影響あり(受信 料廃止) ・独立採算 ・料金はサービス 内容と契約数に よる
(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響 ・難視聴解消 ・先導的役割 ・普及促進 } 公共的役割	影響なし	影響なし	影響あり(役割は 限定される) 〔普及促進の役割 は困難 ・実質的に難視聴 解消のみの 役割〕	普及促進への貢献 度低下のおそれ	対価料金のもとで公 共的役割をどこまで 担えるかが課題	公共放送サービス ではない(公共的 役割は担わない)
(4) 番組の質や編成内容に及ぼす影響 ・対象の普遍性や内容の多様性等	影響なし	影響なし	衛星放送独自の編 成は困難	番組の多様性の確 保は可能	番組の多様性の確保 は不可能	番組の多様性の確 保は不可能
(5) 衛星放送業界に及ぼす影響 ・BS有料民放との競合、外部制作会社への影響等	影響なし	影響なし	外部制作会社の制 作機会は減少	外部制作会社の制 作機会の減少のお それ	・有料民放とは実質 的に競合 ・外部制作会社の 制作機会の減少の おそれ	・有料民放と競合 ・外部制作会社の 制作機会の減少 のおそれ
(6) 視聴者の負担に及ぼす影響(新たな機器の設置など) ・当該選択肢のために視聴者に生じる直接的負担 (端的には、デコーダー費用)	不要	不要	不要	不要	アナログ受信者はデ コーダーが必要	アナログ受信者は デコーダーが必要
(7) 移行時の課題(制度上、技術上、営業活動上等) ・制度上の課題 ・技術上の課題 ・営業活動上の課題	-	メッセージの制度 上の再整理が必要	衛星放送事業から の実質的な撤退に 等しい	地上契約者の 理解が課題	現行の衛星受信契約 と新たな対価契約と の関係や、スクラン ブル放送への移行が 課題	現行の衛星受信契 約とは全く異なる 新たな対価契約の 締結となる

NHK衛星放送の財源についての検討の枠組みの例(※1)

衛星放送事業の性格		公共放送事業		民間放送事業	
衛星放送に係る 料金の性格 衛星放送における スクランブル技術の活用程度		受信料		対価料金	
		付加受信料	付加料金制度廃止(※2)		
			総合料金		
使用せず		〔BSデジタル 放送の開始前〕	地上料額 ②A	加重平均額 ②B	
メ ッ セ ー ジ 機 能 の 活 用	現状程度 (受信の確認)	現状維持 ①A			
	機能の活用の強化 (再表示等)	メッセージ機能 の活用の強化 ①B			
視聴制御 (申込による解除)				公共料金型 ③A	市場料金型 ③B

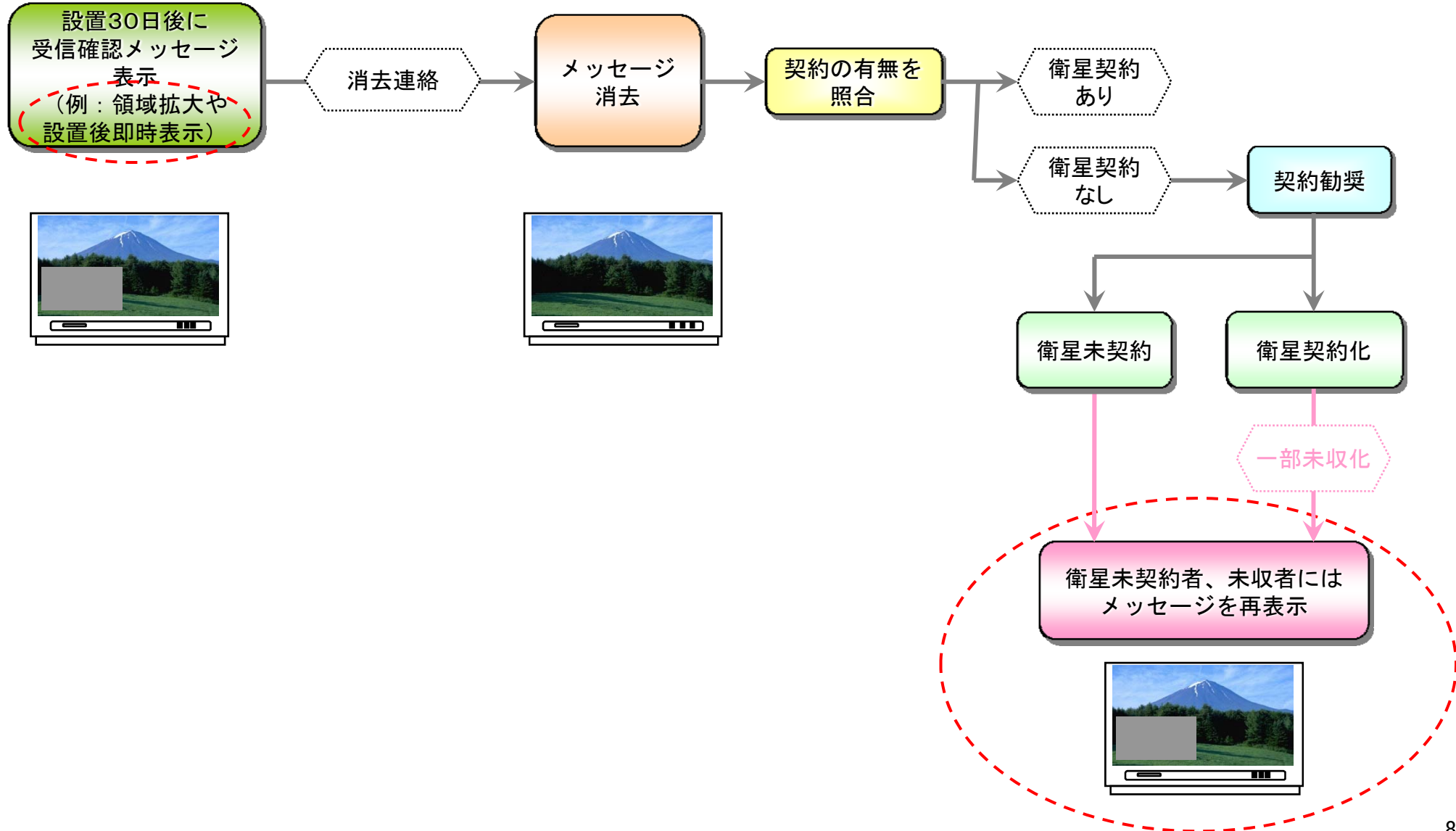
【注】

※1. 今回は衛星受信料のあり方に関する検討なので、衛星放送に関してのみ選択肢を検討し、地上放送に関する検討は行っていない。

※2. 衛星付加受信料を廃止した場合の受信料制度としては、「総合料金化」だけでなく、「地上受信料」と「衛星受信料」の別建ての受信料制度もありうる。ただし、「別建て」受信料は、衛星のみの受信機がない等の課題があり、今回の検討の対象としていない。

(参考)「メッセージ機能の活用の強化」の例

※朱色の丸囲み部分は、現行のものに加えた新たな施策



衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響

見直しの考え方	現状維持		地上契約との一本化		スクランブル化	
	A 現状維持	B メッセージ機能の活用強化	A 地上契約の受信料水準を想定	B 衛星放送に係る経費も賄える受信料水準を想定	A 収支相償となる受信料水準(現行程度)を想定	B 収支相償を上回る受信料水準を想定
見直しの考え方の概要	衛星受信料体系の変更は一切なし	表示方法の変更 ・表示面積(例)画面1/9→拡大 ・表示時期(例)30日後→直ちに再表示(例)なし→未契約者等のみ	衛星契約を廃止し、受信料は地上契約の料額(1,345円)の水準に設定 (衛星受信料収入全額が減収)	衛星契約を廃止し、受信料は衛星放送に係る経費も賄うことができる水準(※)に設定 ※約1,600円(NHK試算) (衛星受信料収入は全額確保)	衛星放送をスクランブル化し、受信料は収支相償となる水準(現行程度)に設定	衛星放送をスクランブル化し、受信料は収支相償を上回る水準に設定
(1) 現在生じている問題の解決への効果 ① 受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い ② 衛星契約率の低迷への対処(契約率への効果)	① 解決にはならない ・現状で推移(NHK) ② 解決にはならない ・現状で推移(NHK) ⇒ 受信料の公平負担の観点から、課題に対処するための改善措置が必要	① 解決にはならない ・現状と同じ(NHK) ② 一定の効果が期待されるが効果は不明確 ・改善が期待(NHK) ⇒ 実効性をより高めるための工夫が必要	① 課題は解消 ・解消可能(NHK) ② 課題は解消 ・解消可能(NHK)	① 課題は解消 ・解消可能(NHK) ② 課題は解消 ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除に寄与するかは不明(民放連) ・一応の解決になるが、衛星受信機の新設置者にも負担を求める新たな課題(衛星放送)	① 課題は解決 ・解消可能(NHK) ② 課題は解決 ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除への効果は期待できる(民放連) ・可能(衛星放送)	① 課題は解決 ・解消可能(NHK) ② 課題は解決 ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除への効果は期待できる(民放連) ・可能(衛星放送)
(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	具体的な方法によっては、「特殊な負担金」という受信料の性格に影響を及ぼす可能性 ・影響なし(対価的な感覚は強まる)(NHK) ⇒ 受信料の性格への影響を考慮する必要	影響なし(過去の一歩化と同様) ・影響なし(性格の純化)(NHK)	影響なし(過去の一歩化と同様) ・影響なし(性格の純化)(NHK)	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えない ⇒ 「対価料金」を徴収して視聴者を限定することがNHKの性質に照らして適切かという点については、引き続き十分な議論が必要	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えない ・性格変更(受益者負担の対価料金に)(NHK) ⇒ 「対価料金」を徴収して視聴者を限定することがNHKの性質に照らして適切かという点については、引き続き十分な議論が必要
(3) 受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK) ⇒ 今後の衛星収支の変動要素を十分検証した上で、衛星付加受信料の水準を見直すこと(受信契約者への還元)も検討課題	影響なし ・影響なし(NHK) ⇒ 今後の衛星収支の変動要素を十分検証した上で、衛星付加受信料の水準を見直すこと(受信契約者への還元)も検討課題	地上:影響なし 衛星:値下げ(▲945円) ・影響あり(付加受信料廃止)(衛星契約者は値下げ)(NHK)	地上:値上げ(約+255円) 衛星:値下げ(約▲690円) ・影響あり(付加受信料廃止、衛星は値下げ、地上は値上げ)(NHK) 地上契約者の理解が課題(NHK) 地上契約者に負担を求めれば、反発が予想される(民放連) ⇒ 大幅な負担増が生じ理解を求めることは困難(理解を得るには相当の期間を要する)	衛星放送に係る経費と契約者数による ・影響あり(受信料廃止)(NHK) ・受信料事業との会計分離(NHK) ・料金はサービス内容と契約者数による(NHK)	衛星放送に係る経費と契約者数による ・影響あり(受信料廃止)(NHK) ・独立採算(NHK) ・料金はサービス内容と契約者数による(NHK)
(参考)受信料収入に及ぼす影響	影響なし	影響なし	大幅な減収	影響なし	減収(?) (注)	減収(?) (注)
(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	影響なし ・影響なし(NHK)	衛星放送の提供を継続することが困難となるおそれ ・影響あり(役割は限定)(NHK) 普及促進の役割は困難 実質的に視聴者解消のみの役割 衛星放送事業からの実質的な撤退に等しい(NHK) ⇒ 課題に対処するための現実的な考え方とは言えない	影響なし ・普及促進への貢献度低下のおそれ(NHK) ・特段の影響はない(民放連) ・影響なし(衛星放送)	引き続き一定の公共的役割を求めることは可能という考え方もあり得る ・対価料金のもとで公共的役割をどこまで担えるかが課題(NHK) ・受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じる(民放連) ・NHKが行うことの妥当性も検討が必要(衛星放送)	NHKの性格・役割との関係で更に慎重な検討が必要となる ・公共放送サービスではない(公共的役割は担わない)(NHK) ・受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じる(民放連) ・NHKが行うことの妥当性も検討が必要(衛星放送) ⇒ 公共放送の在り方、民放との併存体制といった幅広い観点から慎重な検討が必要
(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	影響なし ・影響なし(NHK)	「豊かで良い放送番組」の提供等に支障を及ぼすおそれ ・衛星放送独自の編成は困難(NHK)	影響なし ・番組の多様性の確保は可能(NHK)	視聴者の意向に応えつつ、「豊かで良い放送番組」を提供することは不可能とまでは言えないという考え方もあり得る ・番組の多様性の確保は不可能(NHK)	視聴者の意向に応えつつ、「豊かで良い放送番組」を提供することは不可能とまでは言えないという考え方もあり得る ・番組の多様性の確保は不可能(NHK)
(6) 衛星放送業界に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK) ・特に影響なし(衛星放送)	影響なし ・影響なし(NHK) ・特に影響なし(衛星放送)	衛星放送の提供を継続することが困難となるおそれ ・外部制作会社の制作機会の減少(NHK) ・特に影響なし(衛星放送)	有料の衛星放送事業者の収益に影響を及ぼすおそれ ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・有料民放の契約者等に影響を及ぼす可能性(民放連) ・特に影響なし(衛星放送)	有料民放と類似のサービス提供形態 ・有料民放とは実質的に競合(NHK) ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・B S全体の接触率が相当程度低下する懸念(民放連) ・専門チャンネル化する場合、C S放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がC S加入することも想定(衛星放送) ⇒ 公正競争確保のための措置が検討されるべきではないかという点も議論されるべき	有料民放と類似のサービス提供形態 ・有料民放と競合(NHK) ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・B S全体の接触率が低下する懸念(民放連) ・専門チャンネル化する場合、C S放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がC S加入することも想定(衛星放送)
(7) 視聴者の負担に及ぼす影響(新たな機器の要否)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	2011年以降は影響なし ・アナログ受信機はデコーダーが必要(NHK) ・特になし(2011年以降)(衛星放送)	2011年以降は影響なし ・アナログ受信機はデコーダーが必要(NHK) ・特になし(2011年以降)(衛星放送)
(8) その他(移行に要する期間等)	-	比較的短期間での移行が可能と考えられる	-	-	・現行の衛星受信契約と新たな対価契約や、スクランブル放送への移行が課題(NHK)	・現行の衛星受信契約とは全く異なる新たな対価契約の締結となる(NHK)

(注)P23 脚注41参照

3 ヒアリング関係資料

(2) 日本民間放送連盟

「公平負担のための受信料体系の
現状と課題に関する研究会」
第10回会合 ヒアリング資料

2008年3月7日



社団法人 日本民間放送連盟

1. BS放送の発展を支える“3元体制”

- 我が国が保有するBS放送用の12の波(＝周波数)は、国際電気通信連合(ITU)による国際分配を受けた日本固有の財産。BS放送は国際調整の中で獲得した有限希少な周波数資源で事業を行うものであることから、政府は準基幹放送と位置づけてきた。
- 1989年にNHKのBS放送(アナログ放送)が始まり、翌年に民間有料放送局の「日本衛星放送」(現WOWOW)が開局。2000年からNHK・民放のBSデジタル放送が一斉に始まり、2007年末には民放2局が加わった。受信機の普及台数が3000万を超えるまでに成長したのは、公共放送を先導役に、民放の無料広告放送と有料放送による“3元体制”が、BS放送の普及・発展を推進したことが大きい。

2. BS民放の現状

■ 無料広告放送5社（民放連会員社のBS日本、BS朝日、BS-i、BSジャパン、BSフジ）

• 番組・サービス

- ゴールデン帯や週末の編成は、地上波とは一味違う落ち着いた番組が中心。
- 地上波との連携と差別化（例えばスポーツ中継）

• 経営状況

- 年間売上高の5社合計は、底を打った2003年度の161億円から、2006年度は249億円と5割増。2007年度中間決算は初めて5社揃って黒字を達成。
- 5社の累積損失は2006年度末で計1223億円。

■ 有料放送（民放連会員社のWOWOW）

• 番組・サービス

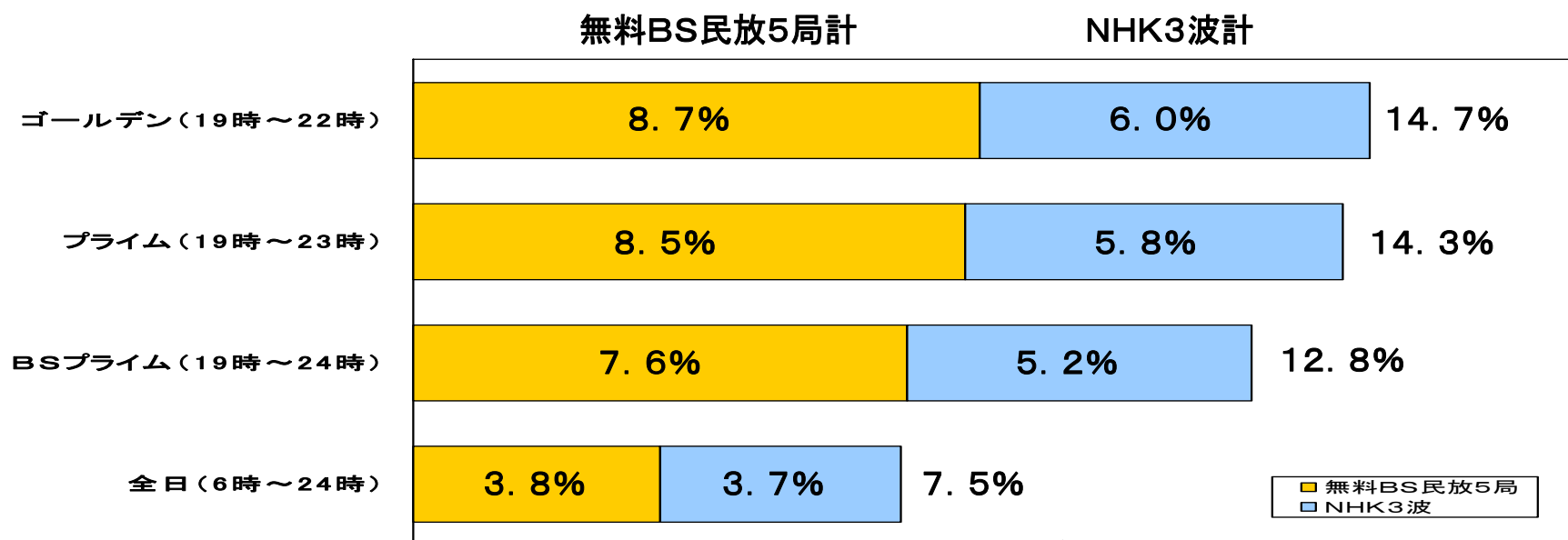
- 世界中から上質なコンテンツを調達するだけでなく、自らもオリジナル番組を開発。
- 様々なサービスにコンテンツを活かし、あらゆる伝送路にコンテンツを届ける。

• 経営状況

- 2006年度の売上高は615億円。
- 2008年1月末の加入者数は約243万件。このうちデジタル契約が139万件、アナログ契約が104万件で、デジタル契約への移行を進めている。

3. BS視聴者は民放も見ている

無料民放BS 5局とNHK BS 3波の週平均接触率



出典 「BSパワー調査」(無料BS民放5局による自主調査で隔月実施)

- ・ 郵送調査(留置き・1週間テレビ接触状況調査(毎15分日記式)、調査地域は全国、調査期間は原則として第1週の月～日(7日間)。
- ・ 調査対象はB-CAS登録世帯から無作為抽出(CATV経由受信含む)。抽出世帯に対して事前に電話で調査協力を依頼。承諾世帯に対して調査票を発送。対象世帯数は各回とも1000世帯程度で、有効回収率は85%超。
- ・ 調査会社 (株)ビデオリサーチ ・ 上記データは2007年7月、9月、11月の3回の平均値。

(参考) BS民放の代表的な番組例

BS7L



番組名:ヨーロッパ水紀行Ⅲ
放送日時:毎週水曜日 20:00～20:54
番組内容:水が集まって川となり、川の畔には古くから都市が建設され、文明が発達してきました。そうしたヨーロッパの都市には、何百年という歴史が刻まれて今日に至っています。水をテーマに、ヨーロッパの歴史と文化を紹介する人気紀行番組「ヨーロッパ水紀行」のシリーズ3作品目。「ホルトガル」「スペイン」「イタリア」を紹介します。

ABS Asahi



BBC 地球伝説

番組名:BBC地球伝説
放送日時:毎週月～金曜日 20:00～20:55
番組内容:英国BBCが自信を持って世界に向けて送り出す高品質のドキュメンタリー。好奇心を刺激するテーマ設定、徹底した取材による圧倒的な説得力。深い洞察と分析により、毎日の現実から心を解き放つ、新たな発見や驚きが迫ります。

BS-i



番組名:世界・夢列車に乗って
放送日時:毎週火曜日 20:00～20:54
番組内容:ゆったりとした時の流れの中に身を置き、世界各地を駆け抜ける夢列車の旅。旅の魅力はそれぞれに異なる地で体感する『文化や遺産』『積み重ねた歴史の重み』など尽きることはありません。番組では素敵な列車の旅を通じて旅先での感動と出会いを紹介します。

BS JAPAN



Kandan

番組名:小谷真生子のKANDAN
放送日時:毎週日曜日 23:00～23:30
番組内容:経済・産業界トップと「ワールドビジネスサテライト」のメインキャスター小谷真生子がざくばらんな対談を通じて企業トップの間人像に迫る番組。企業トップのオフィスやなじみの場所に小谷真生子が赴いて、仕事、人生、経営哲学、健康、趣味などをじっくりと聞き出すトーク番組。

BS FUJI



番組名:大使館の食卓
放送日時:毎週木曜日 20:00～20:55
番組内容:日本の中で外国のホンモノの料理が、日夜食卓を彩る場所がある。それは駐日大使館の食卓である。様々な国の大使公邸、大使館を訪れ、大使夫人やシェフに自国の家庭料理を調理してもらい、そして大使夫妻とともに食事を楽しむというユニークな料理番組。

WOWOW



UEFA EURO 2008 Austria-Switzerland

番組名:UEFA EURO 2008™ サッカー欧州選手権
放送期間:2008年6月7日(土)～29日(日)
番組内容:4年に一度行なわれる、ヨーロッパNo.1を決める大会、それがUEFA EURO 2008™ サッカー欧州選手権、通称「EURO」。ヨーロッパ各国のレベルの高さから、「ワールドカップ以上の大会」と言われる。6月7日(土)～29日(日)まで、オーストリアとスイスを舞台に各国が欧州最強の称号を目指し激戦を繰り広げる！

Getty Images/AFL0

(2008年3月時点)

4. NHKと民放の競争

- ・ 2000年のBSデジタル放送開始から7年が経ち、無料広告放送・有料放送のBS民放と公共放送のNHKの間で、番組面の競争が本格化しつつある。BS民放各社が力をつけるほどにNHKとの競争は激しくなり、番組の質を高めることにつながる。そのことが、衛星放送事業の発展に資するとともに、多様で良質な放送番組を享受するという国民視聴者の利益に適うものと考えられる。
- ・ BS放送におけるNHKの先導的役割は、ハードとソフトの両面がある。BS放送はこれまで、次世代の放送技術を試し育てる場としても機能しており、NHKが技術開発で果たしてきた役割は今後も変わらないと考える。ソフトに関しては、地上波のサイマルではない「独自編成」の利点を生かし、例えば外部制作者との連携・協力など放送番組の多様性を広げる取り組みを通じて、新たなコンテンツの育成に大いに寄与できるものと思われる。

5-1. 衛星受信料の見直しの課題について

受信料研究会の第1次報告書で示された衛星受信料の性格の見直しの選択肢のうち、「A 地上契約との一本化」、「B スクランブル化」について、『検討の視点』の各項目に照らし、以下の課題が考えられる。

A 地上契約との一本化

地上契約との一本化とは、衛星付加料金を廃止して、現行の地上契約の料金と一本化するものとの前提で、

(1) 問題の解決になるか

⇒ NHK衛星放送を見られる受信機の設置の有無を確認する手順は不要になると考えられる。フリーライダーの排除に寄与するかは不透明。

(4) NHK衛星放送の性格

⇒ 特段の変化はないと思われる。

(5) 衛星放送業界への影響

⇒ NHKの衛星付加料金を事実上、国民各層から広範に徴収することになり、有料民放の契約者および潜在的契約意向者に影響を及ぼす可能性がある。

(6) 視聴者の負担

⇒ 衛星放送を見られる設備を保有していないにもかかわらず、現行の地上契約を上回る料金の支払いを求められるとすれば、国民各層の強い反発が予想される。

5-2. 衛星受信料の見直しの課題について

B スクランブル化

スクランブル化＝衛星付加料金を支払わない人はNHK衛星放送を見られなくするとの前提で、

(1) 問題の解決になるか

⇒ 衛星付加料金を支払わずに見ている“フリーライダー”を排除したりする効果は期待できるのではないか。

(4) NHK衛星放送の性格

⇒ NHK衛星放送を“選択的メディア”と位置づけることになると思われるが、受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じるのではないか。

(5) 衛星放送業界への影響

⇒ NHKの視聴者がBS放送に接触する機会が相当程度減少し、BS放送全体の接触率が相当程度、低下する懸念がある。

(6) 視聴者の負担

⇒ 分からない。

6. まとめ

- これまでのところ、現行の衛星受信料体系がBS民放事業者との健全な競争を妨げているという実態はないと考える。
- 「地上契約との一本化」、「スクランブル化」はいずれも、前述の理由により衛星放送業界全体の発展に好ましくない影響を与える懸念がある。
- 放送法が定めるNHKの基本的役割は、基幹的放送サービスへのユニバーサルアクセスを達成することであり、受信料体系はそうしたNHKの役割との整合が前提である。その意味で、衛星受信料の性格の見直しは、地上放送を含む公共放送の在り方と密接にかかわる問題であると考えられる。

3 ヒアリング関係資料

(3) 衛星放送協会

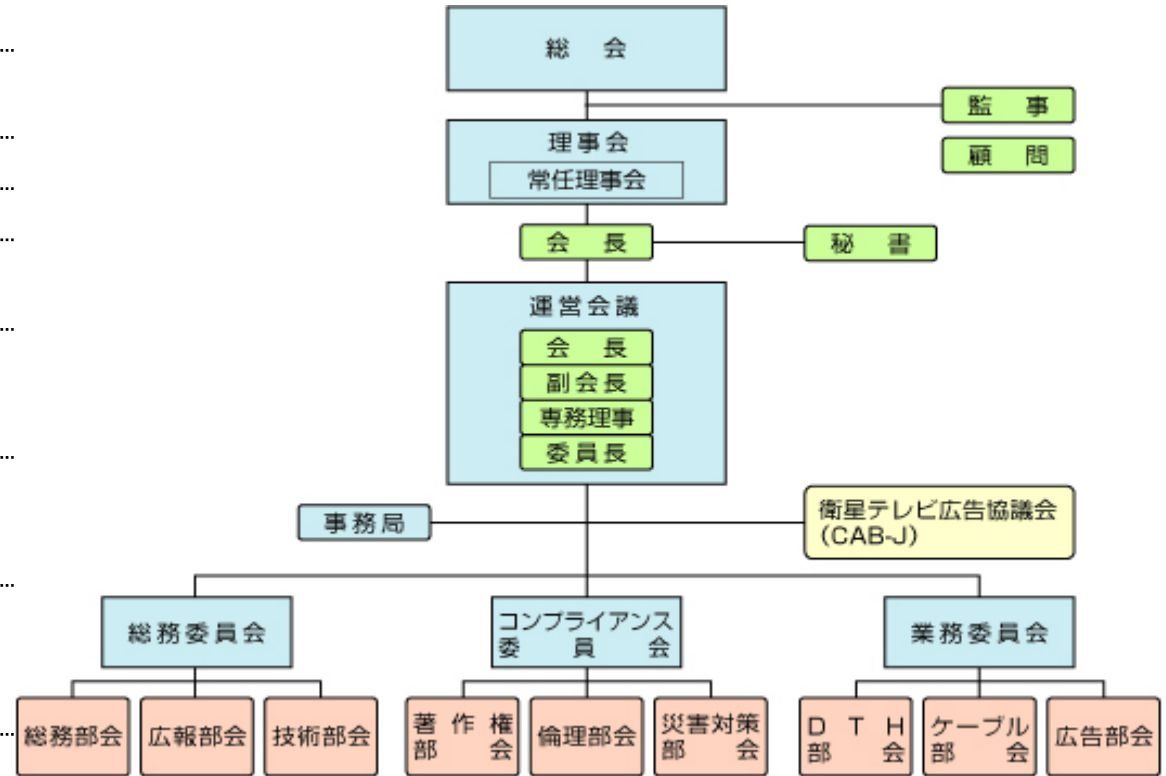
公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会 御中

「CSデジタル放送の変遷とNHKの衛星受信料の在り方」について

平成20年2月8日
社団法人衛星放送協会

1. 社団法人衛星放送協会について

■名 称	社団法人衛星放送協会
■所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-8 あまかすビル 4F 03-3597-3211
■設 立	1998年6月
■会 員	正会員 108 賛助会員 37
■会 長	植村 伴次郎 (株)東北新社 代表取締役会長
■副会長	竹岡 哲朗 ジュピターサテライト放送(株) 代表取締役社長
■副会長	河西 明 (株)日本ケーブルテレビジョン 代表取締役社長
■副会長	岡本 光正 (株)ハリウッドムービーズ 代表取締役社長
■専務理事	林 尚樹



●本協会は、衛星放送事業が社会の期待に応えることができるよう、その放送水準の向上と普及発展をめざし、衛星放送事業に関する諸問題の解決を図るとともに、衛星放送が、高度情報通信社会における多様な放送メディアとして、公共の福祉を向上させ、社会的使命を達成することを目的とする。

2. CSデジタル放送の現状

(1) サービスの数(平成19年12月)

■サービスの総称	124/128スカパー！	E2byスカパー！
■チャンネル(サービス)の数	TV 189 音声 102 データ 36	TV 69 データ 2
■放送事業者数	100 (うち役務利用放送事業者 50)	11
■加入者数(個人契約者数)	309万件	49万件
■使用する通信衛星	JCSAT3、JCSAT4	NSTAR

(2) 加入者数(平成19年12月)

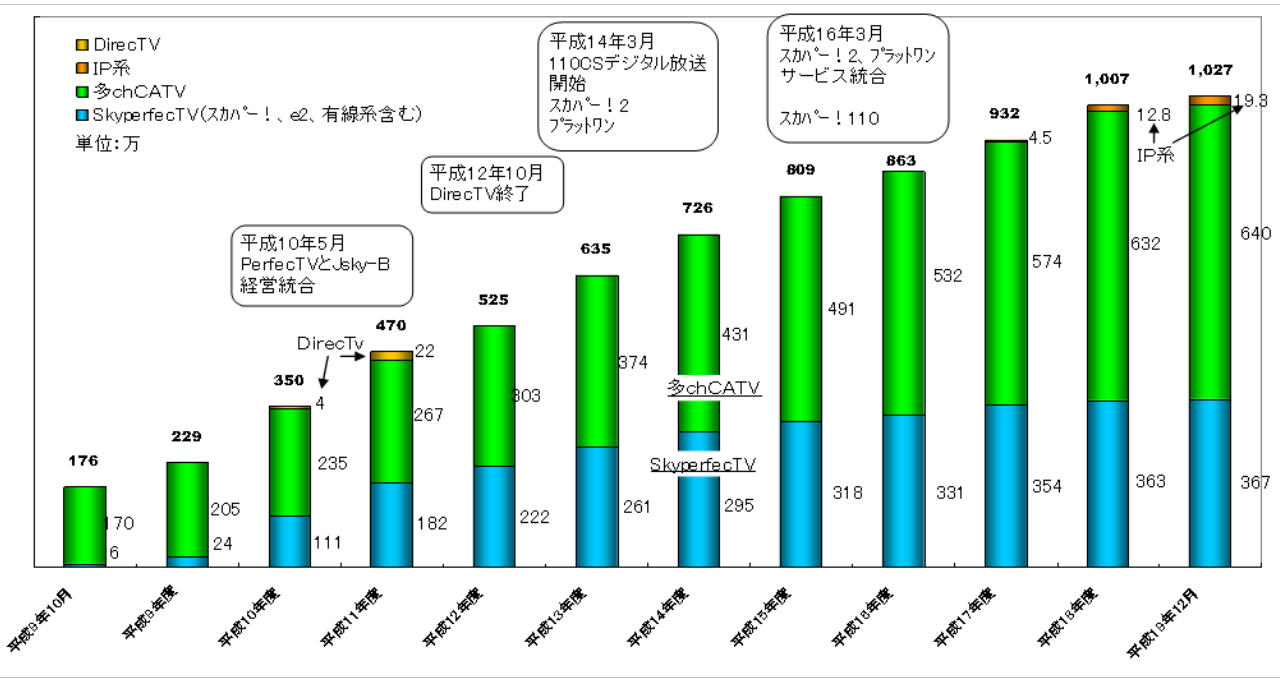
	加入件数
■DTH(直接受信)	358万件
■CATVその他(IP等含む)	672万件
■合計	1,030万件

(3) CSデジタル放送

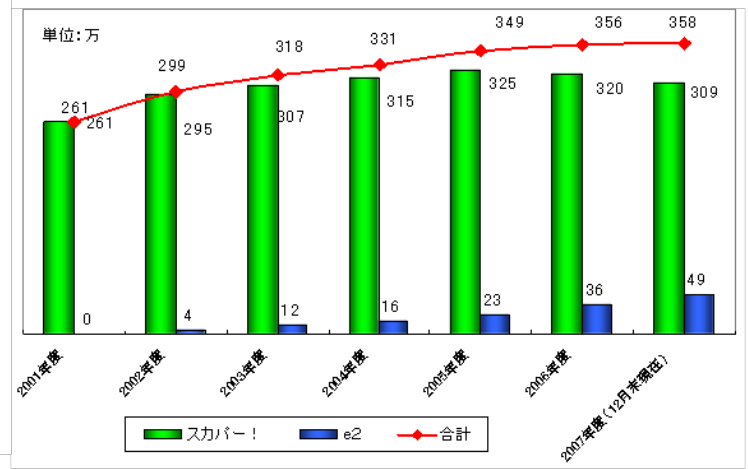
- 1986年7月1日、本業界の先駆けとして、スターチャンネルが上田ケーブルテレビジョンに番組をテープ配信を開始した事により、CS放送・番組供給事業がスタート。
- 当初は、CSを利用した多チャンネル有料放送サービスを行うCATVへの番組供給事業としてスタートした。その後、集合住宅への配信を経て直接受信(DTH)へも進出し、デジタル伝送方式を取り入れることによって番組(チャンネル)数の大幅な拡大を可能とした。わが国でデジタル放送の先駆的役割を果たしてきたものである。
- CS放送の特徴は有料専門チャンネルの集まりであることにある。国民の多種多様な嗜好にあわせ映画、スポーツ、音楽、アニメ、ニュースなど様々なジャンルの専門放送を国民に提供し、NHKや地上波民間放送ではなしえないサービスの提供に努め、放送サービスの隙間を埋める補完的な役割を担っている。
- スタートより20年が経過。この間「受託・委託放送制度」(ハード、ソフト分離)により参入が容易になったこと、プラットフォーム事業者が出現したこともあり市場規模は1千万件に到達し総世帯数に占める割合は、ほぼ20%に達している。

3. CSデジタル放送 有料多チャンネル加入者の変遷

(1) 加入件数全体 (多chCATVは一部推定を含む)



(2) SkyperfectTV (スカパー！ + e2) 加入の変遷



- 当初、有料多チャンネルをサービスする多チャンネル型CATVへの番組(チャンネル)供給が中心。その後、CSによるデジタル多チャンネル放送が出現し多種多様な専門チャンネルが展開されている。
- 124/128CSデジタル放送は1996年(平成8年)10月PerfectTV!のサービス開始に始まり20年が経過。この期間にPerfectTV!を中心としてJSKY-Bとの統合(1998年(平成10年)5月)、ディレクTVの終了(2000年(平成12年)10月)を経て現在の124/128CSデジタル放送であるスカパー!となっている。サービス開始当初より順調に視聴者数を伸ばしてきたが個人契約者数が300万をこえたあたりから踊り場に差し掛かり、ここ数年停滞傾向
- 110CSデジタル放送はサービスの高機能化(HD化、データ放送、音声放送)を目指し2002年(平成14年)3月「プラットフォーム」「スカパー!2」のサービスが開始された。
- 2004年(平成16年)3月に2社のサービスが統合され「スカパー!110」となり2007年(平成19年)2月に「e2byスカパー!」と名称が変更され現在に至っている。
- サービス開始当初、加入件数が伸びず苦戦していたが、2003年(平成15年)12月の地上デジタル放送開始を契機に、3波(地上・BS・CS)共用受信機の普及が飛躍的に伸びたことを背景に普及のスピードが増している。
- CATV経由の加入者は順調に伸びている。
- 今後は放送サービスのHD化と番組内容の充実をはかることで加入を伸ばさせるものである。平成23年度(2011年)までに1,500~2,000万を目指している

1. CSデジタル放送の放送技術の進展と番組(チャンネル)数の増加

CSデジタル放送のテレビ受信

区分	サービス初期	現 行			2008年秋以降
	通信衛星(CS)	通信衛星(CS)	通信衛星(CS)	通信衛星(CS)	通信衛星(CS)
アナログ・デジタル	アナログ	デジタル	デジタル	デジタル	デジタル
衛星名	JCSAT-2A	SUPERBIRD-C	JCSAT-3A	JCSAT-4A	N-SAT-110
静止軌道位置	東経154度	東経144度	東経128度	東経124度	東経110度
中継器出力 (TV免許値)	120W	90W	127W	72.4W	104.7W
放送に使用している 中継器数		2	20	16	12
受信アンテナ径	約38cm～60cm	約45cm	約50cm～ 60cm	約50cm～ 60cm	約45cm
アンテナ方向	南東向 仰角約42度	南南東向 仰角約48度	南西向 仰角約47度	南西向 仰角約45度	南西向 仰角約38度
放送方式	CSアナログ方式	CSデジタル(狭帯域伝送)方式	CSデジタル(狭帯域伝送)方式	CSデジタル(狭帯域伝送)方式	CSデジタル(広帯域伝送)方式
映像 音声	アナログ映像 アナログ音声		MPEG-2Video MPEG-2Audio	MPEG-2Video MPEG-2Audio	MPEG-2Video MPEG-2AAC
伝送方式			DVB-S	DVB-S	ISDB-S
限定受信方式	コアテック方式	ハイパス限定受信方式	Perfec CARD方式	Perfec CARD方式	ARIB限定受信方式
DTHサービスの総称			スカパー!	スカパー!	e2byスカパー!

- CSデジタル放送開始初期においてはアナログ伝送が主流であったため「1中継器あたり1番組(1チャンネル)のTV(標準テレビ)伝送」と非効率であったが、デジタル伝送方式の採用(PerfecTV! 平成8年)により1中継器あたりのTV(標準テレビ)伝送が6～8可能となった。
- 国内の放送サービスが順次HD化していく中、CSデジタル放送において広帯域伝送方式ではMPEG方式、狭帯域伝送方式ではh.264方式でHDTVまたは高画質放送を実現している

5. CSデジタル放送における番組(チャンネル)の数

■視聴者の嗜好に合わせ多種多様な専門チャンネル放送を実現

	スカパー！(12/128CS)専 営	スカパー！(124/128CS)、 e2(110CS) サイマル放送	e2(110CS)専営
	139※	50	19
スカパー！(124/128CS)チャンネル数	189※		
e2(110CS)チャンネル数		69	

※ペイパービュー 31含む

映画系	6	8	2
スポーツ系	2	10	4
音楽系	6	6	
アニメ系	1	5	
総合エンターテイメント系	3	5	1
海外ドラマ・バラエティ系	4	4	
国内ドラマ・バラエティ系	7	2	3
ドキュメンタリー		4	
ニュース・ビジネス	7	5	
趣味・娯楽	10		1
公営競技	14		
外国語放送	12		
ショッピング	9	1	1
成人向け	16		
番組案内	2		7
PPV	31		

6. 視聴料金について

(1) BS放送

事業者名	サービス名	月額利用料金(税込)	
日本放送協会(NHK)	BS(衛星放送)	945円※	4ch
WOWOW	デジタルWOWOW	2,415円	SD3ch or HD1ch
	アナログWOWOW	2,100円	1ch

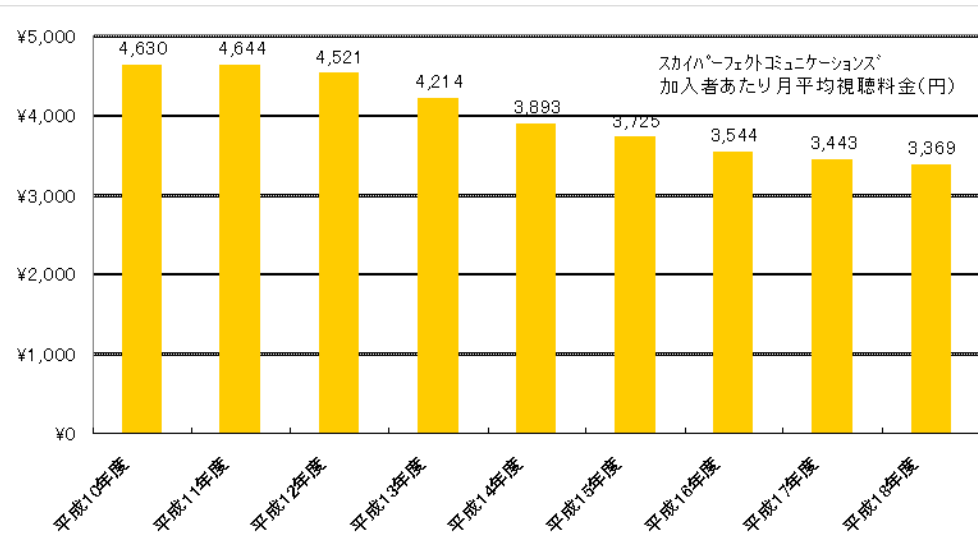
※別途地上波放送の受信料が必要

(2) CS放送

プラットフォーム事業者	サービス名	パック名	月額利用料金(税込)	
スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	スカパー！	スカパー！よくばりパック	3,500円	68ch
		スカパー！えらべる15	2,800円	15ch
	e2byスカパー！	e2基本パック	3,570円	41ch

※上記は料金プランの一部。別途プレミアムch、単chサービスあり

■参考：スカイパーフェクト・コミュニケーションズ加入者あたり月平均視聴料金



NHK衛星受信料変更の検討について

NHK衛星受信料変更の検討について①

検討の視点	ヒアリング項目
1 衛星受信料について、現在どのような問題が指摘されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星受信料について、どのような問題意識を持っているか。 ・ 視聴者から寄せられる意見の中ではどのような問題が指摘されているか。
<p>●CS放送の視聴者からNHK衛星放送受信料について寄せられた意見は特段ない</p>	
2 衛星受信料を設定した当時と現時点で、異なる要素は何か。	
(1) 衛星放送の普及状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星放送を受信可能な受信機の普及状況はどのように変化しているか。また、今後の見通しはどうか。 ・ 衛星契約数・契約率はどのように変化しているか。また、今後の見通しはどうか
<p>●CS放送の普及については3、4P参照 ①CS放送は平成19年12月現在で約1,030万件の加入で総世帯数の約20%。 ②平成23年(2011年)までに1,500万～2,000万を目指す。</p>	
(2) 放送技術の進展	<ul style="list-style-type: none"> ・ アナログ放送のスクランブル技術とデジタル放送のスクランブル技術はどのように異なるか。 ・ 現在、衛星デジタル放送については、確認メッセージの表示を行っているがどのような仕組みで表示や解除を行っているのか。
<p>●CS放送の放送技術については5P参照 ①CS放送では初期段階からデジタル伝送方式を採用しわが国のデジタル放送の先駆的役割を担ってきた。 ②CS放送ではスクランブル技術について当初よりデジタル技術を取り入れ、その運用や開発に貢献してきている。 ③また限定受信技術とその運用についてのノウハウの蓄積を図ってきたものである。 ●e2 by スカパー！では、NHK BSの確認メッセージと類似の仕組みを利用して、加入促進等の自動表示メッセージを運用している。 →「e2 byスカパー！を初めて受信すると、自動的に期間限定の仮視聴が可能となり、このメッセージが表示され、カスタマーセンターの連絡先等を案内する。 視聴者から無料視聴キャンペーンや本登録の申し込みがあれば、メッセージは表示されなくなる。</p>	
(3) 衛星放送の受信環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星契約の締結者の受信環境はどのように変化しているか(パラボラアンテナの自己設置、共聴施設による共同受信、CATVによる共同受信等)。
<p>●CS放送において初期はCATV経由での視聴が中心であったが、その後世帯による直接受信が加わった。また、マンション等の集合住宅においては共同アンテナの設置が一般的となり共聴施設による受信は増加している模様。CS放送ではCATV経由:直接受信の比率はおおよそ2:1となっている。共聴施設経由の比率は不明</p>	

NHK衛星受信料変更の検討について②

検討の視点	ヒアリング項目
(4) 視聴者ニーズの変化	<ul style="list-style-type: none"> 衛星放送に対する視聴者ニーズはどのように変化してきているか。 NHKの衛星放送に対する視聴者ニーズはどのように変化してきているか これらをどのように評価しているか。
<p>●CS放送では視聴者の多様なニーズに合わせ、様々な専門チャンネルが放送されている。</p> <p>●CS放送開始当初は30程度のチャンネルであったが視聴者のニーズに合わせ新ジャンルのチャンネルの出現やジャンルの細分化がなされ現在200あまりのチャンネルがサービスされている(P6参照)</p>	
(5) NHKの衛星放送の番組編成の変化	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成上、地上波との差別化をどのように図っているか。また、差別化の方針は衛星放送の開始時からどのように変化しているか。 衛星放送における自己制作番組、再放送番組、マルチ展開番組等の比率はどのように変化しているか。また、今後どのような方針で番組編成を行っていくのか。
—	
(6) NHKの衛星放送のチャンネル数、衛星経費の変化	<ul style="list-style-type: none"> 衛星放送のチャンネル数、衛星経費はそれぞれどのように変化してきたか。 これらをどのように評価しているか。
—	
(7) NHKの衛星放送の性格(難視聴解消、先導的役割)	<ul style="list-style-type: none"> 難視聴解消、先導的役割など現在NHKの衛星放送に期待されている役割をどのように認識しているか。
<p>①これまでの難視聴解消の役割については、これに代わるものが出現するまでは継続するべきと考える。</p> <p>②上記が出現した場合を想定した受信料の在り方について慎重な検討を要するものとする</p> <p>③上記②に関連してNHKが保有する衛星放送の数および内容についての慎重な議論が必要と考える。</p> <p>④衛星放送の普及促進／技術開発等においてNHKが果たしてきた役割は大きく、今後もこのような先導的役割を担う必要がある</p> <p>⑤NHKの衛星放送の内容については、いわゆるコマーシャルベースでは実現しにくい公共的内容や国民の嗜好に広く応えるものを中心に放送することが期待される。また総合編成を主体に考えるべきであり、ジャンルを分けた専門放送を行うことは避けるべきである。</p>	
(8) 民間衛星放送事業者との関係	<ul style="list-style-type: none"> NHKと民間衛星放送事業者との関係についてどのように認識しているか。
<p>●NHKおよび地上波放送またはそれらが運営／関与するBSデジタル放送は基幹放送または準基幹放送であり、CS放送は国民の多種多様なニーズに応えるための有料専門多チャンネル放送であるため補完的な位置関係にあると考える</p>	

NHK衛星受信料変更の検討について③

検討の視点	ヒアリング項目
<p>(9) スクランブル化に伴う視聴者負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点でNHKの衛星放送をスクランブル化した場合、視聴者負担はどの程度増えることが見込まれるか(負担を伴う新たな設備の設置の必要はないか)。 ・ BS放送の完全デジタル化後はどうか。 ・ これらをどのように評価しているか。
<ul style="list-style-type: none"> ●NHKの衛星放送のスクランブル化は視聴者に対して何らかの負担をもたらすことは明らかであり、広く理解を求めながら実施することが望ましい ●CS放送の場合、原則(一部無料を除く)有料放送であるところから、視聴料収入の中で負担しており最終的には視聴者負担となっている 	

NHK衛星受信料変更の検討について④

NHK衛星受信料変更の検討

	地上契約への一本化	スクランブル化 * 1	
		①	②
(1)現在生じている問題を解決できるか	* 2	* 3	可
(2)NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響	特になし	特になし	・公共放送という前提を失う。* 4 ・無料(広告)か有料の選択 * 5
(4)視聴者の負担に及ぼす影響	特になし	特になし(2011年以降)	・BS/CS有料/無料放送との競合

* 1:①現行の「特殊な負担金」の位置付けを基本的には変更せず、支払わない視聴者を視聴不可とする

* 1:②視聴者が視聴(有料)するかどうか選択する

* 2:形式的にはフリーライダーの問題は残るものの一応の解決になるが、衛星放送料金が上積みされた場合、心理的には同じ問題が残ると思われる。衛星放送を見る環境にない視聴者にも衛星放送の経費を負担させるという問題を生じる。まして衛星放送が地上波のサイマルからまったく別の編成になった場合にはその問題が大きいと思われる

* 3:現状からフリーライダーを締め出す効果のみ

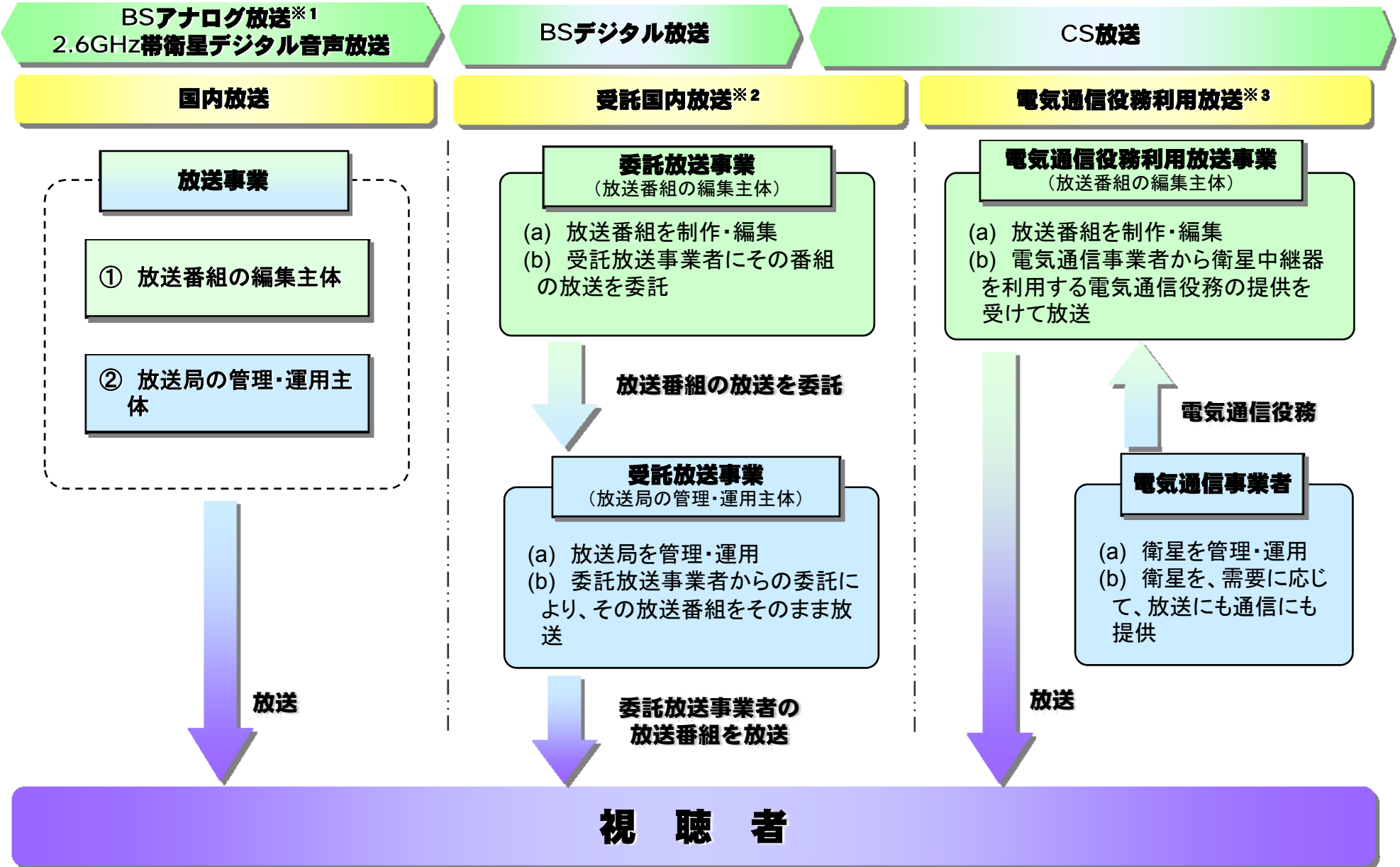
* 4:放送の質の低下が懸念される

* 5:無料広告放送の選択肢は在るのか、またいずれの場合も公共放送とはみなせなくなるとすれば、NHKがこれを行なうことの妥当性も検討の必要がある

NHK衛星放送のスクランブル有料化についてはCS放送の普及を阻害しないよう、そのチャンネルの数、放送の内容、料金の水準など慎重な検討を期待するものである

4 その他の参考資料

我が国の衛星放送に関する制度



※1 BSアナログ放送については、2007年11月に受委託制度に移行。

※2 110度CSデジタル放送については、右旋円偏波を利用するものに限る。

※3 110度CSデジタル放送については、左旋円偏波を利用するものに限る。

放送メディアの市場規模(2006年度)

- 放送メディア全体の市場規模は、2006年度(平成18年度)において、4兆0,278億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が64.4%、NHKが16.8%、ケーブルテレビ事業者が10.1%、衛星放送事業者が8.8%を占めている。

放送メディア全体の収入 2006年度(平成18年度) 4兆0,278億円

衛星系民間放送事業者(127社)
3,525億円(8.8%)

ケーブルテレビ事業者
(311社)
4,050億円(10.1%)

NHK
6,756億円(16.8%)

地上系民間放送事業者(196社)
2兆5,947億円(64.4%)

【内訳】

BS(12社):	893億円(2.2%)
2.6GHz帯衛星デジタル音声放送(1社):	9億円(0.0%)
CS(117社):	2,623億円(6.5%)

【内訳】

テレビジョン放送単営(93社):	2兆0,212億円(50.2%)
AM放送・テレビジョン放送兼営(34社):	4,183億円(10.4%)
その他(※)単営(69社):	1,552億円(3.9%)

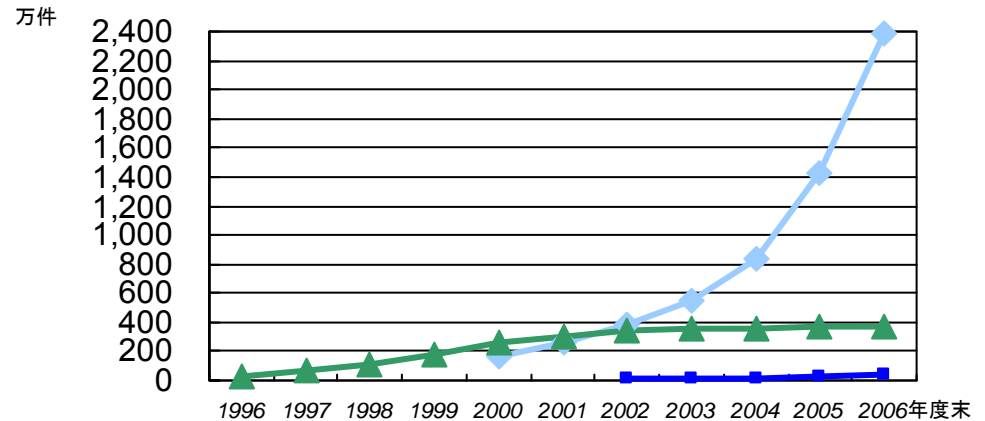
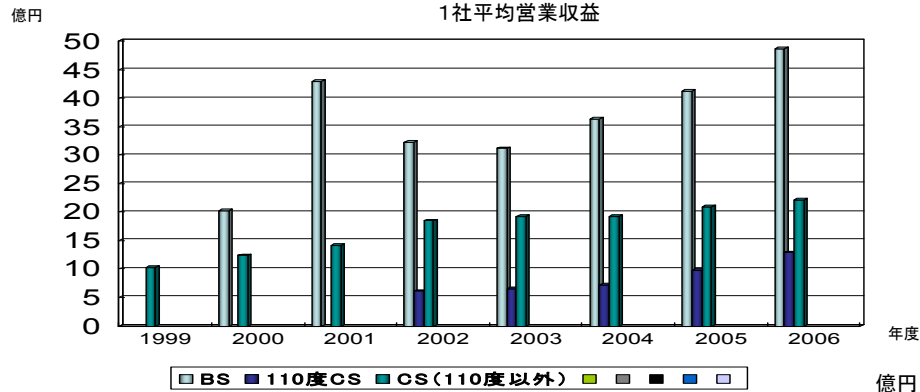
※…AM(13社)・短波(1社)・FM(53社)・多重放送(2社)

- (注1) ()内の%は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない箇所がある。
- (注2) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者(201社)を含めていない。
- (注3) 「NHK」については、経常事業収支を基に算出している。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする311社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む)。
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送とCS放送の兼営社が3社含まれるため、総数(127社)とは一致しない。

民間衛星放送事業者の概要

- 1社当たりの営業収益は、BSデジタル放送が最大
- CSデジタル放送(110度以外)は、単年度の営業損益が2004年度(平成16年度)に黒字化

- BSデジタル放送の受信可能者数は、2006年12月末に2,000万件を突破し、2007年3月末現在で、約2,400万件となっている。
- CSデジタル放送は、2007年3月末現在で、約420万件が加入している。



年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
BSデジタル放送								
社数	2社	19社	19社	18社	19社	17社	13社	12社
営業収益	632.9	730.7	897.0	824.5	796.0	810.6	847.1	893.2
(1社平均)	316.4	38.5	47.2	45.8	41.9	47.7	49.8	74.4
営業損益	73.4	▲175.7	▲356.9	▲256.4	▲210.0	▲137.2	▲96.1	▲32.7
(1社平均)	36.7	▲9.2	▲18.8	▲14.2	▲11.1	▲8.1	▲5.7	▲2.7
無料広告の事業者(5社)								
営業収益	-	101.7	214.5	161.5	156.1	181.9	206.0	243.3
(1社平均)	-	20.3	42.9	32.3	31.2	36.4	41.2	48.7
営業損益	-	▲97.8	▲316.8	▲239.7	▲181.1	▲137.0	▲89.5	▲29.4
(1社平均)	-	▲19.6	▲63.4	▲47.9	▲36.2	▲27.4	▲17.9	▲5.9
110度CSデジタル放送								
社数	-	-	-	18社	17社	17社	16社	14社
営業収益	-	-	-	109.9	110.0	123.2	156.7	180.9
(1社平均)	-	-	-	6.1	6.5	7.2	9.6	12.9
営業損益	-	-	-	▲65.6	▲51.8	▲67.8	▲7.9	▲8.3
(1社平均)	-	-	-	▲3.6	▲3.0	▲4.0	▲0.5	▲0.6
CSデジタル放送(110度以外)								
社数	93社	93社	100社	96社	100社	105社	101社	99社
(うち役員)	-	-	(2社)	(24社)	(37社)	(45社)	(49社)	(50社)
営業収益	960.5	1,154.2	1,424.8	1,779.9	1,929.6	2,021.7	2,117.8	2,189.5
(1社平均)	10.3	12.4	14.2	18.5	19.3	19.3	20.9	22.1
営業損益	▲469.4	▲245.6	▲146.9	▲52.0	▲34.8	19.6	52.1	28.6
(1社平均)	▲5.0	▲2.6	▲1.5	▲0.5	▲0.3	0.2	0.5	0.3

年度末	1996	1997	1998	1999
BSデジタル放送の受信可能者数	-	-	-	-
110度CSデジタル放送の加入件数	-	-	-	-
CSデジタル放送(110度以外)の加入件数	24	63	111	182

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
BSデジタル放送の加入件数	161	263	381	552	839	1,422	2,386
110度CSデジタル放送の加入件数	-	-	7	12	20	32	47
CSデジタル放送(110度以外)の加入件数	262	304	338	352	362	374	369

注1 BSデジタル放送は2000年(平成12年)12月1日開始、110度CSデジタル放送は2002年(平成14年)3月1日開始

注2 営業収支及び営業損益については、当該業務関係のみの数値

注3 2006年度(平成18年度)については事業者のうち、BSデジタル放送とCSデジタル放送(110度以外)の兼営社が3社含まれる。統計上は、これらの3社は分計されている。

注1 BSデジタル放送: 受信機出荷台数(PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む)、ケーブルテレビ用デジタルSTB、ケーブルテレビのアナログ変換件数の合計)とCATV経由のアナログ再送信受信世帯数の合計。

注2 110度CSデジタル放送の加入件数: 個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録件数

注3 CSデジタル放送(110度以外)の加入件数は、「スカイパーフェクTV!」の加入件数: 個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録件数

注4 CS放送(110度以外)において、「スカイパーフェクTV!」のプラットフォーム以外のデジタル放送の加入件数が約52.3万件。このほか、アナログ音声放送の加入件数が約6万件。(以上いずれも平成18年度末)

衛星放送の現況

区分	方式 (プラットフォーム)	放送事業者	番組数等			加入者数等 (万世帯)	使用衛星 (所有者/軌道位置)	放送用中継器数 (全中継器数)	
			TV	音声	データ				
BS	アナログ	NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	1,321	BSAT-1 (NHK, WOWOW/110度)	4	
		WOWOW	1	-	-	110			
	デジタル	NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	3,036	BSAT-2 (BSAT/110度)	4	
		WOWOW	4 (HD1,SD3)	-	-				
		民放キー局系5社	20 (HD5, SD15)	-	-				
		スターチャンネル	1	-	-				
		その他	-	1	4				
	モバイル放送	-	45	2	非公表	MBSAT (モバイル放送/144度)	1		
合計		12社(NHKを除く)	32	46	6	1,476	-	9	
CS	110度 以外	デジタル (SKYPerfectTV!)	100社	188	102	36	360.0	JCSAT-3A (ジェイサット/128度)	20 (42)
								JCSAT-4A (ジェイサット/124度)	16 (32)
		デジタル (SKYPerfectTV! 以外)	4社	4	632	2	52.8	SUPERBIRD-C (宇宙通信/144度)	2 (24)
	アナログ	1社	-	10	1	6.0	JCSAT-2A (ジェイサット/154度)	2 (32)	
	110度	デジタル (e2 by スカパー!)	12社	82 (HD15,SD67)	-	2	59.0	N-SAT-110 (ジェイサット、宇宙通信/110度)	12 (24)
		デジタル (e2 by スカパー! 以外)	1社	3 (HD1,SD2)	-	-	(47.4)		
	合計		114社	277	745	41	477.8	-	52 (152)

注1 アナログWOWOWの加入者数は、2006年(平成18年)12月よりCS経由の加入者も含む。
 注2 BSデジタルの視聴世帯数は、受信機普及台数(NHK調べ)にケーブル経由を加えた値。
 注3 BSの合計視聴世帯数は、NHK受信契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル経由を加えた値。
 注4 e2 by スカパー! 以外の放送は、無料放送のため視聴世帯数はe2 by スカパー!と同数としている。

(特に記載の無いものについては、2007年(平成19年)10月末現在の数値。)

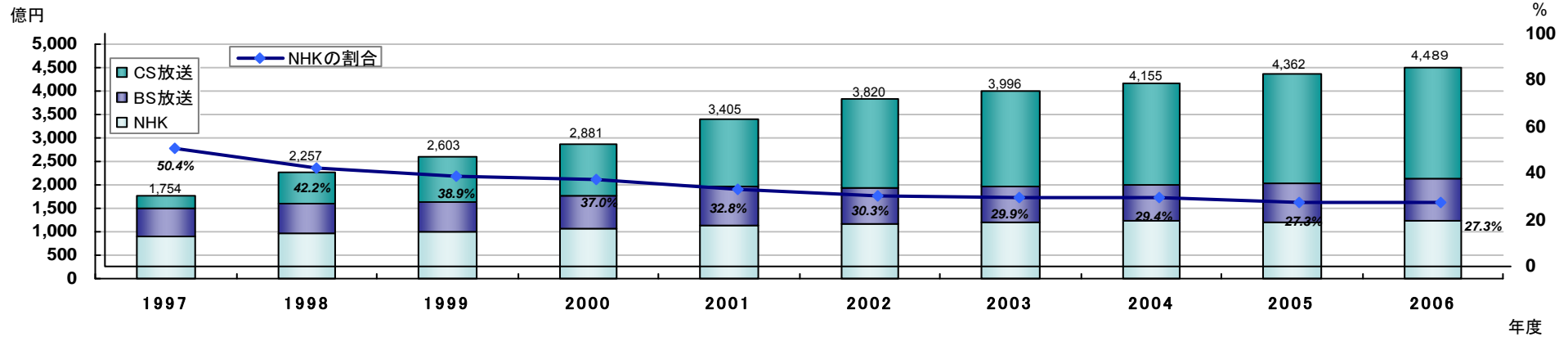
BSデジタル放送(テレビ)の委託放送事業者の概要

社名	株式会社BS日本	株式会社ビーエス朝日	株式会社ビーエス・アイ	株式会社BSジャパン	株式会社ビーエスフジ
資本金	250億円	350億円	400億円	250億円	310億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)
当初認定日	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27
直近の認定更新日	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27

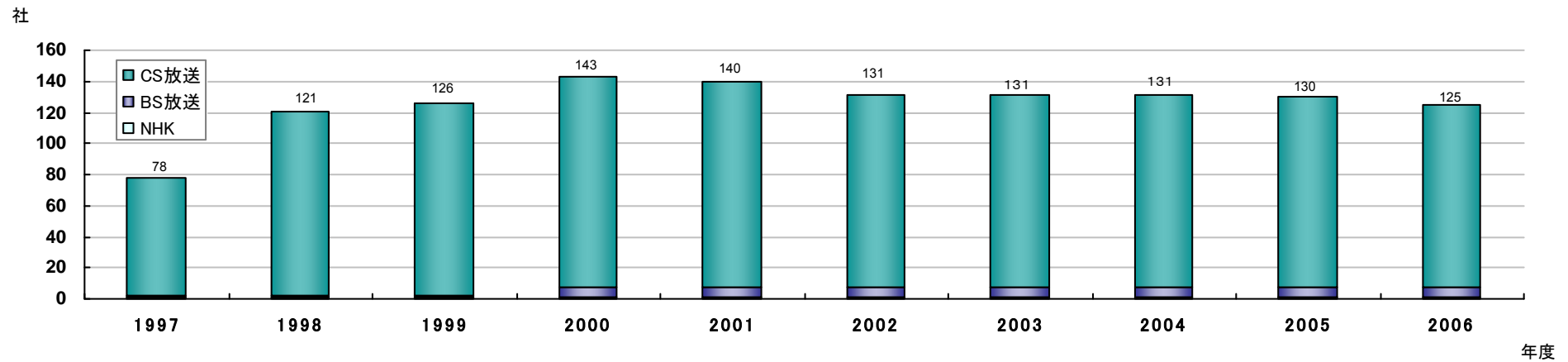
社名	株式会社WOWOW	株式会社スター・チャンネル		日本BS放送株式会社	ワールド・ハイビジョン・チャンネル株式会社
資本金	50億円	20億円		30億円	15億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	SD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組	HD 1番組
当初認定日	1998. 10. 27	1998. 10. 27	2005. 12. 15	2005. 12. 15	2005. 12. 15
直近の認定更新日	2003. 10. 27	2003. 10. 27	—	—	—

衛星放送における放送事業者の営業収益の推移

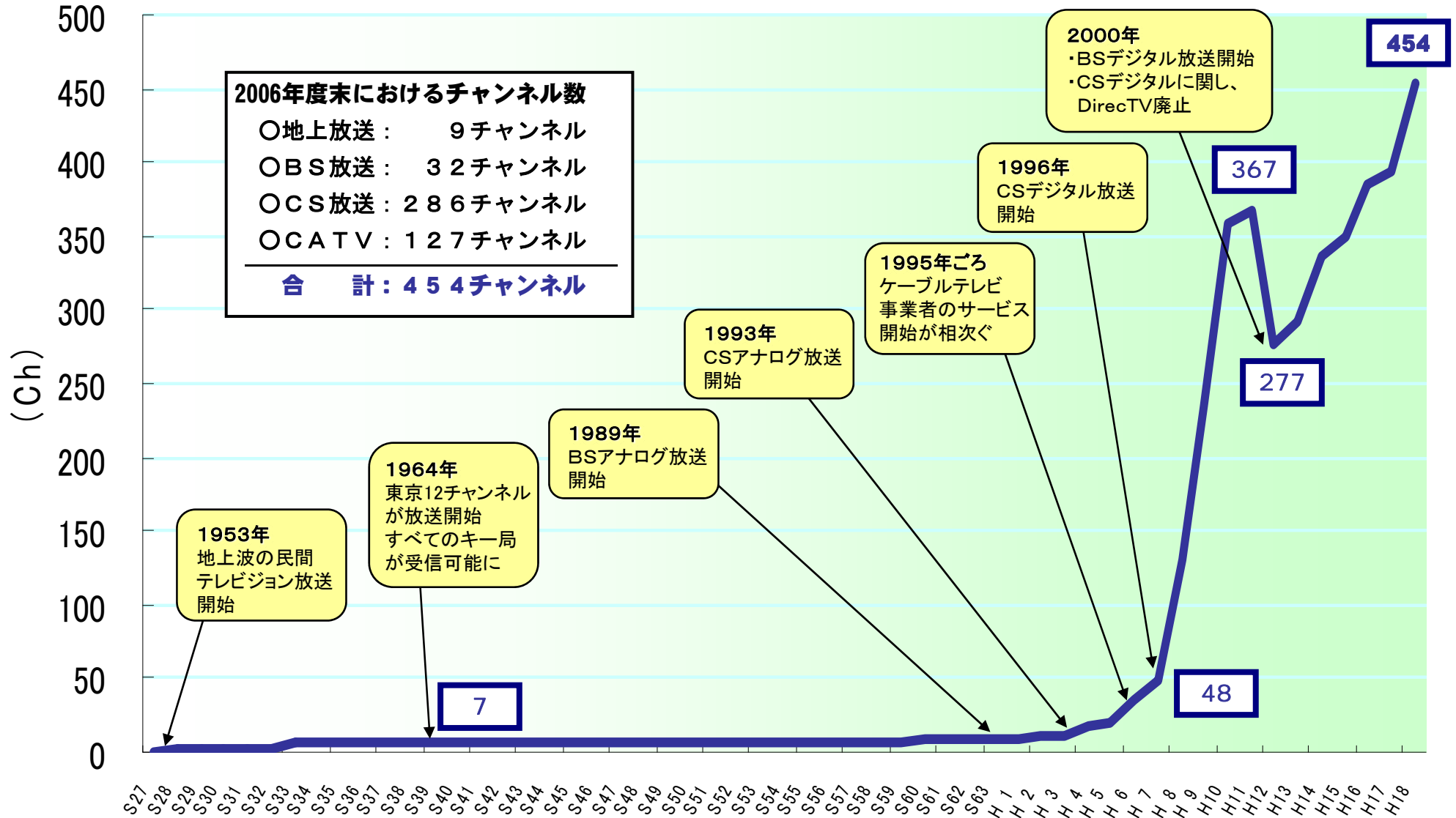
1 営業収益の推移



2 事業者数の推移



多チャンネル化の状況



注1 地上放送については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数

注2 BS放送、CS放送については、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出

注3 CATVについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均

注4 上記のほか、全国をサービス地域とする有線役務利用放送事業者4社があり、その平均チャンネル数は約43チャンネルである

年度末

BSテレビジョン放送のチャンネルと使用している衛星の推移

